

交易調整、特殊財産資金の三特別會計については日本經濟年報・第五二輯二一六―七頁參照。

豫算編成方針 豫算編成者は政府であるが、直接の擔當者は大藏大臣であり、各省豫算については各省大臣が當る。そこで豫算編成に當つては政府全體としての一定の方針を豫め立てる必要がある。之が豫算編成方針で、毎年度初め閣議に於て決定、内閣の名に於て發表される。歳入歳出豫算概定順序 豫算編成の手續については明治二十二年の閣令により、歳入歳出豫算概定順序が定められてゐる。之によれば各省大臣は次年度の歳出入概算書を毎年五月末迄に大藏大臣に提出し、大藏大臣は之を基礎として六月末迄に歳出入總概算書を作り内閣に於て之を七月十五日迄に決定し、此の決定に基き各省大臣は其の範圍内に於て豫定經費要求書を九月末迄に大藏大臣に提出する。大藏大臣は之により詳細な歳入歳出總豫算を作る。然るに實際の編成期間はこれより遅れるのがつねであつた。これは改められなければならぬ。(豫算の改革については舊くは太田正孝『日本財政論』西野喜與作『財政物語』の如きが觸れてゐる。森田久『豫算の見方』も今は舊くなつた)

査定 歳出入概算書の送付を受けた大藏省では、各省の要求の内容を嚴密に検討し、認めて可なりと思ふ部分は認め、不可なりと思ふ部分は削除する。之を豫算の査定といふ。然るに此の査定による削減を見込んで、各省の要求には相當の懸値があり、不必要な額迄要求して各自

の豫算を多くとらうと云ふのであり、豫算分捕主義と云はれ、毎年非難され乍ら仲々一掃出來ない現狀にあつた。從來の豫算編成方針は大藏省主計局の手により立案され、閣議に附議決定されて來たのであるが、企畫院が設置せられるに及び、平戰時における綜合國力の擴充運用に關する重要事項の豫算の統制に關し意見を具へて内閣總理大臣を経て内閣に上申すると云ふ、その官制に基づき、企畫院も豫算の編成に参加することになつた。最近まで各省間の豫算爭奪の弊は豫算編成につきものであつたが、企畫院が入つて綜合國力の運用擴充に關する重要事項の豫算統制を行ひ來つたことは意義深きものがあつた。最近の計畫經濟の進行に伴ひ、物資、資金、勞力等の諸動員計畫の決定が企畫院の手に委ねられるに至り、これと密接不可分の關係に立つ豫算の編成も大藏省、企畫院の緊密な連繫・協力なくしては畫定し得ぬこととなり、豫算編成に企畫院は確乎たる足場を有つに至つたのである。即ち各省は夫々の豫算概算要求書を大藏省主計局に提出すると共に企畫院にも提示することとなり、企畫院はこれに綜合國策遂行の立場から重要事項を審査し意見を附して主計局に回付し、大藏省はこの方針に即して重要事項の豫算化を行ふのであつた。昭和十七年七月の重要事項豫算統制大綱の決定は、此の基本動向が現段階に應じ一層明確化されたもので、重要政策に關してはまづ企畫院が中心となり綜合國力の重點的集中の觀點に立つて考案し、これを閣議決定した後、大藏省に回付し、大藏大臣

は財政の許容する範囲内でこれを取捨選擇して豫算化することとなつたので、重要豫算の閣議先議決定として知られる。なほこの豫算編成方針の樹立により、昭和十六年夏閣議決定をみた「財政金融基本方策要綱」中の「豫算編成方法改革」の條項である（イ）毎年度豫算の編成に際しては豫め行政各部の首腦者相協力して、政府の實行すべき重要國策を先議畫定すること、（ロ）重要國策費とその他の経費が財政資金に關する計畫に基く歳出の總額を超過することなからしむるため、行政各部は毎年度既定経費につき徹底的整理を行ふこと、この二方針も漸く軌道に乗ることとなつたと云はれる。

物資動員計畫は資金動員計畫と表裏の關係をなし、兩計畫は相俟つて機能する。一國の物資の總量は生産・輸入・蓄積・回收の總計であるが、一國の資金の總量は信用の造出により、——特に日銀引受の公債發行により——或る程度その供給量の擴大が行はれる。従つて物資動員計畫と資金動員計畫とを對照する場合には、物資總量に對し資金總量が超過しないやう、資金動員計畫がたてられねばならない。斯く云ふとき、勿論、貨幣數量説的見地に墮しないやう注意されねばならない。この資金動員計畫は財政、産業、國民消費の三資金計畫よりなり、財政資金計畫は歳出豫算金額の最大限を概定する。この概定總額につき政府の最も重要にして急速

に實現を要する國策が先議決定される。即ち軍需品の擴張再生産に最も寄與する方向の國策を實現するやう豫算を編成するので、從來各省の費目を集計し、事務的折衝乃至政治的解決によつたとは反對の方法であつて、これに伴ひ會計制度についてもその検討が問題とされてゐる。

（大谷政敬『財政金融國防論』一〇一—一〇七頁）

物の豫算 近衛内閣の賀屋藏相は昭和十三年度の豫算の編成に際し、各省に對し歳出概算書の作成と共に同時に所謂物の豫算、即ち物資需要調査を提出せしめた。各省より翌年度の経費を要求する場合には、單に金額のみを掲げ、具體的に物資の内容を示さないのが普通であるが十三年度に關しては事變前、甲號、乙號にわけて重要商品については數量をも明かにすることが命ぜられた、大藏省では企畫院、商工省、資源局等の協力を得て、これによつて昭和十三年度に國家が必要とする物の數量を明かにし、これと民間の需要量と我國の生産能力とを比較し、又その爲め輸入すべき分量、節約すべき分量等を考へて豫算を定め、物價、國際收支適合、消費節約等の問題解決の資料としようとしたのであつて、豫算編成の参考とするにとゞまる。豫算の數量を金額ではなく物の物理的數量で示すものと解してはならない。

復活要求 一度大藏省が査定した豫算に對し所管省が飽くまで反對し、査定された豫算の復活を要求する場合、之を復活要求と云ふ。追加豫算 總豫算及び特別會計豫算が編成せられし

後、若くは編成せられんとする時、更に總豫算の必要を生じ、之等の補充的延長的の豫算として編成せられるもの。これに對し當初提出又は決定した豫算を本豫算といふ。經常豫算・臨時豫算 毎年規則正しく引繼ぎ繰返される豫算が經常豫算で、然らざるものが臨時豫算である。我國では會計法第八條により、之を經常部・臨時部の二部に大別する事になつてゐる。總計豫算・純計豫算 總計豫算は歳出入の巨細を問はず計上するもので一切の收入・支出を包含する。純計豫算は收入に要する生産費、徴收費等の経費を除きたゞ純收入のみを計上する。我が會計法第二條は總計豫算を採用することを規定してゐる。更に一般會計及び又特別會計を通じて其の重複せる歳出入を控除した各會計豫算の集計表を純計豫算と呼ぶことがある。歳計 一會計年度に於ける歳入と歳出との關係を總括して云ふ。又會計法規に基いて定めた豫算に於て歳入・歳出の出納計算をする事を云ふ。従つて歳計豫算とは一會計年度内に於ける歳入豫算及び歳出豫算のすべてを指し、總豫算・特別會計豫算・追加豫算を包含する。一會計年度の開始と共に歳計の現状は大藏省の主計簿に記入され、常に國庫に於ける歳計の現状を明かにする。之が國庫現況であつて、毎月末に發表される。分科 豫算は歳出の目的、種別並に歳入の状態を明確に表示する必要がある。この必要に基く豫算の計上方法を分科と云ふ。豫算は先づ歳出及び歳入の二大要部に區分し兩部共に之を經常部・臨時部に區分する。經常及臨時の二部は更に歳出につ

いては所管別とし、歳入については事項別に分けられる。款項目節 豫算は款項に區分される。豫算の款項は議會が豫算を議定する最小單位であり、款項間の金額は流用を禁じられてゐる。款項を更に目及び節に分つが、之は政府が單に参考として議會に提出するもので、款項を豫算の立法分科といふに對し、目節は之を豫算の行政分科と云ふ。而して目節間は原則として主務大臣之を自由に流用し得る。成立豫算 豫算は議會に提出され、議定される。議會の承認を経た豫算を、成立豫算又は協賛豫算と云ふ。實行豫算 二つの意味がある。憲法第七十一條に「帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ」とあり、前年度に施行した豫算の範圍内で實行上の標準として作成された豫算が其の一である。其の二は豫算の成立があつたにも拘らず、其後の事情により、別に——勿論成立豫算の範圍内で——編成實行される豫算である。實行豫算はまだ施行豫算とも呼ばれる。國庫 國庫とは國家の所有に歸する現金を保管する機關で、現在各國とも中央銀行が國家の委託を受けて財政上の收支の代理者となつてゐる。これを國庫預金制度といふ。豫備金 これは豫算施行上の不足に應ずる爲の豫算外支出の一制度で、第一豫備金・第二豫備金の二つに分れる。前者は豫算の不足に應ずるもので、其の費途は毎年度豫め勅令を以て定められ、後者は主として天災・地變等豫算の款項に存せざる必要の經費に充てられる。豫備金支出は次期議會に提出して

事後承諾を求めねばならぬ。緊急處分 公共の安全を保持するため緊急の金銭上の需要ある場合にして且つ臨時議會を開けない場合、政府は憲法第七十條により財政上の緊急處分をなす事が出来る。其の内容は國債を起すこと、豫算外國庫の負擔となる契約をなすこと、特別會計の基金を流用することの三である。緊急處分は次の議會に提出して、事後承諾を求めねばならない。責任支出 豫算不足が豫備金で賄へず、且つ議會召集、緊急處分も事實上不可能な場合の便法として、責任支出がある。之は政府の責任に於て、餘裕財源より支出して緊急の必要を充し、次期議會に事後承諾を求むるものである。元來これは憲法及び會計法に牴觸するものとも言はれてゐるが、慣習的に默認され今日に至つてゐる。過年度收支 既に出納の完結した年度に屬する収入を過年度収入と云ひ、之は實際に収入のあつた年度の歳入に組入れて整理する。過年度支出とは過去の年度に屬する支出で、實際に支出のあつた年度の歳出として整理する。なほ豫算の審議に關し、(一)本會議上程と大藏大臣の説明演説(二)豫算委員會に於ける審議(三)貴族院の豫算審議(四)豫算修正と兩院協議會(五)豫算成立と公布の過程が問題となる。經費 國家若くは其他の公共團體が其職能を遂行せんが爲に支出する費用であり、主として一定の貨幣額であるが、其他に匿れたる經費と呼ばれる名譽職の勤務、兵役、賦役等がある。經常費・臨時費 經常費とは毎會計年度に大體規則的に繰返し永續的に支出せられる經費、

臨時費とは年度限り臨時的に支出される經費を云ふ。經常費、臨時費の區別はその標準を國法上に求め確定の度を標準にするものと、財政上に求め經費支出の需要の起る時を標準にするものと、經濟上に求め經費の政策の繼續を標準とするものとある。一般に俸給費・恩給費・徵稅費、公債の利拂ひ等は經常費として、また戰費・災害救助費等は臨時費として理解される。憲法費、政務費、財務費、經費は憲法費、行政費、財務費、公債費に分れ、廣く國防、秩序維持、教育、衛生、交通、勸業、厚生の費用を行政費に含ましめるが又その用途の目的別により上述の三者に分つ、即ち憲法費とは元首に關する經費及び議會其他國家の中央機關に關する經費、政務費とは國防費、法務費、厚生費、文化費。財務費とは財政に關する行政費を云ふ。確定費・自由費 確定費とは法令又は契約によつて國家が支出義務を負ふ經費、自由費とは議會の豫算議定權により廢除削減しうる經費で議定費とも云ふ。人件費・物件費 經費の目的が物件か人の勤務かによる分類で、官吏の俸給、恩給、扶助料、手當、賞與等があり、政務の膨脹に伴ひ漸次増加の傾向にある。物件費は土地・建物の費用、艦舶費、動産費等に分けられる。我國の豫算では物價の騰落によつて變化する雇人給料などは雜給雜費又は事務費等の中に入れて物件費として計上される習慣である。中央費・地方費 經費支出の主體が國家なりや地方團體なりやによる分類、生産的經費・不生産的經費 經費の經濟的效果を標準とする分類で、例へば公債の利拂

恩給等は後者の代表的なものであると云はれる。補助費、國家が人件・物件の何れも購入することなく無償的に貨幣を交付する経費である。補助費を其支出の理由により分類すると、(一)一般産業の保護奨励費、(二)労働者保護、保健施設費、児童・窮民に對する施設費等の所謂社會政策的経費、(三)地方公共團體の財政的援助の爲にする補助費(四)匡救事業経費となる。なほ補助費として支出される貨幣は其性質・目的によつて、補助金、奨励金、助成金、交付金等種々に呼ばれる。低物價政策と關聯して問題となる。繼續費、一定の経費總額を一定の年限に於て年度割に支出するもので、憲法第六十八條に「特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得」とある。機密費、臨時機密のための費用で會計検査院の検査を受くる必要がない。國防費、國防費は陸軍省費、海軍省費の外各省費中に若干宛あるが、陸海軍兩省費のみをみても連年異常な激増振りを示し、昭和十年度に十億二千萬圓、全豫算の四割六分を占めた。軍事費の膨脹は十九世紀にかけて世界的の傾向である。國防費には廣義のものと狹義のものとあり、廣義國防費は陸海軍省の豫算のみでなく各省に及ぶ國防的性質の豫算を總稱し、狹義國防費は陸海軍省の豫算だけ、即ち軍事費である。廣義國防費をみるに内務省に徴兵費、軍事救護費、大藏省に營繕費、滿洲事件豫備金等の直接的軍事費があり、又遞信省の年金及び恩給昭和十年度頃の一億七千萬圓の七割は軍人關係に屬し、大

藏省の國債費四億圓の四割は軍事公債の元利拂等、これを間接的軍事費と云ひ、此の外文部省の軍教に關する費用、商工省の軍需工業關係の費用をはじめ各省に跨る國防的性質を有する経費を合すれば今日四割や五割ではなく、全豫算が國防的性質を有つてゐる。滿洲國國防費分擔金我が國防費の一部分は日滿議定書により事實上滿洲國の國防費に費されてゐるので、昭和十年より滿洲國は我が國防費の一部分を負擔する事となり、滿洲國國防費分擔金受入として臨時部歳入豫算に九百八十七萬三千圓が計上された。時局匡救費、農村匡救の爲め昭和七年度から九年度の三ヶ年間に互つて、主として農業土木事業費農村經濟更生施設費として支出された経費で、内務・農林兩省所管分が大部分である。七年度一億九百萬圓、八年度二億七百萬圓、九年度一億二千五百萬圓で一應打切られる事となつたが、實質的には形を代へて尙ほ金額は減少されるにせよ繼續されてゐる。教育費、大正八年度から實施された市町村義務教育費の國家負擔以來、教育費は頓に増加し、文部省費(昭和十年度一億四千九百萬圓)の六割から七割を占め財政上の負擔の一つとなつてゐる。産業助成費、直接産業の助成の目的を以て支出されるもので連年増加の傾向にある。航路補助・航空事業補助・鐵道會社補助等が其の主なるものである。土木事業費、日清・日露兩役後の殖産貿易奨励と軍事的必要とから地方の港灣・河川・道路・橋梁等の新設改修を刺戟し、失業の増加防止の必要と相俟つて、土木事業費の膨脹が促進

された。特に地方財政では教育費に次ぐ多額の経費として其の重荷となつてゐる。救済的経費、大正九年の戦後恐慌以後、政府の財界破綻に對する救済的活動が頻繁となり、救済の爲めの経費支出が増大した。其の主なもの、は、絲價補償融資、滯貨絲の買収、米穀法及び米穀統制法による米價調節、震災手形損失補償、震災手形善後處理、海軍軍備制限に依る損失補償、臺灣銀行其他に對する資金融通補償、時局匡救事業費、等である。経費膨脹の法則、國防費・公債費・社會政策的経費の増加、公企業の擴大、物價騰貴等によつて、現在各國とも経費は逐年膨脹する傾向にある。特に我國での膨脹振りはこゝ十數年來著しいものがある。経費の組織、我國では政府の組織に準じて豫算上の経費を組織し、一般會計は皇室費の他十一省費に分けられてゐる。収入、國家の収入とは國家の所有に入り來る一切の貨幣額をいふ、經常收入・臨時收入、毎會計年度に大體規則的に繰返される収入を經常收入といひ、然らざるものを臨時收入と呼ぶ。經常收入には國家の權力に於て獲得する強制的收入（租税、手数料、特別賦金、違法金等）と、國家の諸種の經濟的行爲より生ずる經濟的收入（官有財産收入、官業收入等）とがある。臨時收入には官有物拂下げ、無主物の歸屬等があるが、最も重要なものは公債金收入である。収入組織、我國の収入組織は經常部・臨時部に分けられ、其の主なる科目は次の如し、經常部、租税・印紙收入・官業及官有財政收入・通信事業特別會計納付金・日本銀行納付金・雜

收入・教育改善及農村振興基金特別會計より繰入、臨時部、官有物拂下代・雜收入・公共團體工事費分擔金・公債金・前年度剩餘金繰入・學術研究獎勵金受入・特別會計より繰入・保險會社納付金・公共團體工事費納付金・輸出補償收入・借入金・滿洲國國防分擔金受入・臨時利得税。自然増收、歳入豫算に見積つた租税其他の収入が豫算編成後の實施に於て、収入増加したもの、即ち豫算編成當時豫測し得なかつた歳入増のことである。自然増收は主として租税・印紙收入・官業收入等が主なるものであるから、財界好轉を示す一種の指標とされてゐる。租税は國民が國家に對して支拂はねばならぬ義務であり、購買力の強制的移轉であるが、現代に於ては之は貨幣義務である。（菊地淳『趣味の税金』勝正憲『税』）租税を實際に負擔する者を擔税者といふが、擔税者必ずしも納税者ではない。例へば酒税に於ける納税者は釀造家であるが、擔税者は消費者たる飲酒家である。立法者により擔税者と豫期せらるゝ者を擔税指定者と云ふ。租税が實際に支拂はれる財源を税源（税本と區別）と云ひ、租税賦課の目的となる物體、事實等を課税物件又は租税客體と云ふ。所得税にあつては税源は所得で課税物件と一致するが、消費税にあつては、税源と課税物件とは必ずしも一致しない。税額又は税率の大小多寡を決定する標準となる價格又は數量を課税標準と云ふ。課税標準の一定數量にして税額算定の基本となるものを課税單位といひ、課税單位により徴收せられる租税額を税率といふ。

國稅・地方稅 租稅權の所在による區別、我國では中央政府は久しく大財源を網羅して所有し地方は附加税と小なる獨立税とを許されるに過ぎなかつたが、昭和十五年の稅制改革によつて大いに改められた。經常稅・臨時稅、經常費・臨時費其の何れの充當の爲に設けられたるかによる區別である。配賦稅・定率稅 租稅賦課に際し納稅者の負擔を決定する方法上の區別である。配賦稅とは一租稅收入額を豫め定め、之を納稅主體、納稅物件に割當て負擔せしめる方法で、定率稅は豫め稅法を以て特定の課稅單位に對する稅率を定め、之を個々の場合に適用する方法である。人稅・物稅 納稅者の個人的事情を斟酌して課稅するを人稅といひ、租稅賦課に際し其の課稅物件、納稅主體を客觀視して規定の負擔をおはしむるを物稅と云ふ。直接稅・間接稅 此の區別は沿革的には重辱學派の理論より出てゐるが、現在では或は租稅轉嫁の方向を標準として租稅納付者と負擔者とが同一人である場合には直接稅、異なる場合には間接稅となし、或は定期的に課稅目的物を調査して賦課し得るものを直接稅、偶然的な經濟行爲によつて生じたものに對する課稅を間接稅、乃至課稅目的物が永久的な繼續性を有つ場合に直接稅、一時的・偶然的な性質を有つ場合に間接稅となし、更に確知し得べき目的物（人、財産、所得等）に對する課稅を直接稅、確知し得ざる目的物（行爲、手續等）に對する課稅を間接稅、又物の所有に對する課稅、物の消費に對する課稅を以て分つてゐる。間接稅は納付者が不知不識の裡

に納付しえて負擔を感じない、納稅者個人の人的關係に干涉せずすむが、直接稅に比しより多く納稅者の給付能力に適合せしめ得、その收入に安定的で彈力性に富み、經濟社會を擾亂することが少い。（松野賢吾『間接稅の研究』）直接稅は收得稅とも呼ばれ、之には收益稅（地租・營業稅・營業收益稅・家屋稅・資本利子稅・勞働收益稅等）と所得稅（一般所得稅・會社稅・相続稅・贈與稅・増價稅・一般財産稅等）がある。間接稅は支出稅ともいはれ、支出稅は消費稅（内國商品稅及び財政專賣・關稅）と直接消費稅（使用稅・奢侈稅）に分ける。更に準間接稅と見られる流通稅がある。これは交通稅（交通稅・通信稅・運送稅）、取引稅（商品取引稅・證券稅又は印紙稅）及び登録稅（財産登録稅・資格登録稅）に分たれる。（安藤春夫、『取引稅の研究』）

比例稅・累進稅 比例稅は稅率が各課稅單位に對し一率で、課稅標準が大となるに従ひ稅額は増すが、その割合は變化しないもの。累進稅は課稅單位に對する稅率に差等を設け、課稅標準が大となるに従ひ稅率を増加する。累進稅に全額累進稅と超過累進稅とがある。前者は課稅標準の全額に對して其額に相當する階級の稅率を課するもの、後者は課稅標準額の増加につれて、課稅標準の總額を幾つかの階級に分ち、各階級毎に次第に高い稅率を課するもの、なほ課稅標準の大なるにつれ稅率を減少する累減稅がある。累進稅は佛蘭西に起り、その目的は消費の平

等化、貧富の懸隔是正、財政収入増大、にあるが、その根據として説かれるところは或は公平な租税であるためには各個人々々がそのために拂ふ犠牲が平等でなければならぬからその理由から（比例的な）犠牲の平等が説かれ、或は資本の大小、立地上の優劣等産業條件を平等にする手段として主張され、又社會政策的な意味から、財貨の獲得面の特權重課の意味から、更に又生活必需品の重課を直接税の累進により補償すると云ふ根據から説かれてゐるが、或は主觀的で科學的客觀性に缺け、或は産業關係の直接税には妥當せず、或は租税を社會政策的に偏向し、或は高額所得必ずしも特權に基因せざるが故に適當ならず、或は根本に於て比例税の存在を認めてゐる故に説くところ完全でなく、累進税を十分に根據づける學説をみない。租税犯、租税收入を侵入する危険なる行爲であつて、法律が之を違法として刑罰の制裁を科するものを云ふ。逋税犯と秩序犯とに分つことができる。前者は納税義務ある者が詐偽其他不正の行爲に基づき違法に其義務を履行しない場合であり、後者は一定の申告又は帳簿記載義務其他種々の法規違反が租税收入に危険を及ぼす虞あるが爲に之を處罰すべきものとしてゐる場合である。租税犯は刑事訴訟法の定める所に従ひ司法裁判所の審理裁判を受くるを原則とするが、間接國税及び關税に對して間接國税犯則者處分法及び關税法に特別の定があり、簡易略式の謂はゆる通告處分手續が認められてゐる。（國稅徵收法、その他に關し、例へば美濃部達吉『行政法』（岩波全書

II、三六三—四二二頁についてみよ）逋税闘争 國家内の諸團體若くは階級が政法的手段を以て租税負擔を回避し、之を他の團體・階級に轉嫁せんとする争ひで、立法機關又は直接的な政治的活動を通じて行はれる。職業間のものとは社會階級間のものとの區別がある。租税の轉嫁、納税者が既に一旦納めた租税負擔を私經濟的交換の過程に於て他に轉嫁するもので、之を決定するものは經濟上の力の強弱關係である。轉嫁の態様によつて之を分てば、生産者又は商人が納税して消費税が擔税する場合（後轉）、負擔が消費者に轉ぜず生産者又は商人に歸着する場合（前轉）、租税が一旦納付せらるゝも生産の改良によつて表面上何人の負擔にもならない場合（消轉又は排轉）の三つの場合がある。轉嫁の學説としては重農學派の農業のみが純益をあげると云ふ學説、租税は賣買の行はれる度毎に當事者双方に半分づゝ負擔され結局、平等に分布されると云ふ説、租税は經濟取引上の強者から弱者に轉嫁されると云ふ説、不動産課税は租税の還元が行はれて何時まで経つても不動産の舊所有者が負擔し新しい買手は之を負擔しないと云ふ租税還元説などがある。然し重農學派の説は當時の經濟事情に左右され、平等分布説は資本主義の經濟過程を理想的に見過ぎてをり、第三の説は彫琢不十分であり、租税還元説はその時々的情勢により土地ならば各種農作物の購買者に轉嫁されることがあり必ずしも當らない。要するに轉嫁の不可能・不可能は商品の價格を引上げて賣ることが可能か否かに懸り、それは計劃經

濟の進展と共に次第に阻まれるであらう。(松野賢吾、『租税轉嫁論』の如き、其の經濟理論の立場に
ついてはともあれ、種々な問題を取扱つてゐる。セリゲマン等舊型の財政學が得意とするところである。)
租税の還元は又租税の償却とも云はれ、課税物件の價格が賦課された税額の資本還元額だけ下
落する現象で、例へば額面百圓、利率年五分の有價證券があり、その時の平均金利が年五分と
すれば、時價も亦百圓である。然るに今該證券の利子に年二割の利子税を課せばその證券の市
價は税額一圓の資本還元額即ち二十圓だけ下落して八十圓となるであらう。然らばその後八十
圓でその有價證券を買入れた者は八十圓に對する四圓、即ち依然年五分の利益をあげることに
なり、全然租税負擔を感ぜざるに至る。これが租税の償却であつて、課税物件が資本價格を有
し年々収益を生ずる場合に現れ、租税の轉嫁とは反對の現象である。社會政策的租税 社會政
策の見地から、租税の原則として次の事が主張される。(一) 財産所得は勤勞所得より重く、財
産所得に於ては所有所得は營業所得より重く課税せよ、(二) 不勞利得は普通利得より重く課せ
よ、(三) 獨占・偶然利得には重課せよ、(四) 最低生活費については免税せよ、(五) 個人
的家庭事情を斟酌し、減税・免税の制度を設けよ、(六) 普通の生活に輕課し、奢侈に重課せ
よ。以上の結論として社會政策的租税は、租税は一切の間接税を排し所得税のみとし、所得賦課
に當つては累進税を採用する單一累進所得税論が其の中心理論となる。免税 國家は産業保護

上、社會政策上或ひは國費調達の便宜上免税を行ふ。其の主なるものは、日本國債・貯蓄債券・
復興貯蓄債券の利子、軍人從軍中の俸給手當・扶助料、傷痍疾病者の恩給、退隱料・旅費・學
資金・法定扶助料・郵便貯金・産業組合・貯蓄銀行預金の利子、營利事業に屬せざる一時の所
得、軍事救護法により給與を受くる救護金品の所得、千二百圓未満の所得(此の場合千二百圓を
免税點と云ふ)、更に開業後三ヶ年を経ざる金・銀・鉛・亞鉛・鐵等の製造業者である。税制
が幾度びか變遷してゐることは本書で述べてゐる如くである。二重課税 同一課税物件の全部
又は其一部に二度以上課税する事であり、重複課税とも云はれる。例へば國税と地方税との重
複、所得税と地租・營業收益税・資本利子税等との重複等が夫れであるが、一番面倒なのは國
際間の夫れで、甲國人にして乙國で事業を營む者は甲乙兩國から二重課税される場合が多い。
(青木得三、財政學原理、第二篇第八章) 日滿國稅徵收事務共助法の如き涉外租税法の問題がある。
租税體系 租税の系統的組合せであり、租税制度又は税制とも云ふ。此の組合せは租税原則
の實現に最も適合するやうにしなければならぬ。單一の租税でもそれがよく租税原則を實現
できれば差支へない。單一の租税で足りるといふ説を單稅論と云ひ、複數の租税にしてはじめ
て所期の目的を達し得られるとするものを複稅論といふ。單稅論として多くのものが唱へられ
たが、主なるものは消費税・地租・所得税の單稅論で、十七、八世紀に英國に唱へられた消費

税單税論は、當時政權を握つてゐた貴族が直接税を免れて消費税に依つて負擔を一般人民に轉嫁せんとしたものであつたが、之は完全には實行されなかつた。其後重農學派は生産の究局の基礎は土地にあるから、土地のみが租税を負擔する力あり、他の租税はすべて結局は土地に歸屬すると云ふ立場から土地單税論を説いた。又米國でも十九世紀中葉よりヘンリー・ジョージを主唱者として土地單税論が唱へられ、地代は土地所有者の努力の結果に非ず一般社會進運の賜であるから、之を國家に徴收すべく、且つ地代は社會の進展と共に増加するものなるが故に土地單税のみにて一切の國費を支辨しうるものとなした。斯の論は特に商工業者の歡迎を受けしたが、更に十九世紀末葉獨逸の社會民主主義により所得稅單税論が唱へられたが、之は租税は元來所得のみに課せられるのが公平であるとの根據による。此等の單税論が唱へられたのは之に依て能力ある所に課税し得ると信ぜられたからであるが、消費税は屢々逆進税となり、地租單税は前提たる理論そのものに缺陷がある。所得單税論は現在の租税制度が所得稅中心たる點から適當であるかの如くであるが、個人の支出消費行爲の社會的價値を無視し、納稅者に一時に多くの苦痛を與へ、必ずしも所期の如くでない。斯く單一の租税では諸種の租税原則を充足させることが困難であり、すべての給付能力を捕捉することが出來ず、加ふるに十分の財政收入を擧げ得ないので、現今では一般に複税制度が採用される。複税制度によれば各方面より租

税給付能力を捉へることが出來るが、その代り税目過多となり、稅務が煩瑣となつて、謂はゆる雜税制度となる缺點があるから、之を避け一定の體系を整備する必要あり、こゝに租税體系の問題がある。一般に個人はその所得高の増大するに伴つて謂はゆる社會的價値の小なる欲望を充足するものであり、それだけ租税負擔能力も増大するから、この所得獲得の方面より捉へて收得稅を中心として、之を補ふに財産稅、流通稅、消費稅等を以てし、收得稅の逸せる稅源を抑へるを適當とする。各國の稅制も之に則つてをり、我國の國稅體系は謂はゆる所得稅中心主義で之に配するに各種の補完稅を以てするものであつた。先づ收得稅の中心に所得稅があり、之を補ふに收益稅たる地租・營業收益稅・資本利子稅・取引所營業稅・礦區稅・臨時利得稅あり、流通稅と目すべきものに相續稅・取引所取引稅・印紙稅・登録稅・噸稅があり、消費稅としては酒造稅・麥酒稅・酒精及酒精含有飲料稅・清涼飲料稅・砂糖消費稅・織物消費稅・關稅・骨牌稅・鑛產稅がある。煙草專賣による利益金も消費稅と同一性質のもの。所得稅中心主義とは云へ、消費稅收入が非常に多く、直接稅も中小産者に重く、大財産所有者に軽い傾向がある。租税體系も社會經濟の變遷に伴ひ變化すべきもの、我が稅制には改革すべき點少ししなかつた。現在でも今なほさうである。稅制改革問題 明治以來の我が稅制は其後の財界の發展と共に漸く不備缺陷を曝露するに至つたので、大正十五年加藤高明內閣は臨時財政經濟調查會の答

申に基き、廣範圍且つ根本的の税制理方針を決定、第五十一議會に提案、一部修正の上協賛を得た。其の主要點は、(一)所得税・地租・相續税・酒税・織物消費税・骨牌税・專賣局益金(煙草値上げ)が夫々改正され、(二)營業收益税・資本利子税・清涼飲料税が新設され、(三)營業税・通行税・醬油造石税・自家用醬油税・賣藥税が廢止されたことである。其翌年若槻内閣により第二次税整が行はれ、昭和五年濱口内閣により減税的税整が行はれたが、何れも大正十五年の税整の補充的意味を多く出ない。その後再び税制改革問題が論ぜられるに到つたが、これは困窮せる地方財政の救済を目的とするもので、右とは其内容を異にする。即ち地方財政救済の爲に中央・地方を通じて統一的に税制を改革し、從來の極端な税制上の中央集權主義を徹廢し地方にも適當な財源を與ふべしといふ論で、地方財政調整交付金問題等と關聯し、内閣調査局等で論議されてゐた。それと共に最近の我が財政は極端な收支不均衡の状態にあり、年々赤字公債を累増する傾向にあつたので、増税により収入増を圖るべしとの論が起つた。之を逸早く取り上げたのは藤井藏相で、臨時利得税の設定は其最初の現れである。然し藤井藏相に代つた高橋藏相は未だ「増税は景氣好轉の芽を摘み取るもの」として反對の意嚮を示してゐたが、早晩何等かの形式で具體化すべき問題であつた。然るに偶々二・二六事件により廣田内閣の馬場藏相によつて積極的に此の問題は取上げられ、以後、昭和十五年に到つて、基本的な税

制が定められた。

昭和十五年の税制改革 今日の税制の根本の基礎は昭和十五年の改革によつて定められた。即ち滿洲事變以來政府は支出の増加に伴ひ、數次の増税を企て、從來の税法の改訂又は新税法の創設により増收を圖つてきたが、それは何時もその時々々の財政の要求に應じ差當つての必要を辨する程度になされたのであつて、その結果税制が次第に複雑となり運用が窮屈となつた。而も日支事變は長期戦となり、歐洲には大戦が起り、國際關係は紛糾を加へ、我國としては高度國防國家の完成、長期建設の體制を備へる必要に迫られ、こゝに、一、中央地方を通じて負擔の均衡を圖ること、一、經濟政策との調和を圖ること、一、収入の増加を圖ると共に強力性ある税制を樹立すること、一、税制の簡易化を圖ること、を目標に根本的な税制の改革を行ふこととなつた。

中央地方を通じて負擔の均衡を圖ると云ふことは税制改革の最も重要な目標であつた。即ち近年、國としては昭和七年の滿洲事變以來經費の膨脹に應じて租税増徴が相次いで行はれ、地方團體に於ても歳出は増加する一方で地方税も絶えず増加した。殊に昭和六、七年頃の世界恐慌の影響による農村の疲弊は愈々その負擔を加重した。斯くて經濟界の變化があり、國民全體に各自の負擔力に應ずる課税が出来ない状態になつた。特に地方税は大都會に於ける市民の租

税負擔と農村の負擔とは、その經濟力に比して農村の方が遙かに重いことになつてゐた。國からの委任事務は殖える一方であり、働き手が少いのに各種の施設を都市と同様にしなければならぬ。地方農村の戸數割の負擔の過重は何人も否定出来ぬものであつた。政府は義務教育費の國庫負擔の増加、地方財政補給金制度等の對策をしたが、彌縫的なものに過ぎず、恒久的・全國的な調整方法を必要とするに至つた。第二の經濟諸政策との調和について云へば、國家の必要上租税を前より多く取らねばならぬ時に當り、一方我國現下の情勢は生産力の擴充、低物價政策の維持を必要とし、政府は種々の政策をとつてゐるが、これに對し増税をなすことにより他方の政策と矛盾すると云ふのではならない。即ち國家にとつて緊要なる事業には租税の負擔を軽く、或は新に斯かる事業を起さうと云ふ場合には或る一定期間その租税の減免を行ふ。或は一般に生産設備の擴充、國債保有に運用する法人の留保所得への課税を輕減したり、生産力擴充に必要な資金の供給を豊富にする爲め貯蓄を獎勵するやうな課税方法を工夫すると云ふことが問題となる。次に第三の収入の増加を圖り弾力性ある税制を樹てることについて云へば、まづ税制改革の目的は収入増加を圖ることにあるけれど、そのみならず將來必要に應じて収入を容易に増減できるやうな所謂弾力性ある税制を組立てる必要がある。戰時に際し増收のために手數や時のかゝる税は困る、税制の根幹になるものは税率を動かすだけで増收のえら

れるものでなくてはならないと云ふにある。第四の税制の簡易化を圖ること、これは近年増收のため臨時立法が重ねられ各種の法規が重複してゐるので、これを整理・統合して平易・簡明なものにする必要があつたのである。概して租税はそれが輕微であれば税制上の多少の缺陷も問題にならない。然しそれが多額になつて來ると矛盾が表面化して税制の運用に無理が生じ、國民の生活乃至産業に大なる影響を與へることになり、十分に入る租税も入らなくなり財政が進展しなくなるのであつて、國家の必要上租税収入を殖やさねばならぬ時に、その状態に應じ無理のない税制をたてねばならない。昭和十五年の税制改革はこの必要に迫られたものであつた。

以上の如き要請を盛つたこの税制を直接税、間接税と分ければ、直接税として所得税、法人税、配當利子特別税、外貨債特別税、相續税、礦區税、建築税、他に戰爭の終結と共に廢止になる筈の臨時利得税、特別法人税があり、間接税としては酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、織物消費税、揮發油税、物品税、遊興飲食税、入場税、これに十七年度に電氣瓦斯税、廣告税、馬券税、十八年度に特別行爲税が加つた。その他流通税と稱される取引所税、有價證券移轉税、兌換銀行券發行税、通行税、關稅、噸税があり、地方分與税分與金特別會計に屬するものとして地租、營業税、家屋税がある。昭和十七年度租税收入五十七億五千萬圓に對し所得税は十九

億法人所得税八億兩者合せてその約五割に近い、これに臨時利得税十二億を加へれば七割弱となり、残りの約三割を間接税と流通税とが補ふわけで酒税四億五千三百萬圓、物品税二億六千一百萬圓、遊興飲食税三億六千二百萬圓、砂糖消費税、織物消費税夫々一億八千萬圓、煙草を主とする専賣益金五億一千一百萬圓がその主なるもので、外國に多い取引税或は賣上税の如き流通税や一般財産税が缺如してゐる。(但し物品税はほとんども賣上税にあたる)。昭和十五年の改革では第一種、第二種、第三種に分けた從來の所得税の構造を改めて、第一種所得税が課せられた法人所得は所得税の外において、實質上第一種所得税と法人資本税とを統合した法人税を設け、所得税は全く個人の所得に課するものとし、これを分類所得税と綜合所得税に分けた。分類所得税は各人の所得をその性質によつて區別し、これに別々に課税するもので、この別々にした所得を改めて綜合して、それが一定の金額(初め六千圓、十七年度以降三千圓)以上に達する人々には、其の一定額以上の金額に對し綜合所得税を課すこととなつた。分類所得税については各々の所得の性質に應じ、税率、免稅點、控除等につき課税方法を異にし、出来るだけ負擔能力に應ずる課徴を行ひ、各種所得の均衡を圖るのであり、不動産所得、配當利子所得の如く擔税力大なるものには重課し、事業所得、勤勞所得は擔税力弱い故に税率を軽く、控除の割合を大にし、山林所得、退職所得はその一時性に鑑み超過累進の特別の税率を用ひる。更に

分類所得税の特色として出来るだけ各所得について源泉課税を行ひ、且つ比例税率を課すこととする。即ち所得税でも物に即して課す収益税的客觀性をもつた税で、而も英國等のものに比して主觀的要素を加へて、各種の所得を出来るだけ確實に抑へ、必要に應じてその比例税率を上下することにより収入の伸縮を行はうと云ふのである。これに對し綜合所得税は人に即して課する税で各人の負擔能力に應じた課税をなさうとする。この所得税の改正にて注意すべきは、分類所得税に於て、免稅點或は基礎控除額が從來のものに比して遙かに低く定められ、從來よりも小額の小所得者、千圓以下の所得者がこの税を負擔することになつたことで、勿論扶養家族の控除其他により或者者については實際の負擔は輕減されたが、納税人員は激増するに至つた。課税技術上手數であること、又負擔の衡平の見地から問題はあるけれど、小額所得者の直接税負擔は、大所得に比して小所得が景氣に對し安定的であること、所得税賦課の基礎が擴大されてその弾力性を加ふることに、大衆の消費抑制の理由から各國共に此の傾向にある。

懸案の地方税制の改革もなされた。地方税を課しうる團體は北海道、府縣及び市町村に限られ、市町村内の區・學區、水利組合、北海道土地組合等には課税權はない。府縣組合、市町村組合、町村組合、市町村内の區・學區、水利組合、同聯合會、北海道土功組合等には課税されない。道府縣普通税には國税附加税と府縣獨立税とあるが、道府縣に於ける國税附加税は地租

附加税、家屋税附加税、營業税附加税、鑛區税附加税の四種に限定せられ、前三種の附加税率は同一府縣内に於ては均一を原則とし、府縣の事情によつて負擔の均衡上必要な場合は例外として各税間に差等を附して課税することが認められ、これ等三税の賦課率は本税の百分の百を限度とし、(災害應急傳染病豫防等の場合は百分の百二十)、それ以上の賦課を必要とする場合は内務・大藏兩相の許可を要し、鑛區税附加税の賦課率は本税の百分の十を限度とする。府縣獨立税は段別税其他八種に限定せられ、段別税は減租年期地及び地租年期地を課税客體とし、道府縣の定める評定賃貸價格に對して其の府縣に於ける地租の税率に地租附加税の賦課率を乗じた率以内の比例税率で、土地所有者、質權者、地上權者から徴收、船舶税は總噸數二十噸以上の船舶に對し主たる定繋場所所在地の府縣に於てその所有者に賦課、自動車税は主たる定置場所在地の府縣、電柱税はその所在の府縣に於て夫々その所有者に賦課する。不動産取得税は土地及び家屋所在の府縣に於て不動産取得者に課す。漁業權税は漁業權者に對し、又漁業權の取得に對して課す。狩獵者税は狩獵の免許を受くる者に對し其の住所所在地の府縣に於て課し、藝妓税は藝妓、酌婦、雇仲居の如く花代の類を得て客席に侍する者に對し其の住所所在地の府縣に於て賦課する。

市町村普通税としては國税附加税、府縣税附加税、市町村獨立税の別があり、市町村に於て

賦課する國税附加税は府縣のものと同様、地租附加税他四種で、其の率も三つの収益税は同一市町村内に於て均一であることを原則とする。府縣税附加税は府縣獨立税八種に附加する税で、課税率は法規上制限はないけれど府縣と市町村との税源の配分上大體百分の百を目標とし、就中不動産取得税と狩獵者税の附加税率は本税額の範圍内に止むべきものとされてゐる。又國税附加税の場合と同様、同一市町村内に於ては各税目とも賦課率を同一割合とすることを原則とし、段別税附加税のみにつき特別の取扱をする。市町村に於ける獨立税は市町村民税他合計八種ある。市町村民税は從來の戸數割の長所を捉へて新設されたもので、納税義務者は市町村内の住民、事務所、營業所、家屋敷を有する個人並に法人で、賦課方法は各市町村條例を以て定めるのであるが、賦課率に對しては一人の最高納税額及び一市町村に於ける賦課總額に制限が設けられてゐる。舟税は總噸數二十噸未滿の舟に對し主たる定繋所所在の市町村に於て其の所有者に課する、其他自轉車税、荷車税、扇風機税、金庫税、屠畜税、犬税は夫々其の所在、又は飼育所所在地の市町村に於て所有者に課する。自轉車税については廢止論が強い。以上普通税は一般經費の財源とするものであるが、目的税として特殊經費の財源とするものがある。それは府縣に於ては都市計畫及び水利施設の目的により、市町村に於ては都市計畫、水利施設及び共同施設の目的を以て設けるもので、都市計畫税は都市計畫法の施行上の經費に充てる爲め、

地租割、家屋割、營業割、府縣稅獨立稅割、市町村稅獨立稅割（但し市町村民稅を除く）を賦課することを認められ、府縣及び市町村に於て稅率に對し、稅毎に制限が設けられてゐる。府縣稅及び市町村稅である。水利稅、府縣の水利事業上の經營に充てるため其の事業により特に利益を受ける土地に對して水利稅として地租割、段別割を受益限度内に於て賦課する。府縣稅である。水利地益稅、市町村の水利事業其他土地の利益となるべき事業上の經費に充てる爲め、其の事業により特に利益を受ける土地に對し、地租割、段別割を受益限度内に於て課する。市町村稅である。共同施設稅、市町村稅として市町村は共同作業場、共同倉庫、共同集荷場其他類似の施設上の經營に充てるため、其の施設により特に利益を受ける者に對し府縣知事の認可を受けて受益限度内に於て此の稅を課する。なほ地方分與稅法（昭和十五年法律第六一號）により分與稅なるものが規定せられる。これに還付稅と配付稅とあり、還付稅は地方の獨立財源である地租、家屋稅、營業稅の三收益稅で地方負擔の公平を期するため一旦國稅として徵收し、それをそのまま徵收團體に還元・交付するもの、配付稅は地方財政の調整財源として配分する分與稅で、所得稅、法人稅、入場稅、遊興飲食稅の四種が選擇せられ、これ等四種の國稅收入の一部を徵收團體に關係なく、課稅力、人口、及び災害應急又は復舊費に充てる爲め借入れたる負債額の多額なること、公用地の面積大なること、官業の規模大なること、人口増加著

しきこと、人口密度稀薄なること、國民學校兒童數の増加著しきこと、道府縣附加稅又は獨立稅の額少額なること、其他特別の事情あること等特殊事情に應じて、適宜配付される。これ等分與稅は一般會計と區別して、地租、家屋稅、及び營業稅の收入、配付稅分與のための一般會計からの受入金、積立金から生じる收入、借入金及び附屬雜收入を歲入とし、還付稅及び配付稅の分與金、借入金の償還金及び利子其他の諸費を歲出として、地方分與金分與稅特別會計を設けて經理されてゐる。（朝日新聞社「新稅問答」なほ地方財政については本書二七七頁以下參照）

租稅原則 租稅政策上の指導原則で、租稅乃至稅制は斯くあるべしとの要求に關する理論を云ふ。（一）租稅公平の原則、租稅の負擔は國民全部に互り公平に分配すべしといふ租稅政策上の原則、但し公平又は公正の觀念の内容として古來幾多の說があり、例へば租稅交換說に立つものは租稅の負擔は國民が國家の政務より受ける利益の大小に應じて分配するのが公平であるとなし、租稅義務說を採るものは、租稅は國民各自の負擔し得る能力を標準として分配するのが公平となし、社會政策說に據るものは、租稅は純財政的比例稅の上に社會政策的課稅を加味してはじめて公平を期しうるとなし、經濟學的解釋を基礎にとるものは、國家政務の效果と租稅負擔の間に於ける價值の均衡を得るを以て公平となす。併し何れも抽象論に過ぎ現實の適用が困難である。理想的には現代社會制度に即して云へば「租稅の負擔」に對する「政務の效

果」の「剩餘價值」が各人・各團體・各階級から偏頗なく一樣に肯定是認される状態を以て租税の公平な分配と見るべきである。(二)租税平等の原則、租税の負擔は國民各個人・各階級の間に平等に分配すべしといふ租税政策上の原則で租税公平の觀念に立脚する。負擔を眞に平等にするには各人の經濟力に應じて負擔額に差別を設け、以て負ふべき負擔と觀取し得べき政治上の效果の剩餘價值とを各人間・各階級間に差別なからしめなければならぬ。而して差別を設ける大體の方式は、(甲)經濟力の大小に應ずる差別待遇、(1)經濟力小なるものの特殊の免税、A、所得税に於ける最低生活費の免除、B、収益税に於ける少収益の免税、(2)小所得者の個人的事情の斟酌、(3)必要品課税の免除と奢侈品への重課、(4)經濟力の異なるに從つての累進税、(乙)經濟力の種類に應ずる差別待遇(1)財産所得・營業所得への重課、及び勤勞所得への輕課、(2)不勞利得への特殊の重課。租税普遍の原則、凡そ國家の中に財産及び所得の獲得・保持・増殖を享有するものは、その階級・地位の如何に拘らず、すべて租税負擔に任ぜしむべしとなす租税政策上の原則で、租税公平の觀念に立脚し、國內の自然人・法人・内地人・外國人は凡て此の原則の適用を受ける。但し、(1)國家の元首及びその一族、外國大使、其他使臣は政治上の理由から、(2)公法人・國債利子等は財政上の理由から、(3)重要産業及び輸出産業の或るものは經濟上の理由から、最低生活者は負擔公平の

原則から夫々租税の全部又は一部を不課とされる。由來租税の負擔に於ては嚴密な意味で負擔の公平、應能負擔と云ふことは期し難い。蓋し納税者の負擔は、或る者は切實な生活問題として強制せられ、増税により衣食住の何れかの生活部門の出費を節約せねばならず、或る者は然らずして貯蓄される金額、即ち資本蓄積部分が減少するといふ負擔を強制せられるのであつて、此の互に性質を異にする二つの負擔を一括して負擔の公平、均衡を問題にするも解決しうべくもない。理論的には課税の對象を資本蓄積部分に限るか生活負擔に局限するか二者選擇の他ない。然し斯くするは現實の財政に支障を來す故に便宜的な取扱ひがなされるのである。生活負擔を表現する間接税と資本蓄積部分の負擔を表現する直接税との各々の合計金額を比較し、兩者の金額の均衡を以て負擔の均衡とすると云ふのは誤謬である。例へば我國租税制度について昭和十一年度を一〇〇とする昭和十六年度の指數は直接税收入五六五で五倍半以上の増加に對し、間接税は一五九で一倍半の増加に止まる。また直接税と間接税との割合をみるに昭和十一年度に直接税三七・三%、間接税五四・六%であつたのが、昭和十六年度には前者六六・八%後者二七・六%となつてゐる。斯くて間接税増徴を基礎づけようと云ふのであるが、國民所得の増加と消費の縮小とが平行せねばならぬ戰時に於て、間接税の増徴がなかつたのではなく、單にその収入増加が著しくなかつただけのことであり、間接税の地位の低下は國民の負擔の輕

減を決して示してゐない。蓋し物價騰貴、物資缺乏による生活の負擔があるから。直接税の増加は消費生活の犠牲に於て生じた自然増収である。「戦時に於ける財政は、國家が、戦争のために、消耗乃至貯藏する軍需財を調達するために莫大な公債を發行して、莫大な通貨を創造し、もつて金融市場へこれを放出するといふ作用をなすのである。この作用は戦争需要が加れば加る程強まつて、所謂浮動購買力の増加、すなはち通貨膨脹となり、物價の騰貴・暴騰・闇相場の現出となつて、戦時國民生活の破壊へ導くものである。」「國家は、この事態に備へて、公定乃至協定價格を制定して價格統制に乗り出し、他方統制違反の罰則強化に努めるが、政府の戦債發行に淵源する浮動購買力は、生産の全面的な國家管理が徹底しない限り、闇相場・買溜・投機といふやうな不健全な方面への資金として活躍し、銃後の國民生活秩序を攪亂することを防止することは出来ない。然らば、この浮動購買力は、主として、誰の手によりて運用せしめらるゝかと言へば、時局産業家乃至その關係者を中心とする」「他面、……國民の所得は如何。浮動購買力として待機の姿勢に置かれて居る所得部分は殆どないと言ふべきであらう。大多數の勤勞所得者の購買力は、住居費・家具費・衣服費・米燃料調味料費・副食物費・教育費等々に幾何と豫算されて居て、この豫算をば、物價騰貴による攪亂より防衛するため必死の努力を拂ふて居ると言ふのが現實に近い説明であると思ふ。銃後國民大衆の財布には、支出先が定つ

て居る不動購買力はあるが、闇相場・買溜・投機といふやうな不健全な方面への活動資金たる浮動購買力はない。」「要するに、戦時財政の中心問題は、國民生活を攪亂破壊に導く、浮動購買力を吸収するにある。而して、これが吸収策としては、生産管理の實行・綜合切符制徹底等種々な政策を考へ得るが、浮動購買力を所有して居る所得層への課税手段は、有效な財政處置である。」（大谷政敬、財政金融國防論 一〇八一—二〇頁、二三の字句を變更）

所得税 所得税とは所得を直接に課税物件とする人税で一般所得税と特別所得税の區別がある。前者は個人の収入を全部一纏めに綜合し、之を一つの税源と見て課税するのであり（綜合課税）、後者は土地からの所得、資本からの所得等々に分つて、其の個別的な所得に對し課税する（源泉課税）。我國の嘗ての第一種の所得・第二種の所得に對する課税は特別所得税であり、第三種の所得は不完全乍ら一般所得税の形をとつてゐる。第一・二・三種所得税、大正九年七月公布の所得税法によれば、法人の所得を第一種の所得、公債・社債及び銀行定期預金の利子を第二種の所得、第二種に屬せざる個人の所得を第三種の所得とし、第一種・第二種に對しては大體百分の五、第三種に對しては千二百圓を免稅點とし各別に稅率を定め課税してゐた。このため各稅務署所轄内に所得調査委員會・所得審査委員會が設けられてゐた。我が現行の所得税は個人所得税と法人所得税とから成り、個人所得税は分類所得税と綜合所得税の二種に、

法人所得税も法人税と特別法人税とに分れてゐる。分類所得税は所得を不動産所得、配當利子所得、勤勞所得、事業所得、山林所得、退職所得の六種に分ち、各所得に對し比例税率、山林所得及び退職所得には超過累進率を設け、財産所得に重く勤勞所得に軽く、事業所得は其の中間に、山林所得と退職所得とはその一時性に鑑み特別の税率を用ひてゐる。徴収は配當利子所得、勤勞所得、退職所得は源泉課税を行ひ、其他は賦課の方法による。綜合所得税はこれ等總べての所得を合計して三千圓以上に對して最低百分の六、最高百分の七十二の超過累進税率を適用してゐる。法人税の課税物件は各事業年度の所得と清算所得と各事業年度の資本とである。これ等各所得に對して夫々の比例税率を設け、同族會社に對しては特に加算税率によつて普通法人より重課してゐる。特別法人税は産業組合及び同聯合會、商業組合及び同聯合會、工業組合及び同聯合會、貿易組合及び同聯合會、漁業協同組合及び漁業組合聯合會、蠶絲共同施設組合、産業組合中央金庫、商業組合中央金庫、自動車運送事業組合及び同聯合會の剩餘金額に對して特に普通法人の二分の一の程度の比例税率によつて賦課する。(岸部幸助『會社税要領』參照)

超過所得税 大正十五年三月所得税法の改正と共に制定されたもので第一種法人所得税の一種である。法人の普通所得が當該年度の資本金額に對し年百分の十の割合にて算出した金額を超過する時、其超過金額に賦課されるもので、税率は輕微な超過累進税率をとつてゐた。

臨時利得税 時局の好影響をうけ好轉しつゝある産業利潤の一部を納付せしめ、以て税收入の増加を圖る一方、負擔の公平を期しようとして云ふ主旨で第六十七議會に提案、成立、昭和十年四月から實施された。本法は營利法人又は個人の營業利益が昭和六年以前三ヶ年間の平均利益を超過する場合に於て、其超過額に對し法人は百分の十、個人は百分の八の税率を以て賦課する。施行期限は三ヶ年限り、本法實施による增收は初年度三千萬圓、平年度四千萬圓の見込みである。

地租 封建時代に於て地租は即ち地代で剩餘價値の標準的形態であつた。即ち此の地租、地代の收得者が君主、領主、僧侶と分れてゐる場合には、夫々その公權的權限に基いて直接に農民から之を取立てるので、相合して地租、地代を形成し、剩餘價値の全部乃至それ以上をも吸收した。資本主義時代に於ては地租即ち地代ではなく、地租は地主から徴収される地代の一部である。農業が資本主義的に經營される場合には農業労働者の生む剩餘價値の全部は農業資本家に利潤として收められ、その平均利潤を超える部分が絶對地代並に差額地代として地主の手に移り、此の地代の一部が地租として國家に移る。我國の如く零細耕作が維持され小作人が地主により剩餘價値の全部を收得されてゐる状態では地主の收めるこの剩餘價値の一部が國家の手に入るので、明治六年の地租改正の當時、課税率を地價百分の三(地方税を合して百分の四)

として、直接土地資本を問題としたのは、封建地代的要素の残存を物語るものである。地租改正の結果、従来土地を永續的に占有・用益しつゝあつた「永小作」人や「一地兩主」下に於ける現實の耕作者は永小作權や分割的土地所有權を剝奪され、その大部分は一年更新の小作人に墮した。斯くの如き現實の耕作者からの土地所有權又は耕作權の剝奪は必然に農民の騷擾を惹起せざるを得なかつた。爾來法定地價は不變のまゝ續いて來たが、米價は次第に騰貴し、現實の地價も漸次昂騰するに至り、終に昭和六年地租の課税標準は貸賃價格に改められ、地租の税率は百分の三・八と改められた。地租改正、地租改正は明治六年を起點として行はれた維新政府の最も主要な財政政策で、當時の日本はなほ壓倒的な農業國であり、政府は所詮土地収入を基礎とせねばならなかつた。明治四年の廢藩置縣までは、政府の収入は幕府から受け継いだままの舊幕府直領地から上る現物年貢米であり、廢藩置縣以後初めて舊幕府直領地以外に擴大された。然しそれが現物形態たることは依然であり、檢米・運搬・貯藏・買却等の取扱ひが頗る煩瑣であり、他方米價の高價につれて政府収入の動搖甚しく、一定せる豫算の設定など不可能であつた。従つて地租改正の議は明治政府成立以來、神田孝平・陸奥宗光・松方正義等の建議となつて現れ、一般に關心の對象となつた。斯くて明治六年七月地租改正條令が發布され、米納は金納に變り、納税義務者は現實の耕作者から地主、前年明治五年に近代的土地所有權を認

められ地券を交付された地主、若くは自作農業者に變り、課税標準は従來の土地收穫高から法定地價に改められた。此の法定地價算定の方法は、田地一段歩の收穫石代を總收入とし、之より種肥料代一割五分、國税三分、村税一分を控除し、殘額を純收益として之を各地方毎に一定金利を以て還元した。當時標準となつた米一石は三圓前後であり、一段歩地價は平均四十圓の前後であつた。此の法定地價は初めは一定年毎に修正する筈であつたが、實行面倒なため最初のまゝ維持することとなつた。米納から金納への變化は、當時既に貨幣經濟の發展著しく、年貢米の大部分が大阪・江戸に廻送・販賣されてゐた事情の下で、當然のことであつた。然し此の米穀取引は各農村に及んで發達してゐなかつたので、金納化は農民に商品經濟を強制し、流通過程を通ずる農民の收奪を促した。納税者が小作人から地主に移つたため、土地の所有權は愈々地主に確保され、維新の土地改革は地主を主とすることゝなつた。法定地價は一定してをり、米價は漸次騰貴して行つたので、地主の得るところは次第に増加した。徳川時代の物納貢税では領主三割七分、地主二割八分、小作人三割五分であつたのが、地租改正後には國家三割四分、地主三割四分、小作人三割二分となり、明治十一年には國家一割二分、地主五割三分、小作人一割一分五厘となり、地主と國家とはその地位の開きを益々大としたと云はれる。物納から金納となることにより、封建地代から近代的租税への轉化の一面が果されたが、全剩餘價

値中に占むる地租部分の比重の漸減につれ、封建時代から近代的租税への轉化の他の一面が果されたことは問題である。事實當初の改正に於て税率の輕減は殆どなく、明治中期以後も地租の負擔額は營業稅其他の商工業者の負擔額より相對的に重く、封建税率の殘存が見られた。我國の地租、昭和六年民政黨内閣により實現された地租改正によれば、(一)課稅標準たる地價は賃賃價格に改められ、十年毎に改訂されること、大正十五年の内閣に於てその調査が行はれたので、これを最初の標準とし、その第一回の改訂は昭和十一年現在によつてこれを行ふこと(二)税率は從來宅地・田畑其他により相異り且つ北海道には特別な税率が行はれてゐたが、それを一様に百分の三・八とすること、(三)自作農地免稅點は賃賃價格に於ても二百圓とすること、賃賃價格二百圓を従前の法定地價に換算するとほゞ二百四十圓となるので、自作農地の免稅點は約四十圓引上げられたこととなる。斯くて地租總額は五千八百七十萬圓、宅地租は増額、田租、畑租の總額は減じた。(なほ安藤春夫、土地制度の整序と地租の改正、國民經濟雜誌・七三の六の如きをみよ) 地租委讓問題、加藤憲政會内閣の稅制整理に反對した田中政友會内閣は地租及び營業收益稅の委讓案を樹て、昭和二年、三年と二度議會に提案したが遂に實現しなかつた。其の根本方針は次の如くである。「地方に獨立かつ確實な財源を與ふるため國稅たる地租及び營業收益稅を地方に委讓し、窮狀にある地方財政の基礎を鞏固にし、併せて地方

分權の實を擧ぐると共に、國稅・地方稅を通じて稅制の整理を行ひ社會政策的租稅制度の確立を期す。」(本書三〇四―九頁參照)

營業稅 商工業の收益に對する租稅で營業免許料に起源する。我國に於ては明治十一年府縣稅として認められ、商業にのみ課せられたが、明治十五年に廣く商工業を對象とすることとなり、明治廿九年國稅に移管せられ、大正十五年、國稅は營業收益稅と改められ、營業稅は府縣稅として殘されたが、昭和十五年、國稅營業收益稅と地方營業稅とを廢止し、國稅營業稅とし、府縣市町村に附加稅を認められた。法人營業稅と個人營業稅とに分れ、何れも百分の一・五の税率がかかる。家屋稅は徳川時代に起源し明治十五年まづ市部に於てのみ認められたが、明治廿三年郡部にも認められ、明治三十二年府縣稅として採用され、全國的に統一されたのは昭和二年で、其の後昭和十五年國稅に移管せられ、賃賃價格に對して比例税率を適用し、府縣市町村は附加稅を課しうることとなつた。(不動産時報・昭和十八年四月號參照、家屋稅は住宅問題と結びついて重要である。)

資本利子稅 資本の收益、利子を課稅物件とする物稅で、資本稅とも呼ばれる。我國の資本利子稅は大正十五年に新設され、資本利子稅法により(一)公債・社債・産業債券・銀行預金の利子、貸付信託の利子(二)第三種所得につき納稅義務を有する者の所得中營業に非ざる貸

金又は預金の利子の各に對し百分の二の課税をした。鑛業税、鑛産物を課税物件とする鑛産物税、鑛物の試掘又は採掘を課税物件とする鑛區税、砂鑛河床又は其他を課税物件とする砂鑛區税の三つがあり、鑛産物價格又は鑛區面積を標準として比例税率が課せられてゐる。府縣・市町村で附加税を課しうる。配當利子特別税、内地の法人から受ける利益の配當率が年一割を超過する金額、及び内地に於て支拂を受ける利率年四分以上の國債の利子、年四分五厘を超える地方債又は社債の利子を課税標準とし、百分の十五の比例税を源泉課税の方法で課す。

外貨債特別税 外國の通貨を以て表示する國債、地方債、社債の利子に課するもので、納税義務者は外貨債を有する者である。外貨債の利子は内地の公社債の利廻より有利であるのが多く而も從來申告者がなかつたので昭和十二年創設された。十分の七の比例税であるが、利率年四分以下の外貨國債の利子、利率年四分五厘以下の外貨債以外の外貨債利子等は免除される。相續税、相續財産を課税物件とする不勞利得税の一つで、我國では家族制度の問題と絡みあつてゐる。相續なる事實あるに際し課する財産税として説明されるが、また財産移轉に課する流通税の一種として説明される。その重課は各國近年の傾向で、我國では明治卅八年一月公布の相續税法により非常特別税として起された。税率は遺産相續と家督相續との別により最低千分の十二、最高千分の六百六十の超過累進率によつてゐる。(松下周太郎『財政學要義』一九三頁)

以下 等いづれもこれを問題としてゐる。

財産税 収益財産たる消費財産とを問はず一般財産を客體とするもの、現代に於て問題の一つである。賀屋藏相は第八十一議會で資金の蓄積に有害であるとの見解から我國での新設に否定的であつた。即ち財産税の對象は不動産を除くと有價證券である。國民の國債、社債、株券の所有を奨励し、財産が大部分有價證券になる現在の傾向からみて慎重にしなければならぬとの意見である。然し一般の趨勢は個人と共に法人の財産にも財産税がかけられるやうになつてゐる。名目財産税については問題がない。特に戰時に際しての臨時財産税の問題は有名である。(井藤半彌『國家財政概論』(四訂版)七二―八一頁、田沼征『財政學講話』一九六―九頁、野田澤軍治『現代財政論』二七四―二七六頁、岡部文之助『財政講話』七〇―七二頁、小川・沙見。全訂『財政學』四一三―四二二頁等)

財産増加税 財産の價格がその所有者の努力を俟たず専ら外界又は社會の情勢の變化によつて増加するとき、此の利益を課税の對象とする一種の不勞利得税である。これに二種あり、一つはすべての財産増加を課税しようとする一般財産増加税で、他は特別に増加程度の大かつ明かなものを選び課す特別税で、土地増價税、戰時利得税の如きである。

登録税 財産權其他の權利の得喪移轉にして官簿に登録、登録される際、之を客體として課

せられる税で、登録税法（明治二十九年三月公布）に詳細規定される。豫算面では印紙税、狩獵免許税等と共に印紙収入といふ事項に計上される。

印紙税 一定の財産権の創設、移轉、變更若しくは消滅を證明すべき證書、帳簿及び財産権に關する追認若しくは承認を證明すべき證書を指定し、之に一定額の税を印紙を以て納めさせるもの、印紙税法（明治三十二年三月公布）に詳細規定される。此の税の起源については説が多いが、ヨハネス・ファン・デン・ブルックと云ふ若き和蘭の收税官吏の考案になり一六二三年對スペイン戦争の當時であつたと云はれる。（田中秀吉『印紙税法の起源と其の史的展開』、勝正憲『印紙税の話』）

取引所特別税 従來は株式組織の取引所には取引所營業税を課し、普通の營業收益税を掛けなかつたが、昭和十五年これに對しても法人税及び營業税を課すこととなり、そのため取引所營業税に改正を加へて取引所特別税とし、賣買手数料収入の百分の十二の税率で取引所の特權料的性質を有する部分に對し取引所自體に此の税をかけることとなつた。會員組織の取引所は免税である。

取引所取引税 取引所に於ける差金取引に課せられる。國債證券の取引は免税で、納税者は取引所の取引員又は會員であるが、賣買を依頼する客に轉嫁される。

有價證券移轉税 不動産登録税に對する均衡上かけられるもので、公債證券、社債券、株券其他有價證券の賣買、交換、贈與等の移轉に際して課せられる。有價證券の取得者が納税義務者で、その取得價格が課税標準である。國債證券及び、有價證券仲買人を買受人とする賣買取引は特に低率である。取引税 賣上税とも云ふ。取引税は普通一般取引税の意味で、商品、有價證券の取引、銀行、保險業の取引、旅館、料理店の取引、又醫師、辯護士等自由職業者の取引等に課税され、獨、佛等に第一次世界大戰の結果發達して多額の収入をあげた。我國の取引所取引税、有價證券移轉税の如く特殊の取引に課せられる場合は特殊取引税である。物品税は一般取引税の一種である。廣田藏相のとき立案されたが、内閣が變つてそのまゝになつた。公定價格制度が完成した曉には問題とならう。（安藤春夫『取引税の研究』）

兌換銀行券發行税 日本銀行の保證準備による銀行券發行に對して課せられる。然るに最高發行制が採用され、正貨準備と保證準備との區別がなくなつて發券制度の改正となつたが、昭和十六年末の兌換券發行高六十三億一百餘萬圓に達し、同年度限外發行税は一千百六萬餘圓に達し豫算額八百六十一萬圓を超えた。噸税 外國貿易に従事する船舶が開港場に入港するとき大體その噸數に應じ船長から徵收する税で、噸税法（明治三十二年三月公布）に規定される。**狩獵免許税** 狩獵の免許を受ける者に對して課せられる。免許料の性質を有ち、狩獵業者に

とつては營業稅の性質をもつ。

通行稅 汽車、電車、乗合自動車及び汽船の乗客に乗車船の區間に従ひ、等級等に應じ課稅されるもので、もと人の移動と云ふ事實について明治三十七年から大正十五年まで存在したが、日支事變以後復活した。狩獵免許稅及び通行稅は或は流通稅に或は消費稅に分類される。

直接消費稅・間接消費稅 財貨を使用する者即ち消費者から直接課徵される租稅で、住宅稅、庭園稅、畜犬稅、傭人稅、等の如きを直接消費稅と云ひ、多く奢侈消費に課せられ地方稅に適するものである。我國の國稅では入場稅、特別入場稅、建築稅、遊興飲食稅、馬券稅、の如きがあげられる。内國消費稅と關稅とを間接消費稅と云ふ。内國消費稅は古くからあり、稅額が價格に含まれてゐるため不知不識に納稅し、直接稅の如く直接その反對を招くことの少いため濫用される傾向がある。我國の國稅では酒稅、清涼飲料稅、織物消費稅、砂糖消費稅、骨牌稅、揮發油稅、物品稅、電氣瓦斯稅、特別行爲稅がこれである。特別行爲稅は戰時の勞力の缺乏に鑑み、物件を對象とする物品稅に對し、人件を對象として昭和十八年度から、課せられたもので、物は使用しないがサービスを受ける場合、即ち、(1)寫眞の撮影、現象、燒附、複寫、(2)調髪及び整容(3)織物及び被服類の染色(描繪を含む)及び刺繡、(4)被服類その他命令を以て定められたものの仕立(編上を含む)(5)書畫の表裝、(6)印刷及び製本等

の行爲に對し課稅、初年度六千五百萬圓、平年度七千百萬圓の收入をあげることとなつた。

租稅組合 國家が個々の人民に租稅を直接賦課せず、産業團體又は職業團體に特定の金額を割りあて、その團體の内部で自治的に團體員に配賦させようとする制度で、納稅者が自發的に組合をつくつて納稅の苦痛を軽減しようとする云ふ日本の納稅組合と間違へてはならない。また戰國時代の連座法とも異なる。全體主義思想の一つの現れであるが、國家が各團體に割りあてる額が公平かどうか、團體内部の配賦が適當かどうか、企業家間の結合に關して問題が起きる。

(井藤半彌『統制經濟財政論』三三七—三八三頁參照)

納稅施設法 納稅が國民生活の重要部分を占めて來るや、豫め納稅資金の準備をしておく適當な制度を設けるため、第八十一議會で此の法案が通過した。第一は納稅に關し公共事業を行ふ町内會、部落會及び納稅組合を納稅團體と云ふ法制上の團體として認め、助成すると共に指導・監督を強化する。第二は法人、その當該法人の納付する法人稅、營業稅及び臨時利得稅等の納稅準備のため、決算確定の際、一定割合の納稅積立金の強制積立を規定する。第三は専ら租稅公課の納付に充てることを目的とする納稅準備預金なる新稅預金を創設し、比較的有利な利子を附し、その利子に對しては免稅の特典を與へる。また此の預金を扱ふ金融機關は預金者のために租稅公課の納付に關する事務をも取扱ふ。第四は租稅の貯蓄納付制度で、特定の所得

税、臨時利得税等の納税者がその税額の二倍或は三倍に相當する金額の貯蓄をなした場合、その租税が納付されたと同一の効果を生ずることとする。これにより納税義務の履行を容易にすると共に、國民貯蓄の積極的増加を狙つたものである。

關稅 國家が國境を通過する商品に對して課する租税である。關稅はまづ輸出税と輸入税とに分けられる。前者は内地商品が外國に輸出されるに際して課税するものであるが、輸出獎勵が重要な貿易政策の一つとなるや、漸次廢止され、我國でも明治三十三年以後廢止された。後者は外國からの輸入品に課するもので、現在關稅といへば大體輸入税の事を意味する。關稅の理論 關稅を基礎づけるために種々の説があるが國民生活の高い水準の高賃銀國では生活生産費は低められるわけで、賃銀のみを考慮して勞働の生産力そのものを考へぬことは誤りであるし、また關稅によつて確保しうる市場の大きさは限定されてをり、寧ろ外國に商品の販路を求めることが積極的であり、關稅により輸入を減少せしめても輸出が盛なればよいが、然らざる限り失業は救済できず、ダンピング防止の關稅も比較的條理は通るにせよ製造業者を一方的に擁護し消費者を壓迫する傾向があり、産業維持關稅にしても必要なのは何等かの打撃を程度の低い國からの商品輸入を自由にすれば競争にまけて生活水準が低下する故に關稅により産業を存続させねばならぬとか、或は現代産業は大量生産を必要とし、大量生産は廣汎な市場を要求

し、市場確保のためには關稅が必要であるとか、或ひはまた産業を維持するために、ダンピング防止のために、財政收入のために、關稅の必要が唱へられる。然し乍ら或る勞働に對して支拂はれる賃銀は高くともその勞働が高い生産力を有つてゐれば凋落しつゝある産業を他種の産業へ轉換させる準備期間中一時これを維持しておかうといふ場合に限られ、例へば一國の農業が衰微に向つた場合、高い關稅により農産物の輸入を阻止すれば一時は農業の存続は可能でも自國の消費者は割高な農産物を買はされることになる。また租稅はその稅源が或る程度確定してゐることが必要だが關稅の如く將來の輸入を基礎としてゐるものは不適當であり、且つ關稅はいつも國內の物價騰貴の原因となる。

關稅法 明治三十二年三月制定、關稅の賦課徵收に關する技術的・事務的規定で、關稅の賦課及び徵收、船舶・貨物（總則・輸出輸入及積戻・運送・郵便物・收容）・稅關官吏の職權・異議及訴願・罰則・犯則事件の調査及處分・補則の八章より成る。財政關稅、主として國庫の收入を擧げる目的を以て設定されるもの。財政關稅の一種に補完關稅がある。内地に於て消費税を課せられてゐる貨物と同じ外國品に對する關稅である。奢侈品關稅も亦財政關稅の一つであると言はれる。保護關稅、内地産業保護の目的を以て設定されるもの、保護關稅に哺育關稅（幼稚産業保護關稅）とカルテル關稅の二つがある。前者は他國品の内地市場侵入に對抗して

幼稚なる自國産業を保護せんとするもの、後者は獨占的大資本が國內市場を確保するため高率の關稅を設定し外國商品の流入を防止し、一方斯くして得たる利潤を武器として外國市場に進出する所謂ダンピング政策のために設けられる。更に保護關稅を此の輸入制限的作用に着眼して分類すれば禁止關稅と制限關稅となる。割増關稅 自國産業保護の目的から同一の貨物に對して普通の場合と異なる課稅をなす關稅、即ち差別關稅（區別關稅）の一つで、他國品に特に不利益を與へる事を目的とする。其種類としては國旗割増關稅（外國國旗を掲げた船舶によつて輸入される財貨を課す）、間接輸入割増稅（原產地以外の國から間接に輸入されるものに課す）、相殺關稅又は均衡關稅（輸入品の原産國又は輸出國が與へてゐる輸出獎勵金又は之に類似の目的を以て附與したる交付金、其他の方法による輸入品の競争能力増大を無効ならしめるもの）、ダンピング關稅（ダンピングされる商品に對して課するもの）、その他割引關稅は差別關稅の一つで自國品に積極的に利益を與へる事を目的とする。其一つは海運獎勵關稅で、海外貿易を獎勵し自國港灣の繁榮のために海路によるものに對して課する。更に互惠關稅がある。國際上對等の位置にある諸國間で相互に互惠的に相手方の國に對して利益を與へるやうな關稅を設定する。之を對等ならざる他の國に對して云へば、自國産業に一つの差別的利益を與へる事になる。關稅自主權 國家が其發動に基き法律を以て自國の關稅制度を制定し得る權利で、

之を有する國と有しない國がある。我國は明治二十七年の條約改正によつて自主權獲得の一步を踏み出し、明治四十四年の第二次條約改正によつて完全な自主權を有するに至つた。日本の關稅制度 我國の關稅制度は、第一は安政年間から明治三十二年に至る稅權拘束時代で、此の時代は關稅自主權が英米獨佛等の列強によつて束縛されてゐて、我國自身の經濟的・財政的・必要に基いて自由に輸出入稅を變更することが出来なかつた。第二は稅權恢復の時代で、明治三十二年から實施された稅權恢復條約である。之に依つて始めて我國は國定稅率を以て課稅することになつたが、尙ほ其の對等條約なるものは形式的であり實質的には我國にのみ義務がかゝつてゐてその權利は制限されてゐた。明治四十四年の改正條約終結を期して第二次の條約改正が行はれ、之によつて我國は英、佛、獨、伊と相互に協定稅率を結び、其他の國とは最惠國條約を締結するに至り、第三期に入り茲に始めて從來の片務的なものが撤去された。斯くて次の現行法時代に入り、明治三十年以降數度の關稅率法の改訂を加へて今日の關稅の基礎をなしたのであるが、第一次世界大戰による經濟界の變動は更に改正を必要とするに至り、大正十三年關稅率改正委員會を設置したが、十五年其の調査に基いて輸入稅率の一般的改正を實施するに至つた。其後濱口内閣による金輸出再禁止によつて再び其の改訂の必要に迫られ第六十二議會の協贊を経て一般の從量稅に對し三割五分の引上げ、鐵、小麥、木材其の他重要商品三十項目

に對し關稅引上を行つた。其の後英本國の提唱にかゝるオッタワ經濟會議による經濟ブロック時代の出現と共に、我が國輸出品が印度、阿弗利加、加奈陀、蘭印、埃及等に於て著しき制限を受けることになり、對抗關稅政策が問題されるに至り、日支事變、大東亞戰爭を迎へたのである。

關稅定率 關稅が賦課徵收される歩合で、**國定稅率**と**協定稅率**とがある。前者は法律により、後者は條約により夫々定められる。關稅には**從價稅**（輸出入品の價格に對して一定率の課稅をなす）、**從量稅**（輸出入品の重量・容積又は箇數に對して一定金額を課す）及び**複合稅**（同一商品に對し從價稅・從量稅の兩者を課する）の三つがある。此の外に關稅率を一定の目的の下に或は高め、或は低める滑式關稅がある。我國の關稅定率は關稅定率法が規定する。尙ほ審議機關として關稅調查會が設置されてゐる。關稅協約、通常條約の一つで、國際間に於ける關稅に關する特別の協約である。主として貨物の輸出入稅に關する取極めが多いが、更に國內に於ける課稅（主に消費稅）と輸入貨物の關係も亦討議・決定されるのが常である。關稅同盟、關稅協約の一つ。二箇以上の國家が盟約により、相互間の關稅を撤廢し、他方外國に對しては共通の關稅率・關稅區域を設けるもの。特惠關稅制度、關稅協約の一つ。本國と植民地間に行はれる排他的關稅制度で、本國の植民地品に課する關稅が、同一の外國品に對する關稅よりも低

率なもの。**互惠關稅制度** 二箇以上の國家が協約により相互の輸入商品に對し、夫々外國品に對する場合に比し、關稅上有利な特典を與へるもので、最近最も廣く採用されてゐる關稅協約である。關稅戰爭 資本主義の發展と共に世界各國は夫々國內市場に高率關稅を張り廻らして外國品を入れさせず、一方外國市場に對してはダンピング其他の方法により自國商品を賣込まうとする。其爲に各國の關稅障壁は益々高められる事となり、夫だけダンピングが激しくなる。斯く各國が關稅壁を廻らし合つて相對立し抗爭することを云ふ。

關稅撤廢運動 關稅戰爭の激化は各國相互に不利なことであり、更に國內のある産業は一定商品の高率關稅には必ずしも賛成しない（例へば完成品産業は原料の高關稅に反對する）。之に自由貿易主義の理論が結びついて關稅の制限或は撤廢の運動が起つた。其の一つの現れは一九二七年五月ジュネーヴに開かれた國際經濟會議である。然し各國の帝國主義的方針が之れを成功せしめてゐない。

大藏省 財政學で大藏省の組織を知ることには大切である。即ち主計局・主稅局・理財局・銀行局・臨時外國爲替管理部・財務官・預金部・營繕管財局・造幣局・專賣局・稅關・關稅官・鑑査官・港務官・監吏・港長・稅務監督局・關稅調查委員會・外國爲替管理委員會・外貨評價委員會等簡單に飯澤章治『政治必携』の如きについて参照、なほ黒田力造『大藏省讀本』があ

政務收入 國家が其任務として實行する諸種政務に附隨して生ずる収入で、手数料（國家公團體の行爲に對する特殊報償として之を煩はしたる者より徴する公課）、使用料（官公設の學校・圖書館・博物館・倉庫・病院・墓地・火葬場等の公營造物の使用者より徴する公課）違法金（私人が當然爲すべきを爲さず、又爲すべからざるを爲したため國家より補償的に徴せられる公課で、罰金・沒收金等）が夫れである。

官業收入 國家が諸企業を營むことによつて擧げる収入である。官業とは國家資本が營む諸企業を指し個人資本による私的企業に對して呼ばれる。獨占的なものと然らざるものとある。後者は企業が私人のそれと競争的に或は平行的に私的企業と同一の立場に於て經營されてゐるもの、前者は行政獨占と財政獨占とに分けられる。財政獨占とは利潤プラス租税の利潤をあげるもので、財政獨占による官營事業は所謂專賣である。普通に官公營事業と云ふときは財政獨占以外の行政獨占と、自由競争下の官公營事業を云ふ。我國の官業は日本資本主義の發生期にその指導的役割を演じ、爾來その發達の母體となり、明治政府の國家官僚の物質的基礎となつてゐた。所謂日本資本主義の構造的特徴を決定する一つの契機である。近年獨占資本・金融資本が成熟するにつれ、自らを國家資本トラストに形成すると共にその過程に於て、財閥・金融

資本と經濟的に結合した。更に官業・國家資本は形式上政府に直屬してゐるので、財閥・金融資本はそれと結合し政治的支配を確立した。我が國家資本は他に類例をみない程巨大であり、國家財政の基礎の上に立つてゐる。我國の官業としては、軍需品（海軍工廠、燃料廠、炭鐵、火藥廠、陸軍造兵廠、製鋼所、製絨所）金融資本（預金部・郵便貯金・簡易保險、日銀・勸銀、正金・興銀・農工）造兵局・印刷局、郵便・電信・電話、鐵道、煙草・鹽・樟腦、鋼鐵、植民地會社（滿鐵・東拓・鮮銀・臺銀）の如きがあげられる。（汐見三郎『專賣及官公業論』竹中龍雄『公企業講話』蝦山政道「公益企業・國策企業」新經濟學全集・第十七卷參照）此の問題は極めて重要である。（西谷彌兵衛『日本戰爭經濟の經濟學』五九—一二二頁、朝日新聞昭和十六年三月十六、七日「前進する國家資本」參照）

國策會社・營團 日本資本主義の特殊性から半官半民の事業會社は早くから銀行業、植民地經營に存在したが、企業獨占の形態をとり統制經濟の一環として滿洲事變以後國策會社が發生した。營團は經營營團の略と云はれ、生産過程が統制會のものであるのに對し主として流通過程に發生擔當してゐるが、その第一の特徴として從來の國策會社は出資は大體民間と政府と双方であるが、政府全額出資の場合が多い（民間出資を認めてゐるのは帝都高速度營團のみ）。

第二に在來の國策會社の株主は株主としての議決權があるが、營團の民間出資分についてみる

に斯の程の株主議決権がなく、出資者は通常の社債権者と同様な地位にあること、第三に營團にあつては配當は大體民間出資分に對し六分程度に止める意圖が強く、從來の國策會社株式配當より低率であること、第四に從來の國策會社は株主との關係から營利と公益との二兎を追つてをり矛盾を生じたが、營團では明白に公益第一主義がとられてゐる。各産業統制會の配給機關乃至主要生産企業を斯かる營團とするは統制經濟への移行に際しての新しい企業形態とみられる。然し營團によつて一産業部門の生産面全部を獨占せしめず、民間の會社と生産能力を競争せしめることが必要であり、安易的に企業の營團化を考へることは不當に資本主義の營利經濟を補助することで、株式會社の公益化をはかるべきであると説かれてゐる。(エコノミスト部編『統制經濟講座』・第八卷、『日本經濟年報』第四六輯、雜誌エコノミスト昭和十八年一月廿七日號、ダイヤモンド昭和十七年八月十一日號、等參照)

專賣益金收入 我國では煙草・鹽・樟腦を專賣事業としてゐる。專賣事業よりあがる利益金(專賣局益金)が國庫に納付されて專賣益金收入となるので、事業經營には專賣局が當つてゐる。專賣局は明治四十年九月、從來迄の煙草專賣局・鹽專賣局・樟腦專賣局が合併統一されたもので、大藏大臣管理の下に長官が統括する。煙草專賣、我國では最初煙草税を課してゐたが、明治廿九年、葉煙草專賣法を制定、更に明治三十七年四月、裝造・販賣・輸入の全部に互る完

全なる意味の煙草專賣法を公布、同年七月より實施した。煙草については代用品や副産物についての研究が行はれてゐるが、衛生上、財政上の理由から民營化が主張されてゐる。即ち物資、人員の點でまた耕地をつぶす點で、(昭和十五年は元年に比し一萬千六百廿町歩の煙草耕作反別の増加をみた)生産を縮少すべきであると云ふのである。(近藤康男「專賣制度と農民經濟」『現下の農村問題』所載、參照。なほ近藤氏には煙草の專賣に關する一書あり。)

鹽專賣 明治三十八年一月鹽專賣法を公布、同年六月より施行さる。鹽專賣は販賣・輸入に限り、裝造は民間に委ねられてゐる。「食鹽の專賣は古今東西を通じて廣く行はるゝ制度であり、我國亦舊幕時代より各藩ともに之を採用してゐたが、維新後の人口増加に伴ふ食鹽需要の増加は漸く外鹽の輸入をすら促し、その數量は時に消長ありとはいへ、臺灣鹽の移入など極めて著しきものがあつた。この臺灣に初めて食鹽專賣規則が設定せられたのが明治三十二年のことであり、更に日露戰爭に際會して軍事費増徴の必要を生じた結果、全國的に專賣制の實施を見るに到つた。要するにそれは煙草及び樟腦についてと同様、製造は民間に委ね、一定の賠償金を交付して之を政府に買上げ、ついで謂はゆる販賣獨占によつて政府が專賣權を握つてゐるわけである。ところが日露戰爭後は關東州鹽が盛に輸入せられることとなり、高率の保護關稅の障壁を突破して續々内地に流入した。而も政府は一方に於て食鹽の過剰生産を防止する目的

を以て明治四十三年末、屢々内地に於ける製鹽禁止區域を擴大し、今や製鹽許可地域は極めて限られた地方にのみ残されてゐるに過ぎない。斯くして政府は年々相當多額に上る賠償金を民間製鹽業者に支拂つてゐるにも拘らず、專賣局が鹽の卸賣によつて得る純益金は實にその何十分の一に止まるといふ状態におかれてゐるのである。然るに最近に於ける我國の内外の情勢は、内地鹽の生産が不十分な上に、外地鹽の移入は困難であるのみならず、外國鹽の輸入に至つては全く杜絶の状態に陥つたと云ふの外ない。その上、國內の食用鹽は勿論、急激に發展しつつある化學工業用鹽に對する需要も亦計り難きものがあり、こゝにその一對策として自家用製鹽の自由が認められることとなり、斯くて明治四十三年末の製鹽禁止區域が撤廢せらるゝこととなつた。如何に増加率が少くとも、大藏省の新に加へた手心に關しては利あつて害なしといふ説明も成り立ち得るかも知れない。然し乍らさらに遡つてこれを我國專賣制度の修正といふ點から分析するならば相當考ふべき問題を含んでゐる。共にこれ國家的必要に出づと言つて了へばそれまでだが、自家用の名において、問題が食鹽から煙草、その他にまで類推せられることなきを望むと共に今にして大藏當局の熟考を希望する」(朝日新聞社説、二、三字句を修正)と云はれてゐる。なほ製鹽地等の國家管理を目指し、その投機的利用を抑へるため臨時製鹽地等管理令が施行されてゐる。

樟腦專賣

明治三十六年六月、粗製樟腦・樟腦油專賣法公布、同年十月より實施さる。

石油專賣

新潟の土豪資本から起つた我國の石油事業は支那事變以來つとに統制を強化され、

その機構の整備は徹底的に行はれてゐたが、大東亞戰爭勃發により、石油の需給は緊要の度を加へ、その確保と重點配給を行ふには從來の配給統制様式では不十分なので、配給の指示主體と現物の所持配給の主體とを一體化して配給に萬全を期するため、第八十一議會に石油專賣法が提案、實施されることとなつた。(東洋經濟新報・第二〇五四號参照)

造幣局益金收入

造幣局は補助貨幣の鑄造によつて、材料購入費と鑄造後の表價との差額を

利得する。之に手数料収入を加へたものが造幣局益金で之は大部分造幣局資本金中に繰入れられるが、一部分は一般會計の歳入臨時部に繰入れられる。之が造幣局益金收入である。通信事業收入、明治以來郵便・電信及び電話収入は營業收入の大半を占めてゐたが、昭和九年度より通信事業特別會計が設置され、一般會計に毎年七千八百萬圓を納付する納付金制度がとられた。尙ほ近年の我が財政の收支不均衡を是正する一手段として、郵便料金を値上げし、其增收分だけ通信事業特別會計の一般會計への納付金を増加せしむべしとの論、即ち郵便料金値上問題が屢々問題となつた。鐵道益金繰入問題、我が鐵道は國管事業として年々多額の利益を擧げてゐるが、之は總て鐵道の建設改良費に充當され、一般會計には何等の寄與も行つてゐない。近年

に於て其他の特別會計と同様に、帝國鐵道特別會計も益金の一部を一般會計に納付せしむべしといふ所謂鐵道益金繰入問題が論ぜられた。

官有財産收入、官有財産より擧ぐる収入で官有地收入、國有林野法による國有林の經營から生ずる森林收入、物品會計規則によつて拂下げられる官有動産からあがる物品拂下收入、半官半民の特殊會社からの配當金等の配當金收入等が之である。尙ほ我が官有財産又は國有財産については國有財産法（大正十年四月公布）が規定する。中島彌團次氏の官有財産拂下論は有名である。大藏次官の發表によれば昭和十七年三月末國有財産、現在高百八十六億九千萬圓と云はれる（多田喜一『國有財産制度論』一八・二・一四付朝日新聞夕刊、參照）

公債、公債は主として自由な購買力の移轉の方向を調整するもので、形式的には國家及び其他の公共團體の債務である。國家の出す公債を特に國債と云ふ。公債募集地が國內であるか外國であるかによつて内債・外債の區別を生ずる。又會計上の收支を合せるため臨時的に發行される概して短期の公債を流動公債、特定の計画的經費に充當するため發行される概して長期の公債を確定公債と云ふ。

地方債、地方公共團體が起債する公債、地方財政の膨脹に應じて地方債も逐年増加し、特に最近は赤字埋めの地方債が多くなつた。地方債を起すには（1）負債償還の場合、（2）府縣

の永久の利益となるべき支出の場合、（3）天災地變の場合に限り、更に内務・大藏兩大臣の許可を要することになつてゐる。大藏省證券、流動公債の一種、短期融通證券中最も重要なもので、我國では一般會計のものと特別會計のものと二種ある。一般會計のものは會計法第六條により毎年度その發行の最高額を決定し議會の協賛を得るを要する。特別會計の大藏省證券は各特別會計毎に規定されてゐる。一時借入金、國家が一時の融通資金として中央銀行より借受くる一種の流動公債である。之に二種ある。一は一般會計年度内の收支適合の爲めに一時資金の融通を受くるもので、國庫と日本銀行間の當座勘定に相當する。其の目的は大藏省證券と同一なるを以て其の起債額は豫算上に於て大藏省證券と合し當該年度の大藏省證券發行最高額を超ゆべからざる事となつてゐる。他の一時借入金は會計年度後も國庫の負擔として残り、豫算上に於ても歳入臨時部に計上させるもので、起債の都度法律を發布して目的・金額を定める。國庫證券、償還期限は流動公債と確定公債との中間に位するが、分類上はやはり一種の流動公債である。我が國では大正六年七月、臨時國庫證券法を制定し、此の短期公債を發行したが間もなく廢止された。食糧證券、米價の調節を目的とし米穀需給調節特別會計法を制定し、政府は之により米穀證券を發行してゐた。米穀證券は額面額一定せず、隨時買入米穀の受渡をなしたる日を以て發行せられ、償還期間は發行日の屬する年度の翌年度の四月一日である。

政府紙幣 現在各國は大體に於て紙幣發行の特權を中央銀行に賦與してゐるが、財政上・金融上特殊の理由から政府自身が紙幣を發行する事がある。之を政府紙幣といふ。政府紙幣には兌換紙幣もあるが、多くは不換紙幣で、一種の無利子・無償還の強制公債である。非募債主義文字通り公債を募集しないといふ主義であつて、第一次大戦後、不況の連續に拘らず日本の財政が膨脹を續けるや、屢々唱へられたところである。特に濱口内閣の井上藏相が徹底せる財政緊縮方針をとり、公債を募集しないで一般會計の收支を均衡せしめんとするに至つて有名となつた。然しその後、犬養、齋藤兩内閣以後のインフレーション政策採用により此の主義は完全に放棄された。

赤字公債 公債は生産的に使用される限り弊害なしとされてゐるが、近年財政的膨脹の結果、單に歳入補填の意味の公債が多額に發行されるに至つた。斯かる意味の公債増發は、文字通り國家の借金が累積するのであり財政を破綻に導くものとされ、特に赤字公債と呼ばれてゐる。公債漸減主義 赤字公債の累増により我が國の公債發行額は年々飛躍的に増加し、昭和九年度には一般會計だけで八億八千萬圓が發行された。之に對し藤井藏相は十年度以降年々公債發行額を減少し、漸次に財政を健全な状態に導くといふ方針を樹て、先づ十年度の公債發行額は七億圓を限度とすべきことを強硬に主張した。之が公債漸減主義である。高橋藏相も大體此の方

針に則り、自然増收分だけは公債發行額を減少すべしと言つた。公債消化力 民間が發行された公債を購買し手持し得る力を公債消化力と云ふ。此の公債消化力は勿論具體的には算定できないが、兎に角一定の限度があるとされてゐる。尤も日銀のオープン・マーケット・オペレーションにより、此の限度にはある程度の弾力性が與へられてゐるが、夫れにも拘らず過度な公債増發は當然その消化力の限界に突き當らしめ、所謂悪性インフレーションを招來する。公債消化とインフレーションとの關係については今日周知の如く政府は直接に不換紙幣を流通界に投じるのではなく、小切手で軍需産業に支拂ふのであり、それによつて後者の取引銀行の日本銀行に對する預金、一時拂ひの請求權が増大し、軍需商品を構成する要素の中、その支拂ひで軍需産業資本家が不換紙幣、補助貨を引出し流通せしめるのは勞賃及び資本家の所得に向けられる部分であるが、これのみがインフレーションの目標となるのではなく、政府が日銀引受けにより政府預金を獲得し、小切手を振出して軍需品を購置するときインフレーションは起つてゐるので、インフレーションの目標となるものは政府預金に對して振出された政府小切手の總價格である。軍需産業資本家が商品を販賣して實現したものの一部分が貨幣資本として銀行預金に轉化され、それが公債投資に充用されても、過去の事實として實現化されたインフレーションには何等の影響もない、また軍需品の註文が増して軍需産業で經營の擴張が行はれ産業資

本家は追加的に新規にか貨幣資本を必要とし、銀行預金が鈍化し貸出が増え、結果オープン・マーケット・オペレーションによる公債売却の速度はにぶるが、それによつてインフレーションが特に悪化するわけではない。

財蓄債券と報國債券 國民の間に散在してゐる浮動購買力を吸収するため、昭和十二年末以來、「貯蓄債券」が発行され、その小額なものと割増金付と云ふ條件で零細資金を集め、昭和十五年七月に賣上高三億一千五百萬圓に達したが、同様の政策を強化し、かつ従來の方法では吸収しえない方面の資金を目標として、昭和十五年五月から「報國債券」が更に賣出された。報國債券は貯蓄債券を地盤としたもので、報國債券の一等割増金は貯蓄債券の一等割増金に比し巨額であり、かつ總體の籤數についても報告債券の方が多し。たゞ貯蓄債券は割引又は利子据置の方法で發行されるが、報國債券は無利子である。而して報國債券の期限は貯蓄債券の期限に比して十年以内であつて相當短い。又報國債券は期限前の元金の中途償還が行はれず、郵便局又は日本勸業銀行への長期保管委託を條件に抽籤により割増金とは別に元金償還の時百分の七又は五の特別割増金がつけられるが、貯蓄債券には此の制度がない。要するに貯蓄債券は割増金の他に確實に利殖が出来る點で、報國債券は大きな割増金がえられる點で特色があるが、いづれも日本勸業銀行が政府の命令によりその發行を行ひ、その収入金の全部は大藏省預金部

資金に組入れられ、國債の引受は買入に充用される、貯蓄債券については日露戦争、關東大震災、と經驗を積んで支那事變には官民共にその必要を認められてゐた。小額債券の發行は盛行はれてゐるが興味本位に墮する危険がありはしないか、が指摘される。

彈丸切手 彈丸切手即ち戰時郵便貯金切手は割増金附の抽籤があるけれど、その本質は戰時の据置郵便貯金であり、抽籤後は五年間の無利子据置となる。従つて抽籤後のものは五枚以上まとめて特別据置貯金證書と引換へて利子をつける。五枚以下のものは抽籤後三年経たなければ證書として利子がかない。

公募公債・引受公債・賣出公債・交付公債 これらは公債の發行方法の形式による區別で公募公債とは一般金融市場に於て公に募集するもの、引受公債とは特別の銀行(例へば日銀)や政府部内の特別會計(例へば大藏省預金部)に全部引受けしむるもの、賣出公債は郵便局をして賣出さしめ、交付公債は募集せずに、單に政府が國債證券を交付するもの。公債非公募主義公債を發行する際に日銀乃至預金部に全部引受けしめ(引受公債)一般市場で公募しない方針を云ふのであり、公募による市場資金の吸収、金融の硬化を防止せんとする。

五分利債借換問題 昭和十一年頃五分利國債は内債だけでも四十六億餘圓あり、之を一般の低金利化の傾向に應じて、四分半利又は四分利國債に借換へるならば、國債費を減少せしめ、

財政上に幾らかでも餘裕をもたらす事になるといふ論である。然しいざ借換へるとなると五分利債の市價は當然に下落し、夫は延いて國債市價全體に悪影響を及ぼし、面白からざる結果になり易い。従つて高橋藏相も此の論の妥當性について十分認識はしてゐるが實行については慎重な態度を持してゐた。減債基金制度、公債償還のために特別の基金會計を設け、毎年一般會計より之に一定の資金を繰入れ、之を公債の償還に充てる制度である。減債基金の使用法に二ある。繰入れられた基金を以て即座に其額だけ公債を償還するのが其一つである。次に繰入れられた基金で公債を買入れ、其公債に對する利子と翌年からの繰入金とを加へて又公債を買入れ、順次に斯の如くして行つて公債の全部を償還せんとするのが其二である。我國の減債基金は國債整理基金特別會計法により特別會計とし、其の基金にあつべき資金は毎年一般會計又は他の特別會計より繰入れられる。右金額は前年度初頭に於ける國債總額の萬分の百十六以上にして三千萬圓を下る事を得ざるものとしてゐる。減債基金一部繰入停止法、昭和七年度以降多額の公債發行が豫想されるに至り、減債基金制度による國債償還は無意味となり、國債總額の萬分の百十六に相當する繰入金額の中、その三分の二以内を、又一般會計に於ける前々年度剩餘金の四分の一に相當する金額の全部を繰入停止する事となり、第六十二議會に「昭和七年度以降國債償還資金の繰入一部停止に關する法律案」として提案、成立した。減債基金繰入増額

問題、減債基金一部繰入停止法の實施によつて各特別會計も各特別會計發行公債額の萬分の百十六の三分の一を減債基金として繰入れ、ばよい事となつたが、一般會計に比し特別會計は餘裕があつて三分の三全部を繰入れる事が出来る状態にあつた。偶々昭和十年度豫算編成に當つて財源拂底したため遂に右の繰入可能金を一般會計に繰入れ財源に充つる事となり、鐵道・臺灣・通信の三特別會計の繰入金を萬分の百十六の三分の三に改め合計千七百萬圓を捻出した。更に十一年度には關東局・朝鮮・樺太・南洋の四特別會計も右に倣ひ合計七百萬圓を繰入れる事になつた。國債證券買入鎖却法、公債償還の方法としては、償還額を定め抽籤により其當籤者に額面を以て償還する抽籤法と、政府が取引所又は公債所有者から公債を買入れて償還する買上償還法の二つがある。我國では後者につき國債證券買入鎖却法（明治廿九年二月公布）の規定がある。

日本公債の發展（一）明治初年から十年には、舊制度清算のための政治的財源として公債が發行され、秩祿公債所有者に就業資金を支給するため倫敦で七分利付外國公債を募集し、その他舊藩債引受のための公債、舊神官配當祿公債、金祿公債、鐵道建設のため明治三年倫敦で募集した九分利公債、西南戰役のための借入金等があつたが、國力充實せず、草創のこととして起債條件、償還方法、等不利であつた。（二）明治十一年から廿六年は公債整理期で、政府は明治

十九年十月整理公債條令を公布し同年から廿六年にかけて整理公債を發行して前期の公債を整理、明治三十年に完了した。尙ほ此の期には起業公債が發行された。野蒜築港、猪苗代疏水、士族勸業資金、東海中仙鐵道建設、北海道炭礦開發は皆公債によつて支辨された。(三) 明治廿七年から卅七年は公債の飛躍期で、日露戦後は國民經濟を發展せしめ、公債も明治廿八年九千萬圓、二十九年、三十年四千萬圓と起債し、三十六年五億圓、三十七年十億圓と躍進し、主として戦費の支辨、軍備擴張、企業開發、植民地經營、鐵道買収に向けられた。(四) 明治卅九年から大正十五年は公債膨脹期で、政府は國債整理のため臨時公債整理局、國債整理基金特別會計法(三十九年)等を設け、新公債の抑制を圖つたが、關東大震災、日獨戦争、政府の積極政策等のため公債は大正二年二十六億圓、大正九年の三十億から大正十四年には五十億に及んだ。(五) 昭和二年から五年に公債緊縮期で濱口内閣が成立しデフレーション政策を採り公債非募債主義を堅持し、若槻内閣も同様の政策を持續したが、昭和六年末の政變によつて緊縮政策は犬養内閣により一變した。(六) 昭和六年以後はいはゞ赤字公債期で、犬養内閣以來公債積極主義を採り、金再禁止、インフレーション政策により産業界に活氣を與へんとし且つ一方所謂非常時による國際不安は軍事費の絶對的膨脹を告げ、これ等の大豫算は所謂赤字公債によつて支辨されるに至り、公債額も急激に膨脹し昭和十一年百億に迫つた。滿洲事變勃發を機

に膨脹政策に轉じた日本の財政は昭和七年度以來年々七億圓乃至八億圓の新規募集を餘儀なくせられたが、昭和十二年支那事變の勃發と共に激増、同年度三十億圓、翌十三年度五十億圓を超え、公債計畫を必要とし實際發行高との間に相違はあるとはいへ未曾有の公債膨脹時代を現出した。これ等公債の中支那事變公債は日銀引受を以てせられる他、郵便局賣出し、或は官吏その他勤勞所得者の賞與金一部の公債買入獎勵等凡ゆる方法でその消化が企てられてゐる。又これ等の公債は四分半利、四分利、三分半利の如く低金利政策の滲透によつて次第に低利となり、昭和十一年の大量低利借換日を期として以後事變公債を含めて全部三分半利公債となつた。滿洲事變以後の公債の膨脹は軍事費の増加で歳入補填のため赤字公債は遙かに少い。(エモノ

ミスト、第十八年第十八號、改訂『日本財政論』(公債篇)、参照)

年金 確定公債を元利支拂方法によつて、普通公債、富籤公債、年金公債にわけることができる。年金公債は國家が債務としてもつ金額を償還する場合、年々利子と元金の一部分とを通算した金額を拂渡すので、有期年金、終身年金、トンチン式年金の別がある。基金 財政上又は其他の特別なる目的のために設けられた準備金又は基本金で、我國では次の三種がある。

(1) 教育基金 日清戦争で得た償金五千萬圓で軍艦水雷艇補充基金・災害準備金・教育基金の三基金を作つて特別會計としたが、北清事變・日露戦争の戦費に流用、後補填されず前二者

は廢止された。教育基金も戰費に流用された後は基金額少くなり、現在は有名無實となつた。

(2) 教育改善及農村振興基金 大正十一、二年度造幣局の補助貨幣改鑄益金(造幣益金)は漸次累積して大正十四年迄に二億に近い造幣局資金を形成するに至つたので、同年右資金より一億四千四百萬圓を繰入れ、教育改善及び農村振興基金特別會計を設置した。國債として保有され利子のみの使用が許され、昭和十年度豫算には一般會計に六百二十三萬一千圓を繰入れてゐる。

(3) 國債整理基金。會計監督 會計は政府によつて運用されるが、其間不正が行はれざるやう監督制度が設けられてゐる。其一は豫算の施行中のもので各省大臣及び大藏大臣の出納官吏に對する監督である。其二は會計検査院の監督、其三は帝國議會の監督で専ら決算の監督を行ふ。決算 決算とは豫算を施行した実績をいふ。編成者は大藏大臣で其の調整の時期に關しては何等の規定なく、普通總豫算が議會に提出されるのは年度經過後一年十ヶ月の後である。其間を整理年度と云ふ。

國富統計 は一國全體に屬する財産の集計、調査方法としては客觀的(又は物的)調査方法と主觀的(又は人的)調査方法との二者があり、前者は經濟的財を通して調査し土地、建築物、家具等を評價して集計し、後者は所有者に付きその所有財産を評價集計する。國民所得統計も國富統計に於ける如く客觀的調査方法と主觀的調査方法とあるが、國民經濟については物的調

査が好んで用ひられ、國民所得の調査には人的調査が屢々用ひられる。實際に計算する場合に生産統計、賃銀統計、所得稅統計、會社統計等が材料とされ國富統計より遙かに信頼しうると思はれてゐる。また「國民所得なる概念の規定は極めて困難であるが、統計的調査の對象は一ヶ年間に於ける官公所得と私人所得との合計である」「國富統計は『國民及び國家の有する客觀的財貨にして、貨幣的に評價された總額』即ち土地・建造物・生産又は營利用物的動産・物的消費財・鑄貨の金屬價值及び是等に對外債權債務の差額を加除したるものである(レキシス)」と云はれてゐる。岩波書店刊『經濟學辭典』「國民の富」の項には、一國の國民並に國家其他の公共團體が支配する所の物質財の全體を總稱して國民の富といふ。必ずしも物質財に限らず、例へば醫者の診斷や學者の講義や音樂家の技倆……の如き非物質的な財をも含めて國民の富と呼んではならぬといふ道理はないが、併しさういふ非物質的な財は之を特に役務(サーヴィス)と名附けて富(物質)と並び呼ばれるのが普通である、と述べられてゐる。(cf. Wörterbuch d. Volkswirtschaft. Volkseinkommen, Volksvermögen: Encyclopedia of the Social Sciences, National Income, National Wealth.)

會計検査院 政府の會計を監督する爲に設けられた會議制の官廳で、天皇に直隸し國務大臣に特立する。明治十三年の設立にかゝり初めは歳入歳出豫算の検査をも行つたが十五年に至り

専ら會計の事後検査のみをなすことになつた。現在其の職能は(1)總決算(2)各官廳及官立諸造營の收入及び官有物に關する決算(3)政府よりの補助金又は特約保證を與へる團體又は公立私立諸造營の收支に關する決算(4)法律・勅令により特に會計検査院の検査に屬せられたる決算の四項である。官立諸造營とは專賣局・學校等、政府より補助金又は特約保證を與へる團體とは府縣又は諸種の銀行・會社、公私立諸造營とは學校・病院等を指す。會計検査院は此の審査の後、報告書を作つて上奏すると共に議會に提出する。其組織は院長(親任)の下に部長三人(勅任)、検査官十二人(勅任又ハ奏任)、別に書記官專任二人・副検査官二十人、書記等を置き、内部は第一・第二・第三の三部に分れ、各部長の下に四人宛の検査官が分屬して事務を掌つてゐた。昭和十七年の行政整理により三部十四課とし勅任一、奏任六、判任二〇雇員一二傭人九の減員となつた。會計検査官は終身官で、刑事裁判又は懲戒裁判の他は自己の意思に反して退官・轉官・休職を命ぜられることがない。古く『會計検査院史』がある。

郵便貯金 吾が國の郵便貯金制度は明治七年の貯金預規則、翌八年の預金事務實施によつて開始され、初めは單に貯金、明治十三年以降は驛遞局貯金と稱せられてゐたが、二十年以後現在の如く郵便貯金と呼ばれるに到つたものである。而して世界に於て最初に此の制度を實施したのは英吉利で一八六一年(家茂・文久元年)のことであり、續いて西濠洲、ヴィクトリヤ、ニ

ューゼーランド、カナダ及び白耳義の各地に設けられたが、日本は伊太利(一八七六年)和蘭(一八八一年)佛蘭西(一八八二年)英領印度(一八八二年)瑞典(一八八四年)洪牙利(一八八六年)米國(一九一一年)中華民國(一九一九年)獨逸(一九三九年)の諸國に先立つて明治八年(一八七五年)此の制度を開始した。此のことは屢々指摘される如く吾が國の資本主義の發達の特徴をなす一つに屬することである。蓋し、論者によつて説かるゝ如く、「當時民營貯蓄機關の自生的な發達は容易に期待し得ぬに拘らず、一方零細資金の集積から國家的運用可能の貨幣集團を形成することは焦急の事務であつたので、國營貯蓄機關の先行的發達が一層促進されたのだ。」と言ふことは反面に於いて、我國の金融史の上に國家資本の原初的重要性を銘するものだが、創業以來の郵便貯金の増進は如何に國家が短時日に近代的裝備を完成し、且つ相次ぐ戰役の經濟的基礎を鞏固ならしめる上に零細資金の吸合動員が緊要であつたかを物語る」(阿久津稟、郵便貯金の國民的性格、東大陸、昭和十五年五月號)のであるから。

郵便貯金制度は明治八年四月四日發令され同年五月二日から取扱ひが開始されたが、それは「宵越の錢を持つを恥とする當時の一般風潮に對し勤儉貯蓄の美風を喚起せしむるを目的として設置せられたもの」で、「封建的遺風未だ覺めず貯蓄心の乏しい庶民階級の存在」を目標としたものであつた。斯くてそれは「一應の啓蒙的存在であり得た」のであり、「明治政府の傑

作の一である」と云はれうるのである。(杉山和男、郵便貯金の本質、東大陸、昭和十五年七月號)
然し「郵便貯金といふものは何故に起つたかと云へば、此仕事は其の貯金によつて政府が利益を得ようと云ふ意味はない。銀行のやうな目的で人民の金を集める意味ではない。一面社會の下級の多數の者から零細の資金を集める。……さういふ零細の資金を貯蓄する觀念を下級一般に汎めたい趣意である。汎く貯蓄の思想を涵養せんとするのである。」(下村宏、貯金獎勵論、大正三年四月、四頁)と説かれる如く一つの制度が當事者の主觀的・道德的・意義しか有つてゐなかつたかと云へば、それは謬りであらう。一つの社會制度にはまたその意圖を越えた客觀的意義があり、郵便貯金制度も吾が資本主義の資本蓄積の過程に寄與するものとしてその存在理由があつたのである。

郵便貯金制度の設けられた當初次ぎの如き「告知文」が發せられた。「凡そ窮巷陋懼に住する小民も萬物の靈として之を尊ぶ所以のものは、健康にして豫め疾病の患を防ぎ、壯時に方りて老後を慮り、能く其生計を經營し吾獨立の權を保存するを以てなり。然るに、下等一般の民人朝に在て夕を謀らず、得れば即ち之を費し、甚しきは節儉貯蓄を以て恥と爲すの風あるに至れり。故に一旦病に罹り、或は老て親族なければ妻子を餒し其身を凍し自ら窮險の極に陥り、竟に他人の累を爲す、實に寒心の至ならずや、豈萬物の靈たるべけんや。因て今般小民の爲め

貯金預局を設けられ、此民人をして能く節儉の風を興し、餘金あらば之を貯蓄し、其健時壯時に在て凍餒の難を防ぎ兼て産業資金を堅ふし其獨立の生を畢へ人の靈たる所以のものを大に満足せしめん爲め、老幼男女何人を限らず金拾錢以上は預け得べく、且其元利共増殖すべく、又何時にても請取得べき最も自由にして安全なる規則方法を御制定、内務卿の保證を以て驛遞頭之を掌り、差向五月二日より左に記す郵便役所に於て事務を開き漸次京都、大阪より各地に施行すべし。請ふ區戸長教員及傭主たる者、篤く此舉の誠意を戴き此規則を辨了し小民徒弟を教諭し、以て恒産あらしめ以て風俗を厚ふせんことを。」然し當初の成績は思はしくなく、明治八年創業の年の年末現在に於て預入人員一、八四三人、預金額一五、二二四圓にとゞまつた。此の制度の創始者前島密はその『自傳』に於て「本事業に就きての我國民中下層に居る者は由來貯蓄心に乏しく、殊に東京人中には宵越の錢を持つは恥なりとすら心得るもの多く、爲に貧困に加ふるに風紀甚だ亂れ、且種々の惡弊を生じ、余も大に之を慨したりしが之が防止策としては儒學は勿論佛敎を以て教悔するも其教極めて薄ければ寧ろ恒産あるものは恒心ありとの格言の如く經濟上の慣習により貯蓄心を養成せしむるの優れるに如かずと信じ居たるに、その後英國に渡りて郵便貯金の狀況を觀れば、能く實績を擧げ、細民の好風紀を獎勵すると同時に、その貯蓄の聚合金は或は國債償還或は國家有益の事業に融通し、以て國家經濟の大資と爲しつ

つあり、是に於て余は大に啓發せられ、歸朝の上は本邦にも速に之を實施すべしと、明治六年に施行規則を立案せるも是等の業務を能く辨すべき計算家少く是を養成する等の故を以て漸く本年に及んで開始するの機會に達せしなり。されども廣く之を知らしむる一の機關なく、わずかに知る者と雖も之を實行するの意なく他方官に依頼するも官務外として同意せず仍て佛神教導職等を説いて之が教導を助けしめんと欲したるも、之を肯じ之を勧誘するの勞を取らず。已む事を得ずして私金を散じ寮内の集配人を始め、自家出入の職人細商に之を與へ、郵便貯金となすの方法を行ひたる事もありたり。」とその苦心を述べてゐる。當初の不振にも拘らず努力が續けられ、明治十一年には貯金の必要と貯金制度の概要を説いた「貯金預法論告」が出、それと共に「貯金預規則」が發表され頗る懇切にその方法を説き、同時に驛遞局員に對し「預金預所要旨」と云ふ印刷物が配布され、斯くて明治十四年には預入人員三八、九七四人、預入金額、八二一、九三九圓に達した。簡單にその發展の跡をたどれば

明治八年	人員	金額
	(千)	(千圓)
一〇	六	一〇〇
二〇	五六九	一八、二一三

二七	一、〇七四	二四、九六二
二八	一、一八〇	二七、七四八
三〇	一、二五七	二六、三三六
三七	四、五八三	三八、七八〇
三八	五、六八六	五二、八三六
四〇	七、八三八	九一、五三二
大正元年	一二、三五七	一九七、二九四
六	一六、九五二	四一六、九四七
昭和元年	三二、二六一	一、一六二、三五八
六	三八、六八五	二、六一六、五三三
一〇	四五、五一二	三、六一六、五三三
一二	五三、〇五二	三、七〇九、三九八
一三	七二、二六九	四、四二四、九八三
一四	八二、八三七	五、五七四、四五五

各年末、貯金局統計年報、月報。

明治廿二年初代遞信大臣榎本武揚の文部大臣への轉出により、後藤象二郎が後を繼いだが同

年八月逓信従業員に對し別種貯金と稱して強制郵便貯金をなさしめたが明治二十三年の物價騰貴により、命令解除を餘儀なくせられた。日清戦後の二億圓の戦費は財界に大きな負擔であつたが郵便貯金の貯蓄獎勵は意の如くならず、戦争中百五十萬圓の減額となり、戦後彈丸切手の濫傷ともみるべき割増金附郵便貯金案が議會に提出され、切手貯金、出張貯金などの制度が企てられた。日露戦争前伊藤博文が神奈川縣大磯で町民のために郵便貯金普及のため盡力したことは知られてゐるが、貯蓄獎勵運動は開戦と共に實行されて明治三十七年二月三千百十六萬圓から同年暮には三千八百七十七萬に増加し、翌年五月には四千四百五十七萬圓となつた。斯くて創業三十三年にして明治四十一年一億圓に達したが、當時鐵道院總裁と同時に逓信大臣として幻燈會を開いて貴衆兩院議員に自ら説明の勞をとり貯蓄獎勵に努めた。なほ大正十二年の關東大震災、昭和二年の金融恐慌と郵便貯金の關係、標語の變遷や貯蓄獎勵策の時代的變遷が問題になるが、大震災は僅か三日間に人命を失ふこと二十餘萬、罹災者總數三百萬、國富を破滅すること百億圓、その損失が工場、機械、交通、銀行等の直接の破壊に止まらざるは勿論、内には物價の反騰、金融の梗塞、生産の衰頹、失業の急増、生活標準の低下を來し、外には貿易の大逆調、爲替相場の崩落を招き、その復興は吾が國民經濟の負擔となつたが、それは要するに政府及び資本家の外債利用と民衆の極度の勤儉とに依つたもので、震災後一ヶ年間に政府及

び日銀其他特殊銀行が復興資金として調達したものの四億圓、その中二億圓は預金部から出た。斯くて震災は國民經濟をして益々多數國民の勤儉貯蓄と犠牲的精神とに依存せしめることになつた。郵便貯金は政府の獎勵と競争者たる貯蓄銀行の不備とで特に第一次歐洲大戰戦時戦後にその發達著しく、大正三年末一九五、八九六(千圓)であつたものが、大正八年末には六九八、一六一(千圓)となり、大正十年末九〇六、七二六(千圓)大正十一年末九七六、三七五(千圓)大正十二年一、〇九八、七五三(千圓)と増加した。此の巨額の郵便貯金は大藏省預金部資金の大部分をなすもので、その一部は低利資金として各府縣に分貸されるが、大部分は大藏大臣の自由裁量に委ね、これを以て或は一般會計其他の公債を引受け、或は臺灣銀行、朝鮮銀行等の救済に其他政府財政上の繰廻しに利用され、その運用使途について問題とされ、朝野の間に預金部改造の聲があつたが大正十三年加藤高明内閣により改造案が提出され資金運用の放漫が幾分防止されることとなつた、ともあれ震災に際しては政府及び日銀の一般的金融救済の措置が講ぜられたが、一般商工業の復興資金は政府の手により直接に預金部資金の融通によつてなされ、政府、勸銀、興銀、農工銀行を通じて罹災者の住宅、店舗、倉庫、工場等の應急的建設資金として預金部より四千六百萬圓の低利資金の供給がなされ、翌年清浦内閣は經濟復興資金三億圓案を計劃して大口資金の供給を始め、同十三年三月その一部三千萬圓の預金部資金を勸、興、

農工諸行、及び産業組合、住宅組合等を通じて民間に貸出し、郵便貯金は國民經濟復興の契機として働いた。ところで戦時から戦争直後にかけての國民經濟の急激な膨脹は偏に戦時需要、戦時市場とその一時的獨占とに基いてをり、その消滅は生産力對市場の矛盾を異常に強めた。大正九年、十一年と恐慌は起きたが政府及び日銀は大規模の四億圓、二億五千萬圓と大規模の直接的資本救済の支出を國家の負擔に於て行つた。農業危機の存在は國內市場を狭めたが輸出工業資本の救済がなされ、固定資本の大きな重工業、軍需工業、化學工業が増大し、固定資本の増大と關聯して擬制資本の膨脹と共に銀行資本と産業資本との融合が行はれ、輸出奨励金が與へられ植民地米増産計劃が樹てられ、土木、鐵道の建設事業が繼續され、軍事公債が増大し、金輸出禁止の繼續によりインフレーション政策が引續いたが、大正十一年の銀行恐慌に次いで翌年の震災、大正十四年には支那革命の進展、即ちインフレーション政策は大正十四年（一九二五年）頃から一方での生産設備の著増、他方での購買力の減退と海外市場獨占の消滅、支那革命の高潮によつて準備されて生産資本と擬制資本との矛盾が現實化し昭和二年の金融恐慌となり、それは新しいインフレーションを追加した。世界物價に對する國內物價高は連年の輸入超過在外正貨の減少をもたらししたが、なほ財政の窮乏が加つた。國家歳出の累計の増大に對し租稅収入の増加が停止し、歳計剩餘金が減少したが大正十五年に至つて著しく、斯くて爲替相場

の回復し始めた大正十四年は既に通貨及び信用の膨脹傾向にも拘らず決定的な物價下落の開始をみるに到つてゐた。財政政策に於ける緊縮方針を聲明し金融資本の要求に即しつゝも當時の政策は證券景氣を起し、正貨現送により金解禁の準備を行ひつゝも金利の引下げを企てまづ景氣を出し救済を果してから整理しようとして試みたが而も市中銀行は之に追従しなかつたのであつた。斯くて起つた金融恐慌を阻止すべく九億圓の資金を日銀をして放出せしめたが、それは主として小銀行の大銀行に對する債務返済にあてられ大銀行への預金の集中となつて現れた。預金の激増と共に最も利益多き貸出は減少した。斯く貸附資本そのものの過剰と共にその貸附資本に對する中小工業者の渴望があつた。而して銀行資本の利益率は減少し、デフレーション政策への轉換が問題となつたが、金融恐慌以來の物價は特別融資によるインフレーションと金融景氣とも拘らず、また爲替の再低落にも拘らず一般購買力の減少に制約されて全體としては下向的な保合ひ状態を呈して昭和三年末に及んだ、一方輸入超過のため外債による正貨補充が急務となり昭和二年秋以來金解禁即行論が行はれたがそれは政友會内閣の後をうけた民政黨内閣により斷行された。濱口内閣は金解禁とその準備としての國家財政の緊縮、及び金融機構防衛の公債市債維持の政策を掲げた。それは世界恐慌の要因がアメリカに於て成熟しつゝあるのに併行して行はれた。昭和四年秋それはアメリカに起きたのに引續いて昭和五年一月金解禁が

断行されたが、それに促がされた恐慌現象として物價下落のテンポは早くも爲替の騰貴率を越えた。独占資本は生産制限をし失業が増加し、株式價格は擬制資本が減少されて生産資本の利潤獲得能力相當の量になるまで低下せしめられる傾向にあつた。昭和四年に十七億であつた豫算は五年度には十五億に、十六年度には十四億圓に縮められたが、一方昭和五年一月十一日に十億七千三百萬圓あつた日銀の正貨準備は一ヶ年後には八億一千六百萬圓となり、昭和七年一月十一日には四億六千九百萬圓に激減した。金融資本に屬する銀行は利子負擔即ち海外からの借入金と正貨引渡しにより返済したが、日銀の民間預金の減少となり、一般に銀行預金の減少となつた。郵便貯金の増加率も低下し、全國普通銀行の貸出は減つた。それは地方銀行に特に著しかつた。大銀行の貸出の増加は小銀行を犠牲にしての増加であるのみならず、大銀行そのものの貸出の回収不能によるもので擔保物の非常な値下りが之を示した。大銀行の貸出増加の一部は諸會社が起債不能のための借入金によるのであるが、貸出増加、預金減少により銀行が逼迫し易いのは、金融恐慌以來銀行資金の大部分が有價證券に投ぜられたことによるのであつて、株價は下落し、公債の市價は非募債主義及び政府、日銀の買入動等の手段によつて維持されてゐる次第で、銀行は損失を恐れて手持證券を處分して資金化しえない。斯くて金融恐慌後の矛盾は貸出の減少に對して預金の増加したことにあつたが、解禁恐慌の矛盾は克服のために

豊富な貨幣資本が必要となつたときに預金が減少したことにあつて、先には預金利子の引下げが企てられたが次の場合には金利低下の要求が緊急となつた時に中央銀行は特別融資六億をもち正貨流出を防ぐため金利を高めねばならないと云ふ事態に當面した。國內企業に整理を求めつゝ大銀行は遊資をもち海外放資を行ひ大銀行間の預金、貸出の競争は烈しいが、小生産者、農民の没落、操短失業等の發生が著しく、こゝに巨額の内債募集をしない以上、金輸出再禁止か外資輸入か何れかあるのみで、後者の高利外債應募はロンドン會議への底流をなした。金が流出し金利が高まり公債が下落した。爲替相場安定、生産費切下げによる輸出増進、高金利による銀行利潤の回復を目指して金解禁は行はれたが、物價下落が歴史的な生産過剰に基くことを見抜くことができなかった。斯くてデフレーションで銀行の預金が減少し金融機構の危機を防ぐために非募債主義が掲げられ郵便貯金の利子は引下げられた。右の過程に迫られて事業會社のために積極的な單名手形融通の要求がなされ日本銀行は市中金利昂騰の大勢に逆行して値下げを發表し、日銀の公債買上、貸出し擔保の緩和の要求がなされ、インフレーションへの推進が底流として存在すると共に公債市價の下落を喰ひ止める非募債主義は昭和六年度の豫算に到つて放棄されざるをえなくなつた。即ち減債基金は七千六百萬圓に減少したと共に、失業發生、歳入の激減、海軍補充計畫遂行の必要による豫算編成難、斯くて公債發行額は一億

三千二百萬圓を計上せざるをえず六年度の國債現在高總額を六十億圓に達せしめる。而も一般會計のために大藏省證券の發行額を一億圓即ち二億五千萬圓に擴張し短期公債を増發し、日本銀行と共に數年來財界救濟機關となつた大藏省預金部の資金の涸渴したこと、これ等の事情によつて公債市價の下落は促がされ金融従つて財政の危機が増大した。金解禁恐慌は農業恐慌を伴ひ、構造失業軍に裏づけられ一九二九年に始まる世界の資本主義の一般的危機を醸成し、地方銀行の整理と共に吾國に於て特に農村問題を前面に持ち出した。

さて郵便貯金は日清、日露の兩戰役後人員及び金融に於て増大してゐるが、それは吾が資本主義の確立期にあり戰後の好況のためであり、歐洲大戰後も同様であるが、昭和二年以後の増加は、恐慌によつて中小金融機關の破綻を來すもの多く、安全の點から郵便貯金が選ばれた。昭和八年以後のものはインフレーション景氣及び低金利政策による郵便貯金利廻りの高率に基くものである。また郵便貯金の發展の率が他の各種の貯金に比して多く、また他の資本主義國のものに比してそのテンポが早い。例へば一九一三年（大正二年）から一九二七年（昭和二年）迄十五ヶ年間に英國約一倍半、合衆國約五倍、伊太利約五倍、佛蘭西約三倍半であるのに對して日本は約七倍以上の増加である。吾國に於て郵便貯金が斯かる發展を示した原因としては「明治以後の經濟上の諸制度が、國家によつて創始保護助長されたるもの多く、その爲一般國民

が國家に依頼すること多く、従つて國家のいとなむ郵便貯金制度を利用するものが多いためと、郵便貯金制度といふがごとき小額簡易な貯金制度が、過少農制度の上に立つ我國大衆にとつて最も便宜な貯金制度であつるがために歸せられる」（石濱知行）が、また「第一には國家信用の絶大なる威力、第二には他種貯蓄機關（普通銀行、特に貯蓄銀行）の脆弱性、第三には……民營貯蓄銀行に對して競争主義を採用して來たこと（郵便利率が日本では外國に比して可なり高い）等が主要な理由ではある。第二の理由の直接的證左としては昭和二年春の金融恐慌によつて郵便貯金の増勢が拍車をかけられたことが指示されよう。勿論支那事變後、特に……急増した原因としては、巨額の政府資金の撤布、節約貯蓄の勵行、時局産業の活況に伴ふ國民所得の増加等が常識的にも考へられるし、貯金局側の貯金吸収に關する積極的方法をも見逃せない」（阿久津稟）さて此の郵便貯金の社會的性質であるが、吾國の預入、拂戻はその人員、口數、金額何れについても世界一であり、郵便貯金出し入れの頻繁さ、郵便貯金局利用の度數の多いこと、それが預金者の日常生活の零細な一時的餘裕金であることを物語つてゐる。而して人員、預金額については世界第一位乃至第三位といふ地位にあり乍ら預金額は一人當り昭和十三年度では六三圓八四錢で世界的にみてこれは最後に近い、これは吾國一人當り國民所得の低さを反映してをり、消費の節約の事實を物語つてゐる。即ち郵便貯金は所謂勤勞階級及び中小市民が

その生活状態を停滯的に持續するための控へ目な利子要求の性質をもつた貯金であり生活の眞の餘裕から出たものではないのである。日露戦争當時桂内相、寺内陸相が自ら貯金の必要を説いたが、利子も四分八厘より五分四厘となり、三十八年二月には振替貯金制度が創設された。郵便貯金の増加は庶民の富裕になつた證明であると云ふ説があるけれど、小農、小市民以外の有産階級の貯金が加り來つた事實があり、郵便貯金の中心である庶民は利率低き郵便貯金をなす半面高利の金を銀行、組合、高利貸から借りてゐる。その負債の故に、敢て銀行、組合に預金しないのである。

郵便貯金の收納及び支拂ひの事務は逓信省の所管であり、郵便局が之を取扱ふのであるが、受入れた貯金は、すべて大藏省預金部に預け入れられ、そこで運用され、利子もそこから出る、即ち、郵便貯金の管理、運用を掌るものは大藏省預金部であり、兩者の關係は明治十七年にその前身である驛遞局貯金が大藏省國債局に預け入れられて以來今日に及ぶのであり、郵便貯金の預入、運用は、明治十八年五月發布預金規則第一條に「大藏省中に預金局を置き、左の貯金積立金を預り之を保管利殖せしむ」及び大正十四年の預金部預金法第四條に「預金部預金並大藏省預金部特別會計の積立金及支拂上の餘裕金は之を預金部預金とし預金部資金運用委員會に諮問し有利且確實なる方法を以て國家公共の利益の爲に之を運用すべし」と規定されてゐる。

大藏省預金部は大正十四年預金部特別會計法、預金部預金法、預金部資金運用規則によつて法律上の存在となつた。即ち預金部の資金は嘗ては大藏大臣の自由意志により運用方法を決定することができたため便利であつたが他面に所謂政商の救済、支那政府への貸倒れ等弊害を來した。即ち内地事業資金、海外事業資金の不良且つ不當の貸付があり、例へば寺内内閣當時大正六、七年にかけ西原龜三の獻策により段禎瑞内閣に對し殆ど無擔保で一億四千五百萬圓を貸附け回収不能に陥つた如き、大正十五年第五十一議會で「西原借款關係債務整理に關する法律案」により政府に代つて融通した興業銀行、朝鮮銀行、臺灣銀行等の損失を政府が引受けることとなつて解決したが、その他大倉組、三井製藥、又漢治萍、裕繁公司等々への貸付も知られてゐる。斯くて官民合同の預金部資金運用委員會が形成され、資金の運用範圍も(一)國債及び地方債の應募、引受又は買入、(二)一般會計又は特別會計に對する貸付、(三)特別の法令により設立されたる會社の發行社債又は産業債券の引受又は買入、(四)特別の法令により設立せられたる銀行にして社債を發行せざるものに對する貸付、(五)外國政府の發行に係る國債の應募又は買入、(六)日本銀行に對する在外指定預金、に限定され、大藏大臣は毎年度預金部資金の運用方法に關し其の運用計畫を定め該委員會に附議しなければならぬ。委員會の會長は大藏大臣で、委員は大藏政務次官、大藏次官、關係各官廳高等官、會計検査院部長、日銀總裁、其他學識經

驗ある者として大藏大臣が奏請し内閣に於て任命した者から成る。預金部資金の資金は全國各地方から集つたもの故之を地方に還元すると云ふ趣旨から地方各種産業組合及び住宅組合等に貸付けることの規定、即ち「預金部地方資金貸付規程」が昭和三年大藏省達として公布された。然し「斯くて庶民階級から吸収した資金は再び庶民階級に對する金融に利用せらるゝことゝなつた」とは一般に云へないやうである。

支那事變勃發を契機に預金部は急激な變貌を遂げた。即ち、國債投資の激増、生産擴充資金への融通により地方資金供給の比重が著しく低下し、その機能は國策遂行に集中されたが、昭和十五年に於ては政府の金融硬塞打開工作に積極的に協力し、巨額の社債引受けと短期資金放出とにより預金部として劃期的な金融市場の調整を行つた。昭和十六年度に於ても政府資金の撒布により短期資金の放出はみられなかつたが、國債（事變前の四倍）及び國策會社社債（十四倍半）への投資は著増した。その原動力はやはり郵便貯金であつて、昭和十四年七月に五十億圓臺を越した郵便貯金は十七年二月には九十五億一千萬圓を記録した。増加の絶対額では及ばないが増加の割合では昭和十二年度からの貯蓄債券、十五年度からの報國債券を加へて貯蓄債券及復興貯蓄債券収入金も著増し昭和十七年には三年間にほゞ十倍の十億圓臺に達し、預金部積立金・預金部収入金についても低利資金を國債その他有利な方面に運用し得た結果増加の

傾向がみられる。振替貯金——郵便貯金業務の一種で、A B 兩者乃至一方が之に加入してゐれば其者の貯金から拂出すかまた拂込むかして銀行に預金勘定をもつ者が小切手により取引すると同じやうにする現金取引方法——も昭和十三年度の一億六千萬圓から三億圓臺になつたが、特別會計預金と基金及法人預金とは減少した。前者は公債預金（年度末に増加）、米穀需給調節資金等を含み月により變動するが、後者は月により變動することはない。貯蓄銀行預金の減少のため十六年度には前年度に比し約二千萬圓減じた。保管金及供託金の項目はさして動いてゐない（十七年二月、十六年度四千九百萬圓）。預金部資金は斯くて全體として増加したが、その大半は國債消化と生産力擴充資金に向けられる。反面地方債引受、一般及び特別會計貸付金、地方公共團體貸付金は比重が低下して來た。即ち國債投資は事變前運用資金の四割五分、二十餘億であつたが十五年度末には六割五分、七十四億圓に達し、特殊銀行會社等の事業資金も十五年度末には金額の一角を占め急速に膨脹したが、地方資金貸付は絶対額に於て變化をみず、十六年度にも此の傾向が推し進められ、國債投資は七割を占め十七年度新規投資額を三億増しの廿五億圓と見込んでゐる。従つて公債消化に對する預金部引受高は二〇%を超えるのを常例とし、十五年には三五%に及んだ、十六年以降は公債の市中消化力が増し預金部資金は生産擴充に放出されることとなつた。郵便貯金の増加率は、昭和十五年の三割を頂上に下向した

が、それは十六年度の産業界不振、一般的な生活費昂騰、郵便局窓口よりの國債賣出の増加、貯蓄債券、報國債券の増發等による、十七年四月から郵便貯金の一人當り限度が五千圓に引上げられ税法改正の結果その利廻りが有利になつたことは事態の好轉に寄與するであらう(東洋經濟新報、第二〇一八號)

郵便貯金の昭和十七年九月末現在高は百十四億一千八百八十九萬二千餘圓に達し、同月中の増加額は二億三千二百二十八萬二千餘圓、前年同月に比して二倍強に當る増加率を示し、また昭和十七年度目標額三十二億に對するその成績は四月乃至九月に於て増加額累計十七億二千七百七十八萬餘圓で五四%に達し前年四五%に比し極めて成績良好で、九月中の狀況は、預入十七年六五四、六九二(千圓)に對し十六年は五〇七、三五〇(千圓)で増加二九%、拂戻は十七年四四〇、四八六(千圓)、十六年三九二、九三〇(千圓)で増加一二%、と云ふ割合である。(十月三日朝日新聞夕刊)

斯くて郵便貯金制度は大きな役割をしてゐるが、過去に於ける「一錢を笑ふ者は一錢に泣く」「貯へは國に盡くして身に戻る」から現代の「一億一心百億貯蓄」にみられるやうな標語の變遷はまた貯蓄觀念の歴史的變化を示してゐる。立身出世は學國防衛のイデオロギーに變つた。而も杉山和男氏も説く如く郵便貯金が庶民金庫と結びつくことが希望される。

地方財政

中央國家財政に對する地方自治體の財政、即ち道府縣市町村財政を指す。地方費の膨脹、地方費は一般に國政委任費と眞實の地方自治費とに分けられ、前者は教育・警察・社會事業等、(委任事務と呼ばれる)に對する費用、後者は電氣・瓦斯・町村道・縣道等の費用である。近年主として國政委任費の増加によつて地方費は甚しく膨脹を來してゐる。義務教育費國庫負擔教育費特に義務教育費は從來地方財政に大きな負擔となつてゐたので、大正七年四月、第三十五議會の決定に基き義務教育費國庫負擔法が發布され、一千萬圓が年々國庫から市町村に交付される事になつた。其後此の交付金は度々増額され昭和十年度は八千五百萬圓であつた。其割當方法は大正十二年の改正によつて、國庫負擔金の十分の九の中三分の二を市町村に、三分の一を町村に、残りの十分の一を貧弱町村に交付するので、市町村の財政難救済に相當役立つてゐた(阿部重孝、教育財政、岩波講座・教育科學・第十八冊。加藤精三『教育費問題精義』雜誌「教育」第四卷第六〇號その他)教育財政の問題は地方行政改革の問題と結びついてゐる。強制豫算 市制第百

六十三條、町村制第四十三條に「市(町村)ニ於テ法令ニヨリ負擔シ又ハ當該官廳ノ職權ニ依リ命スル費用ヲ豫算ニ載セサルトキハ府縣知事ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ豫算ニ加フルコトヲ得」との規定がある。之に基き監督官廳が自治體の豫算に對し追加計上を強制する豫算が強制豫算である。従つて支出豫算に限る。地方税に關する件、大正十五年三月公布、實施。『北海道府縣ハ本法ニヨリ特別地稅、家屋稅、營業稅及ヒ雜種稅ヲ』(第一條)「市町村ハ本法ニ依リ戶數割ヲ」(第廿二條)賦課スルコトヲ得」とあり、各税につき詳細に規定す。尙ほ之に對する特別法ともいふべき地方税制限に關する件(明治四十一年三月公布)がある。府縣稅・市町村稅、地方税賦課の主體が府縣なりや、市町村なりやによる區別である。獨立稅・附加稅、獨立稅とは地方公共團體獨自の租税にして國稅とは獨立なるもので特別稅とも云ふ。府縣稅としては特別地稅・家屋稅・營業稅・雜種稅、市町村稅としては戶數割・段別割・家屋割・不動産所得稅・特別所得稅等がこれであつた。附加稅とは國稅若くは上級公共團體の租稅の率に附加して賦課する租稅で府縣稅としては國稅を本稅とするもの、市町村稅としては國稅を本稅とするもの及び府縣獨立稅を本稅とする附加稅がある。(上述二一四―七頁參照)

特別地稅、大正十五年以來、道府縣稅として課せられる。市町村稅としては特別地稅附加稅が課せられる。大正十五年の稅制改革により地價二百圓未滿の自作農地に於ける國稅は免除さ

れたが、地方稅では此の二百圓未滿の自作農地に對して特別地稅が起されたのである。

戶數割、市町村獨立稅で、所得・住宅・資産の三者を標準として按配する一種の所得稅で何等特別の稅源はない。昭和十五年の稅制改革でなくなり市町村民稅が之に代つた。

制限外課稅、地方公共團體が附加稅を課する場合に所定の制限を超えてする課稅で、原則として一年限り、特別の事情ある場合は五ヶ年以内を限つて繼續する事が許されてゐる。制限外課稅を稟請し得る場合は、費用が特別の必要ある場合及び負債の元利償還・災害復舊・水利事業・傳染病豫防等費用の特定せる場合に限られてゐる。特別課徵、道路・橋梁・堤防・運河・溝渠・上下水道等の新設改良は一定範圍の土地の權利者に對し地價騰貴其他の特別なる利益をもたらず。従つてこれ等の施設をなす費用の一部分を、特別受益者に負擔せしめる事が當然で、財源捻出上恰好の手段であるとされる。之を特別課徵と云ふのであり、我國の市制第百廿二條、町村制策百二條及び道路法・都市計畫法は此の制度を明確に認めてゐる。所謂受益者負擔金として知られてゐるものが其れである。公用徵收、行政の主體が特定の事業の爲に必要な特定の財物に於ける權利を剝奪して之を事業主體に付與する處分をいふ。其の典型的なものは土地收用で、土地收用法(明治三十三年三月公布)第一條は「公共利益ト爲ルヘキ事業ノ爲之ニ要スル土地ヲ收用又ハ使用スルノ必要アルトキハ其ノ土地ハ本法ノ規定ニ依リ之ヲ收用又ハ使用

「メルトヲ得」と規定してゐる。地方財政調整交付金制問題 困窮せる地方財政に對し國家が交付金を與へ、地方民の税負擔を軽減する一方、地方財政そのものの建直しを行はんとするもので、最初の具體案たる内務省案は大藏省の反對にあつて昭和十年度豫算では實現出來なかつた。第六十七議會では政友會が主となつて此の制度の實現に躍起となり、續いて内閣審議會の成立と共に此の問題は其の重要な審議題目となり、内閣調査局で調査を進めた結果、十一年度には曲りなりにも實現する形勢にあつた。

警察費連帶支辨金 府縣の警察費は地方費支辨を原則とするが、警察事務は地方事務であると同時に國家の事務であるから國庫も經費の一部を連帶支辨するのであつて、國の豫算の上では補充費となつてをり、不足すれば第一豫借金から補ふ。國庫下渡金の率は東京、大阪が總額の十分の六、他の府縣は六分の一となつてゐる。(松井茂『警察讀本』九五―七頁)

地方財政に關しては、例へば飯澤章治編『政治必携』(「財政學を構成する概念用語」は多くをこれに負ふ)の公共團體・地方自治・地方制度・府縣制・市制町村制・地方政治機關・市及市長・特別市制・東京都制・市會・市參事會・町村長及び町村會・府縣會・府縣參事會・原案執行權・中間的行政機關設置論の如き認識が必要であり、——従つて古くは前田多門『地方自治の話』の如き、比較的新しくは岡野文之助『地方制度論』(現代日本政治講座)吉富重夫『行政機構

改革論』の如きが參考となる——最近の地方事務所の設置や、地方制度の改革が十分認識されねばならない。既に舊くなつたけれど、

「地方町村は如何なる方向に向つて如何に改革せられなければならない乎？」

それは現在町村が擔當して行つてゐる仕事を整理分合し、自治體としての町村は主として經濟、保健事務を擔當すべきものとし、従つて現在町村役場が國有の事務として擔當してゐる諸事務の中、學事・兵事・戶籍事務等々の如く、ヨリ國家的事務たるべき性質のもの、隨つて行政事務たる性質のものは、現在の町村と府縣との中間機關に相當すべき自治團體、しかも現在の郡區劃の如く何等現代的意義——産業的、經濟的意義ばかりか交通上の意義をも有してゐない機械的な區劃でなく産業・經濟上の結び付及び交通關係による結び付を十二分に考慮に入れて編まれたる新行政區域ともいふべきもの、即ち舊幕時代に於ける郷の如きものを創設して、之れに委讓すると同時に、現在の町村も交通關係及び産業・經濟上の結び付を基準として其の區劃の再編成を斷行して、ヨリ緊密なるコミュニンたらしめ、經濟施設保健施設を通じて協同團體化せしめることにある。

其の結果として現在の町村役場は殆んど不必要となり、學事・兵事・戶籍事務等のなくなつた後の町村事務は殆んど現在の産業組合の如きものをして代行せしめうるを以て、特に町村

には現在の如き役場を置かず、町村制の改革と同時に並行して断行することを要する。従つて當然断行さるべき農村各種團體の統合單一化によつて出現すべき團體——現在の町村産業組合の強化された團體の如きもの——をして其の事務——其の最も重要なものは租税事務であらうが——を代行せしめ、以て徹底的に役場費・學校費の合理化・節約を断行して町村民の負擔を軽減することにある。其の結果として、現行町村の教育設備・産業指導設備は勿論のこと、新に諸種の保健設備も樹立を見て、以て町村自治體の完全を期し得られることとなるであらう。

勿論この場合常に町村生活のより徹底的な協同化に向つて改革せらるべきである。而して斯して招來せられる現行町村を廢合して新しい組織——行政單位として編成せらるべき新自治體に就いてこそ、内務省地方局改正要綱案に盛りられてゐる如き制度、といふよりはより一層革新的な制度が考慮せられ實行せらるべきである。……

同時に道府縣行政機構の改革をふくめて一般地方行政機構の改革として断行せらるべきであるばかりか、これと併行して産業行政機構の根本的改革がなされなければならない。蓋し産業行政機構程今日重大な關係を町村機構に對して有するものなく、例へば農業諸團體の統制單一化の如き産業行政機構の根本的改革なくしては到底實現を所期し得ないであらう。〔帝大新聞第

七三四號、其他神山峻『産業行政機構革新論』等参照〕と云ふ意見の如き十分省みらるべきものを有つてゐる。

〔地方財政については青木得三、改訂『地方財政の理論』汐見三郎『地方財政問題』新經濟學全集・第廿七卷、の如きが比較的手に入り易く読み易いが、なほ藤田武夫『地方税制の沿革』『日本地方財政制度の成立』の如き標準的な著作がある。其他永田清『日本農村財政の課題』三田學會雜誌・三五の一二、及び靜田均『日本農業經濟論』小野武夫『農村史』佐々木惣一『憲法・行政法演習』の如きも部分的に参考になる。地方財政と共に田中廣太郎氏の名も忘れられぬであらう。其他『日本都市年鑑』文獻目錄叢書、市政の基礎知識叢書、雜誌「都市問題」『自治五十年史』等東京市政調査會より見るべき文獻が出てゐる。雜誌「都市問題」は「地方税制改正案批判」等の特輯號を出してゐる。雜誌「地方行政」の如きも参考になる。なほ藤田武夫氏は「計畫財政の史的考察」「新税制下の地方財政とその問題」「東京都制實施の意義」等を國土計畫二の一、都市問題三二の六、世界同盟週報一八・四・二四、改造一八・二に發表されてゐる〕

藤田武夫氏によつて日本地方税制の發達を述べれば次の如くである。

江戸時代に名主（又は庄屋）、年寄、組頭、月行事等の町村役人の事務は、人別改、宗門改等の戸口調査から、風俗取締、旅人出入検査、徒黨一揆の防止、營業取締、犯罪人の捜査・捕

縛及び消防の警察事務、主として民事に關する司法事務、年貢・公役・町村入用等の配賦徴收、道路維持及改修・橋梁堤防用水の保持修築・溜池下水の浚渫・上水の維持修理等の土木事務、農商工に關する勸業事務、初穂・祈禱・祭禮等の祭禮事務、備荒、棄子行倒の救助等の救濟事務等から更に家督相續、田地質入、家屋賣買にまで口入れし、更に儉約の獎勵、不孝・放蕩・無賴の教戒等その範圍廣汎であり、町村内の住民の共同の要求に基くことの外、町村民全體乃至五人組が連帶に責任をもつて領主のために領主に代つて行ふ仕事をも引受けてゐた。更に町村はその他大河川の修築、朝鮮人の來貢、日光法會等の費用に充てるために課せられる高割國役、江戸職人に課せれる江戸町國役、町奉行及び惣會所の費用を支辨する公役、高掛物、並に公用旅人・御用狀・御用物の輸送のため宿場及び近接町村に課せられる夫役等を負擔せしめられてゐた。而して領主はこれに對して村方名主に對する給米の如きを除いて殆ど何等補助することなく、町村の入用は町村民の負擔に歸してゐた。そして其等の費用は「町村入用の割付」と云ふ言葉で年貢等とは異つた共同のものと云ふ觀念が存してゐた。當時、村の入用の割付は主として村内の各戸主から田畑山野の總收穫を米に換算した見積高である持高に應じて割付けられる高割により、その他家毎に課する家別割、田畑の反別數による反別割、また頭數によつて割付けられる人別割も行はれ、土地に關する費用は石高割乃至反別割、祭禮・救濟等の費用は家

別割、役場の維持費、入會地費用等は人別割と云ふ如く目的稅的徴收方法が行はれてゐた。高割は地主たる本百姓が負擔したが、家別割、人別割は、出作・水呑等の小作人から家抱、分附等の傭男まで之れを分擔し、村の自治機關たる百姓寄合ヨリアヒへは其等全部のものが參加した。村入用の收支に就ては、臨時或は莫大な費用は百姓代と言ひ、名主、組頭に對する惣百姓よりの目付役に協議の後、之を村民に割付けるが、日常些細の費用は村役人が立替へ、年末に總計して村民に割付けたが、收支を嚴密にするため領主は村役に白紙帳二冊を作つて支出の費目の記入を命じ、村民に割付ける場合には長百姓立合ひ、惣百姓承認の上で割付けることを定め、毎年春役所の檢印を受け一冊を村方、一冊を役所に保存、白紙帳記載以外の費用の支出を禁じたが、支出には上から命ぜられた義務的のもの多く、村民の要求は主として村入用の割にあらはれた。江戸の町入用は天明五年から寛政元年まで五年間に約十五萬五千兩に達し、幕府からその節約方が屢々命ぜられたが、此の町入用は毎月末締切り、これを町内の地主及び他町存在地主の代理管理人たる家守に割付けるのである。割付には小間割、坪割、面割、軒別割等の方法があつたが、寛政三年以後、江戸町奉行の費用に充てるため各町に課せられる公役を、屋敷二十坪を一小間とし、小間數に應じて地主に割宛てたが、町入用もこれによることになつた。なほ火消、祭禮等の入用割付の場合は特に小間の單位の大きさを特別にした。又江戸では家屋敷の賣買

に際し、買主は「歩一金」と云ひ賣買代金の五十分の一を町に納める慣しであり、名主、五人組は家屋敷の賣買や家督相續、祝言、元服、後見、養子等の場合「弘め金」なる祝儀を受けた。大阪の町入用も江戸に準ずる。即ち一年を六節季に分け各節季毎に集計して町内の地主たる町人及び準町人に割付け、その方法は役割、額割、坪割、間口割の四種あつた。即ち役割は戸別割の一種であつて、費用を各戸へ均等に割付ける反應能的なもので、町年寄への祝儀銀の割付けには額割即ち頭割を、水道浚に關する費用は坪割に、川浚冥加金及び橋梁の修築掃除費用は間口割により、その他の費用は凡て役割によつた。その他、家屋敷の賣買に「歩一銀」「帳切銀」があり、賣買代金の二十分の一を町に納めたが、「顔見世銀」「祝儀銀」「振舞料」等の名で「弘め金」に相當する祝儀金が町役人に贈られた。斯く、町村入用の割付けには高、小間、役等の年貢或は公役の課税標準がそのまゝ用ひられ、いはゞ附加税に似た形をとつたものが多かつた。村役人の不當な費用割付けに對しては村民の訴權があり、村入用の未納は奉行代官の處分ともなつたが多く村極ムラギキによつた。町入用の怠納は月行事、五人組の援助のもとに名主、町年寄が催促をし、町奉行に上訴もした。江戸の町入用は一切押切帳に記入して毎月末町内の地主、家守が順番に勤める月行事が番所に出て計算するのが本式であるが、事實は雇入れた書役が計算し月行事は檢印をするにとゞまつた。注意すべきことは、江戸でも大阪でも地借人、店

借人は少しも町入用を負擔する義務なく、全く町政に参加しなかつたことである。これは村入用と對照される。

明治二年六月の藩籍奉還、四年七月の廢藩置縣によつて明治維新の大業は一先づ成就したが、政府は未だ地方行政を整備する餘力なく、明治五年四月大區小區の新設、郡町村の廢止が行はれたとは云へ、四年十一月の縣治條例が府縣行政の、九年十月の各區町村金穀公債共有物取扱土木起功規則が町村財政の夫々一部を規定したのみで、各府縣町村何れも舊幕時代の慣行を繼承してゐた。斯くて明治維新以後十一年迄、府縣、區及び町村の費用は、府縣に對する官費支給以外主に「民費」によつて賄はれ、「府縣税」収入を以て補つてゐた。「府縣税」は最初、「府縣廳限取立候税」など云ひ、府縣の徵收する特別な若干の税を指した。府縣が民費以外に税を課することを認められたのは明治五年九月遊女飯盛食賣女並に女藝者に課税し、その收入を道路堤防橋梁の營築、邏卒取締等の費用に充てたことに始まり、次いで六年一月政府は、僕婢、馬車、人力、駕籠、乘馬、遊船等に國税を課するとき府縣でも課税し、道路橋梁の修復、貧民教育、小學教育及び邏卒等に關する費用等充てることを許し、これ以後府縣税の種目次第に増加し、七年一月其等を「賦金」と總稱することとなつた。明治維新以後と舊幕時代の舊慣により千五百餘税の雜税が各地に存したが、八年二月負擔の不公平の理由で全廢し、營業取締

のため必要のものは府縣に於て改めて徴收することとし、八年六月右は總て大藏省の許可を受けしめることに定めたが、廢止された雜稅は間もなく府縣稅として職業稅、商業稅、會社稅、間屋稅、仲買稅、醸造稅、市場稅、獵業稅、漁業稅、遊興觀劇稅、船車稅等千百餘種の多數に上り復活された。斯して明治八年九月國稅、府縣稅の區別を嚴重にし、府縣費に供するもの、即ち從來の賦金と府縣雜稅とを併せて「府縣稅」と稱することとし、その賦課方法及び費途は大藏省の許可を受くることに定められたが、同年十月費途については内務省の許可を受けることに改め、毎年七月から翌年六月迄を一年度とし收支を内務省に報告することとし、府縣稅の費途概目として病院、貧院、學校、道路、橋梁、堤防、溝渠、邏卒費、水火消防、諸營繕、布告布達費、諸下調、脚夫賃、變死人、迷子養育、勸農、勸工、墮胎禁絶方法、患害豫備等が擧げられた。これ等の費用は民費が主たる財源で、府縣稅は補つたに過ぎないこと、府縣稅の稅種は營業稅と雜種稅とであつたことが注意さるべきである。

「民費」と云ふ言葉が初めて用ひられたのは明治五年二月の布告に於てあり、地方費の中、官費或は府縣稅支辨以外のものを示すため主として政府の側に於て用ひられた。その内容は前後で相異なるが、明治七、八年以後の民費は府縣費、區費及び町村費を包含し、府縣費と區費とは府縣費が各區に於て區費と共に徴收されたため併せて區入費と呼ばれ、この區入費が後の

府縣稅制度成立の地盤となつた。民費は明治元年から十年迄全國に於て總額一千五百三十萬圓から二千二百四十萬圓に及び、その額府縣稅支出の約廿倍、國費の約三分の一に相當し、當時の米價によつて換算するとほぼ農家收入の七%から一五%に當つた。而して民費の各費目をその性質によつて分類すると、行政機關費三三・〇%、國稅徵收費二一・五%、土木費二一・三%、教育費一〇・七%以下、警察、神社、調査、衛生の費用が此の順で並ぶ。當時正副區戶長の擔當事務に國政委任事務が非常に多かつたことを思へば、民費中に國政事務費の占める割合は極めて大であり、而も義務的にその支出が命ぜられてゐた。又國政委任事務費は府縣又は區が、固有事務費は町村が支辨すること多かつたが、各費目を府縣、區及び町村の間に如何に分擔するかについて統一的規準はなかつた。民費の徴收には地價制、戶數割、人口割の方法が用ひられ、地券未交付の土地では石高割、反別割等の舊法が行はれたが、地券交付後は近代的地價割に統一され、地租の附加稅として徴收することとなつた、そして課稅標準たる地價は國家により全國的に決定され、課稅額に對しても地租の三分の一といふ制限が附けられたが、十年一月には地租が地價百分の三から百分の二・五に減せられると共に地方團體の土地課稅の制限も三分の一から五分の一に低下され、地方團體の課稅力は著しい拘束を受けるに至つた。區入費中の戶數割によつて徴收する部分は、これを各町村にその戶數に應じて分賦し、町村では

町村内の各戸に配賦した。その徴收には各戸一律に同額の戸數割を課する方法と共に、各戸の貧富に應じ課税額に差等を附する方法も行はれた。戸數割の配賦は町村民の協議によるのが普通であつたが、府知事縣令が指示することもあり、一般に土地課税に對する制限と共に戸數割が増徴され小作人達の不平を招いた。人口割は次第にその姿を消した。斯くて資産・收益が考慮はされたが民費の財源は舊幕時代の町村財源と同様に土地と戸と人とであり、その配賦の標準は國租地租の課税標準がそのまま用ひられた、從來官員華士族神官僧尼は國税のみならず町村入用の負擔を見れてゐたが、地券發行以來地租と共に民費は各人が平等に負擔すると云ふ原則が實現され、又借地人借家人も地主、家主と等しく、戸數割その他を負擔することとなつた。民費の費目と徴收方法との間には目的稅的聯關あり、例へば地券調費、地租改正費、檢見下組及内見其外諸費、貢米金取集より納濟迄諸費、道路・堤防・橋梁・用惡水溜池修築費、田畑保護諸費その他土地田畑に關する費用は地價割により、警察費、學校費、病院費、戶籍調費、神社費、備荒費等は戸數割又は人口割により、正副區戶長給料並旅費、區務所諸費、町村役場費、布告布達類入費、徴兵下調費、會議費時は地價と戶口とに分課される場合が多かつた。府縣費と區費とは府知事縣令乃至區長が適宜之れを收支したが、府縣會、區會の設けられた場合にはこゝで收支を附議した。然るに五年四月大區小區が設けられ戶長副戶長が置かれてからは、區

入費のみならず町村費の支出徴收も戶長副戶長が獨斷で行ふことを生じ町村民の反對を招き、爾後多くの府縣では町村費の分賦は長百姓或は町村總代人の檢査承印を得た後に、又區入費は區内の戶長、町村用掛の連署調費を得て行ふことと達せられた。人民の參與は主として費用の分賦の方面に現れた。而して國政委任事務費の増加及び各地方團體の固有事務費の膨脹に伴ひ、各地方團體は同一の土地、戸、人の上に府縣費、區費、町村費を重復的競合的に無統制に課せざるをえず、町村に於ける地價割の増徴は區の地價割賦課の餘地を絏める結果となつた。而も國政委任事務費は増し義務的に支出を命ぜられ、十年一月の減租により地方の土地課税力は更に半減されたので、政府も國政事務費を負擔すること比較的多い區入費の徴收權を強化し、町村費に優先徴收せしめることとした。

政府は明治初年から國税及び府縣税の徴收にはその納付を嚴重に取締つて來たが、民費の負擔は人民の私債と認め公法上特別の保護を與へなかつたところ、九年十月内務郷の意見を容れ、區入費の徴收に先取特權を認め、順位を府縣税の次におき、十年十一月租税未納者處分規則を公布し、民費主として區入費の徴收にも財産公賣處分法が適用されることになつた。斯くて地方税源の中から遞増する國政委任事務費の徴收のため、民費の中に徴收權からみて、租税的なもの（府縣費及び區費）と私債的なもの（町村費）とが混在することとなつた。明治十年西南

の役以後政府は内治に意を用ひ、府縣の財政に一定の制度を與へることとし、十一年七月の地方稅規則を中心として一聯の法令が發布された。地方稅規則と同時に公布された郡區町村編成法は地方制度を改革して町村の地位を定め、府縣會規則は、府縣會の組織、權限等を一定した。これ等を併せて三新法と云ふ。即ち大區小區の制を廢し郡町村の舊制に復し、三府五港等人民輻輳の土地は別に區とし、郡に郡長、區に區長、町村に戸長を配置し、府縣及び郡を行政區劃とし、區及び町村を自治體としたが、區戸長は行政事務に従事すると區町村の理事者たると二つの性質を兼ねることとなり、多くの國政委任事務を負擔せしめられた。府縣會規則によれば、府縣會の權限は地方稅即ち府縣稅の收入を以て支辨する經費の豫算及びその徵收方法を議定するにあり、その組織の詳細はこゝでは省略せざるをえないが、議案の發案權は一切府知事縣令の手にあり、又會議の議決は府知事縣令が認可した上で施行されるのであつて、府縣會を制度として認めたのは府縣の自治を認めたのではなく、府知事縣令をして地方費を徵收する使を得せしめるためであつた。斯かる新地方制度と府縣會とを前提として新府縣財政制度は樹立されたが、地方稅規則はその樞軸をなすものであつた。而して地方稅規則に云ふ地方とは府縣を指し、府縣、市及び町村を含まず、地方稅規則は府縣稅と民費中府縣費・區費に充てたものとして地方稅の範圍とした。そこでは従前の府縣稅たる營業稅と雜種稅及び民費の徵收に最も多

く用ひられた地價割と戸數割をすべて地方稅の稅源とした。地價割に地租五分の一の制限を附けたのは十年一月の減租布告の趣旨により、戸數割を採用したのは民產調査が行はれず財産に課稅できず、又人口に課するのは不公平だからであつた。營業稅及び雜種稅の課目は、會社稅、卸賣稅、仲買稅、小賣稅、船車稅、職業稅、遊興觀劇稅、漁業稅等を含み、従前各地で行はれた雜稅の一般的なものを拾つた。そして最高課率が示され、兩稅の收稅額以上の府縣費はすべて地價割と戸數割とで賄ふことに定められた。又地方稅規則は、警察費、河港・道路・堤防・橋梁・建築修繕費、府縣會議諸費、流行病豫防費、府縣立學校費及小學校補助費、郡區廳舍建築修繕費、郡區吏員給料旅費及廳中諸費、病院及教育所諸費、浦役場及難破船諸費、管内限り諸達書及揭示諸費、勤業費、戸長以下給料及戸長職務取扱諸費の十二費目を地方稅支辨と定めた。右の諸費目の中には府縣の固有事務費が可成り多いけれど、その重要性については事情は全く別で、郡區吏員及び戸長が十一年七月の府縣官職制により多くの國政事務を直接に國家から委任されてゐるのみならず、府知事縣令からまた多くの國政事務の擔當を命ぜられてをり、國政委任事務費が地方稅支出の最も重要な位置にあつた。なほ重要なことは「各町村限及區限ノ入費ハ其區内町村内人民ノ協議ニ任セ地方稅ヲ以テ支辨スルノ限ニアラス」と規定されたことで、これ等の地方團體の自治體的性質が確認され、爾後區町村の入費に就ては「區町村協議

費」と云ふ語が用ひられ、府縣の費用と區別され、費用徴收についてもその自治的性質が認められた。府縣費及び區費の一部は「民費」から「地方税」に変更され、「私債」から「租税」に飛躍した。今、新府縣税制を府縣費及び區費を支辨した民費及び在來の府縣税と比較すると、從來府縣に一任された營業税、雜種税の課目、課率について新しく一定の基準が定められた點が變つただけで從來と變りはなく、府縣會が豫算を審議し地方税徴收に意見を述べうることも、その權限に就ては既に各地に開かれてゐた府縣會のそれと實質上異らず、新府縣税制と無組織であつた府縣税と間に内容的に著しい相違はない。新制度により「府縣税」と「協議費」との性格の差が明瞭になり「府縣税」は強制的性格を明確にした。民費の徴收に最も多く用ひられた地價割、戸數割を府縣の税源とすることには烈しい反對があつたが、政府は當初の意圖を貫いてこれらを府縣税即ち地方税とした。町村協議費の徴收に就ては「慣習ノ舊法ヲ用ユルコト勝手タルヘシ」とされたが、既に重い國税、地方税の負擔をもち、また従前とも區入費の嵩むためその税源を縮少されてゐた町村はこゝに全く税源の大部分を奪はれ、爾來市町村が税源として國税、府縣税の附加税を中心としなければならなかつた一半の原因となつた。そして町村は主な税源を府縣に奪はれ乍ら何等の財政的援助も與へられず、政府が區町村を新しく自治體と認め乍らその税源の大半を以て府縣財政の充實を強行したことは、地方制度に著しく官治的

色彩を與へた。

政府は主として地方税を以て支辨すべき費用の範圍を限定する必要上から區町村協議費を認め、協議費の内容について別に確な見極めがあつた譯けではない。従つて費用の性質から云へば、區町村協議費には、區町村に支出を命ぜられた委任事務費的義務費的費用と、區町村固有の公共的一般的費用と、區町村の一部の利害に關し、又住民の特志に基づく費用の三種類の費用が含まれてゐた。そして此の三種の費用の占める地位は政府の政策や區町村自體の發展によつて次第に變化して行き、それと共に協議費そのものの性質も變つてゆき、此の變化が同時に區町村費の徴收權を變化させて區町村税への發展となつた。當時區町村協議費の支出費目の中では土木費、教育費及び戸長役場關係費が最も多額でその八割以上を占めたが、土木費は十三年十一月府縣土木費に對する國庫補助が廢止され區町村の負擔が増し、教育費も十三年十二月教育令改正以後各町村の自由がなくなり、十四年小學補助金の全廢以來急激に膨脹した。また府縣會が年々戸長職務取扱費の額を議定したが、府縣の戸長職務取扱費は他の府縣諸費の遞増と共に減退し、その大部分は協議費より支辨される實情で、なほ區町村は衛生委員の設置、地租改正費の他、地方税徴收、勸業、土木、恤救等府縣からの多くの委任事務を分擔した。さて明治十三年四月政府は區町村會法十箇條を規定し、第一條に「區町村會ハ其區町村ノ公共ニ關

スル事件及び其經費ノ支出徵收方法ヲ議定ス」とあり、區町村の公共團體的性質を認めると共に協議費中の第三の費用を協議費から排除しようとした。但し協議費の徵收に先取特權や息納者財産公賣處分法の適用は認められなかつた。明治十三年十一月政府は紙幣鎖却のため地方税規則を改正し土木費を府縣の負擔に移したが、區町村協議費の土木費増加を見越して十四年四月區町村會若くは水利土功會で評決された土木費の息納者に財産公賣處分法の適用が許され、區町村そのものの必要より政府當局の方針の變更から前年認めなかつたところを新に許容した。次いで十七年五月の公布により土木費以外の區町村費用の徵收權が租税同様の強制力を以て認められた。これと前後して區町村會法の大改正がなされ、同時に「戸長ハ府知事縣令之ヲ選任ス」と民選戸長が官選に改められ、此の官選戸長は區町村會法の改正により自ら議員を招集して議案を發し、議長の職に在り議決を不適當と認める時は議決事項の施行を止める權を有ち、且つ區町村會に於て議定すべき區町村費目の範圍が指示され、自治的な協議機關であつた區町村會は官治的なものとなつた。かつ多年區町村民の協議によつてその費用の支出・徵收を行つて來た區町村にとつて同年五月の内務省訓示で費目、課目について限定されたことは劃期的なことであり、以後「區町村協議費」は單に「區町村費」と改稱されることになり、區町村費以外に町村總代・組長・伍長及世話係等の給料並に諸費、道路・橋梁・堤防・用惡水路・堀池等

に關する小土木費、地押費なる地價調査費、神社祭典費、地籍費、消防費等の協議費が支出され、これが約四分の一の區町村費を占めたが、區町村會で評決される謂はゆる公共の費用は自然、國政事務的な義務的費用を重視し、區町村自體以外の利益が強く働いた。尙ほそれ以後十五年一月營業税及び雜種税の課税制限が撤廢され種目に修正が加へられ、同年二月三府及び神奈川縣に於て區部の戸數割に代へて家屋税を認めた等の改正があつたが、明治二十一年四月の市制町村制、二十三年五月の府縣制郡制によつて地方自治制度はその近代的な姿を整へた。

新地方税制度は自治制によつて各地方團體の自治體としての諸條件が整備されたことと相俟ち、住民の負擔分擔義務の確立から免税條項、監督關係等に至るまで詳細に規定し、各地の舊慣や便宜に據つてゐた地方税制が面目一新し、殊に市町村税に於て初めて一定の制度がつくられたのである。然しその内容に於ては、府縣税は一、二の修正を除いて従前の地方税をその儘繼承し、市町村税も新税の加ることを回避したのであつて著しき變化なく、府縣では地租割、戸數割、家屋税、營業税及び雜種税、市町村では戸別割、家屋割、地價割、營業割及び段別割等の舊税が依然用ひられ、従つて地方税源の涸渴、附加税中心、府縣偏重と云ふ從來の地方税制の特徴は存続した。たゞ市町村税制がプロシア式新形態をとつたため、その後新國税の創設と共に新附加税が加はり地方税の近代化をもたらす因となつた。右の自治制が劃期的と言はれ

る所以は制度的に各地方團體の自治制が確立された點にあり、此の場合自治性は下から要求によつてではなく、立憲政治の準備工作として政府により上から與へられたことは注意すべく、政府は豫め各町村が國家の委任事務を分擔し、町村の必要事務を處理するに足る資力を備へてゐることを要求し、自治制施行前全國七萬餘の町村を約五分の一に激減し、その自治性を確認した市町村に對しても委任事務費その他の必要經費を強制的に豫算に計上させるやうな露はな後見的態度をとつた。なほ合併による新町村内に共有財産その他を中心に部落が残存し、多額の「部落協議費」を支出して部落民の利害に密接な關係ある諸施設を行つてゐることは新町村の性格を物語るものである。

府縣の財政制度は明治十一年の地方税規則により大綱が規定されてゐたが、新に法律上自治體の資格を認められ、府縣會及び府縣參事會が府縣の意思機關として規定された。然し意思機關となつた府縣會議員の構成は依然資産家的であり、納税資格の地租納入を直接國税に改めた結果、地主以外の商工業者等が府縣行政に参加しうるに至つた。全體として矢張り國政委任事務費的費用が壓倒的であつた。郡も自治體となり、郡會、郡參事會を意思機關としたが、郡會は郡内町村會及び大地主の選舉した議員より成り、資産家的色彩が強かつた。郡には課税權なく、固有の税制なく、郡會は各町村に分賦すべき金額を定めるとまり、その賦課・徵收は之

を各町村に一任した。市即ち區及び町村の費用の賦課・徵收に就ては十七年五月徵收課目を地價割又は反別割、營業割、戸別割と定め、十八年八月土地に賦課するものを地租七分の一以内と制限した外は全く各區町村の慣行に委ねられた。斯くて市町村税制は廿一年初めて樹立されたが、新制度は市町村の必要な經費につき列舉することを止め、從來法律命令によつて市町村に賦課せられたものは、土木、衛生、警察、徵兵、國稅・府縣稅・郡費の賦課・徵收、法律命令の執行、浦役場事務等に關する支出等で、依然委任事務的義務的費用が重きをなした。市町村税は市町村の諸收入中最後に據るべき財源で、國稅及び府縣稅の附加税と市町村特別税とから成り、且つ特別税は附加税の外特別税を起して課税する必要がある場合初めて賦課徵收しうるものとされた。兎に角市町村税は、從來の區町村費の如く地價割、戸別割、家屋割、營業割及び段別割を税源とし市町村民の負擔關係に激變を來すことを恐れて新に近代的な税の加へられるものはなかつたが、市税に於ける所得稅附加税の進出、明治廿九年の國稅營業稅創設に伴ふ營業稅附加税の増設等により次第に近代化されて行つた。また等級選舉制の採用により、大地主、大資産家の市町村政治に對する支配は一層増加して行つた。

日清戰爭後の國家歳出の膨脹に直面して明治廿九年三月國稅營業稅が創設されたが、それは彈力に富み收入確實な財源と云ふ他、從來の地方税中、營業稅、雜種稅の賦課は均一を缺く故

に國稅として營業稅を設け附加稅として負擔の公平を期し、又國稅中徵收費大で府縣稅とするを便とする船稅、車稅、菓子稅、牛馬賣買免許稅、煙草營業稅、醬麴營業稅等を府縣の財源に移し國稅の整理を圖ると云ふ理由であり、従前の府縣營業稅及び雜種稅の課目にして國稅に編入されたものも多かつたが、同時に國稅營業稅には府縣に於て十分の二を限度として附加稅が認められ、免稅點以下のものには府縣が別に課稅することも許された。醬油稅、煙草稅、菓子稅、船車稅等の國稅は府縣に移讓され、市町村に於ても國稅營業稅に對し百分の五十を限度として附加稅を認められた。又明治三十二年三月の府縣制改正により府縣の地租附加稅制限率は三分の一に擴大され、府縣會議員の構成は別に變らなかつたが、直接選舉制となり、同年六月府縣費の膨脹のため地租附加稅の制限率は二分の一に更に擴張され、市町村稅も市町村費も増大のため三十三年三月地租附加稅の制限を七分の一から五分の一と改めた。斯くて日露戰爭前の府縣稅は地租割（地租の二分の一）を基に戸數割（乃至家屋稅）、營業稅、國稅營業稅附加稅（本稅の十分の二）及び雜種稅を配し、市町村稅は地價割（地租の五分の一）、所得稅附加稅及び營業稅附加稅（本稅の百分の五十）等の直接國稅附加稅、戸別割、家屋割及營業割等の府縣稅附加稅並に特別稅によつて構成されてゐた。日露戰爭の戰時財政計畫による最初の増稅は、三十七年三月の第一次非常特別稅法によつて行はれ約六千萬圓の増收が圖られたが、地

方經費緊縮の方針により地方稅制限の規定が設けられ、非常特別稅法による増徴額に對し附加稅を課することを禁じ、ために地方稅總額は三十六年度一億一千萬圓から三十七年度八千四百萬圓に減少した。次で三十八年一月第二次非常特別稅法が發布され大増稅が行はれたが、地方稅については鑛區稅附加稅に營業稅及び所得稅の附加稅同様百分の三十の制限率が定められた外は第一次非常特別稅法の規定がそのまま行はれた。戰後も軍備の擴充、鐵道の國有、土木事業普及、高等專門學校増設、朝鮮滿洲の經營等巨額の國費を要し、而も國債、借入金等の途が阻まれたので稅制の整理が圖られ、三十九年稅法審査委員會、四十年稅法整理案審査會が設置され、委員會の審議を経て四十一年一月第二十四議會に、二十四の租稅整理法案が提出され、「地方稅制限ニ關スル法律案」もそこに含まれてゐた。政府の方針は國庫の充實が第一にあつたが、而も戰爭中の地方の諸事業諸施設の抑制を解き、戰時の附加稅制限を緩和し戰後の地方經營の財源を豊かにしようとするにあり、國民負擔過重の見地からの反對論もあつたが、十九案が否決・撤回されたが、此の地方稅に關する法律は急を要するものとしてほゞ原案が可決された。これにより府縣では地租附加稅の制限率を十分の五から百分の六十に改め、營業稅附加稅に就て十分の二を百分の二十五とし、新に府縣に國稅所得稅に制限率百分の十の附加稅を課すことを認めた。市町村では地租附加稅の制限率を十分の三から百分の四十にし、營業稅及び

所得税の附加税を百分の三十から三十五に擴め、制限外課税を認める特定の場合として傳染病豫防のため費用を要する時の一項を加へ、北海道の宅地及び海産干場について費用を要する時の項を削除し、更に特別の必要ある場合には一般的に内務・大藏・兩大臣の許可を受け制限率百分の十二以内の制限外課税を認めた。府縣にも所得税附加税の徴収が認められたことは府縣税制度の近代化であり、地方税總額は四十二年一億六千萬圓となつた。

戦後の課題たる税制整理は四十三年に至り實行され、戦時中の高率の増税は平時税として恒久化されたが、本税たる國税に於て非常特別税が含められて税率が定められたため、これに應じて地方税での制限率は縮少された。今度の改正の目的は現行制限率による地方の課税額を増減しない範圍で國税整理による本税の變更に伴ひ、附加税制限率を改めたにとゞまり、實質的改正ではない。翌四十四年三月地租附加税の制限率が改正され、宅地とその他の土地とに分けて制限率を規定し、宅地を据え置きその他の土地を府縣百分の三十二、市町村百分の二十一とした。戦争前後を比較すれば地方の國税附加税制限率は道府縣、市町村を通じて地租附加税に於て擴められ、營業税及び所得税附加税は市町村に於て縮小、府縣で擴張、新設され、制限外課税に對する取締は緩和されたとはいへなほ嚴重であつた。斯く國庫の必要のため地方には十分な税源が與へられなかつた。尙ほ三十八年三月礦業税に府縣、市町村各々百分の十の附加税、

四十三年三月砂鑛區税に府縣、市町村各々百分の十の附加税、四十四年三月賣藥税に府縣百分の三、市町村百分の五の附加税、大正三年三月取引所税に府縣、市町村各々百分の十の附加税が認められた。

大正三年の第一次世界大戰以來、財界の好況、物價の昂騰等の結果、國費も地方費も膨脹し、地方費は大正二年度の約三億三千万圓から大正七年度には約五億圓に増大した。斯くて大正八年三月「時局ノ影響ニ因ル地方税制限擴張ニ關スル法律」によつて大戰の影響に基く必要經費、即ち俸給・臨時手當・旅費の増額、物價騰貴による廳費、雜費並に既定事業費の増額等に支辨する場合に限り、府縣税は既定制限の百分の八十、市町村税は百分の六十まで各々その制限率の擴張となつた。然し物價騰貴により地方費も大正八年度六億六千万圓、九年度九億六千万圓と膨脹し、九年八月再び附加税制限率の大擴張、即ち戦前の約三倍となり、且つ市町村に於ける制限外課税の許可權の一部を府縣知事に委任して事務の簡捷を圖り、地方費支辨の官吏、吏員、教員、職員等に増俸・増給を行ふ財源がつけられた。斯くて地方附加税の増徴となり、同時に地方の獨立税に於ても連續的に大增税が行はれ、地方税總額は九年度には二年度の三倍の五億七千万圓となつた。ついで大正十年十月「府縣税戸數割規則」が公布され、戸數割賦課の一定の基準が與へられ、これによつて戸數割に人税的要素が強く所得税に近いものになつた。

既に附加税の極度の課徴と獨立税源の涸竭と云ふ地方財政の状態から、既存の税源に種々の工作を加へることにより地方財政の基礎をかためることは不可能であり、弾力性に富む税源を興へ税制の立直しをすることが要望されてゐたが、當時提案された諸種の地方税制整理案の中、大正十一年答申の臨時財政經濟調査會の地方税整理案と同十五年の政友會の地租委譲案とは就中論議の中心となつた。前者は、國税に一般所得税の補完税として一般財産税を創設することにより地租及び營業税を全部地方に委譲する前提の上に組立てられ、經過的に財産税完成迄の間の一部委譲も考へ具體案を示したが、地方税制については、道府縣に於ては地租、家屋税及び營業税を中軸とし、所得税附加税を配し且つ適當な雜種税を認め、市町村に於ては府縣税たる地租、家屋税及び營業税の附加税を中軸とし、獨立税たる戸數割を配し、戸數割の税額を地租、家屋税及び營業税の附加税額以下とし、且つ雜種税附加税及び特別税の賦課を認めた。結局政府の參考に供するにとゞめられたが、學界、實際界の權威によりつくられたもので税制整理の重要な指針となつたが、關東大震災により税制問題の論議は暫く延期される破目に陥つた。ところで政友會は大正十二年議會提出の「行政及税制ノ整理ニ關スル建議」で地租の地方委譲を要望したが十五年具體化し「市町村税地租法案」及び同法の施行に關する法律案となつて第五十一議會に提案された。同案は地租を市町村税とし、府縣はこれに附加税を課する立前であ

つたが、國税體系に於て地租に代る所得税の補完税を考慮せず、地方税整理に就ても單に戸數割、家屋税の各附加税を輕減すると云ふ外具體案に乏しかつた。此の政友會案は憲政會案と對立し論議されたが、憲政會と政友本意との一致の反對で否決された。このとき憲政會内閣は國税・地方税に互る税制整理を行つたが、地租、營業收益税、資本利子税を以て所得税の補完税として國税體系中におき現行制度を是認したものであつた。當時世界大戦後の國民經濟の危機に備へ、關東大震災による打撃回復のため、經濟體制の保護救済や社會政策的施設、復興事業等に費用を要し、國税の一部を委譲することは代る財源がなくて實現できず、一般財産税乃至特別所得税の設置等により商工業者金融業者の負擔關係に變動を生ぜしめることも同様に不可能であつた。斯して従前の地方税源を基礎とし地方團體間の税源の配分關係を改め、獨立税の濫徴を防ぐ等強制的に負擔の不均衡を正し財政に一時的餘裕を與へるより外なかつた。即ち第五十一議會提出の憲政會案はほゞ原案がそのまま可決され公布をみ、十五年十一月勅令「地方税ニ關スル法律施行ニ關スル件」及び内務省令「地方税ニ關スル法律施行規則」が定められた。府縣税制の改革の著しい點は戸數割の廢止と家屋税の一般的創設及び所得税附加税の増率で、戸數割は第一次世界大戦後の増徴により市町村住民間の負擔の不均衡を激化してゐたが、今回市町村委譲が斷行され、補填財源として家屋税の創設、所得税附加税の増率が齎らされた。な

ほ府縣の營業稅及び雜種稅に就ては明治十五年一月課稅額の制限を撤廢したため課目が限定されてゐるだけで、頻りに増徴され負擔の不均衡、細民重課の傾向著しく、營業稅は今回の整理により課目は社會政策及び零細課目整理の趣旨により二十八種の課目を廢し、國稅營業稅より委讓された四課目を加へ、運河業、棧橋業、船舶碇繫場業、貨物陸揚場業、兩替業、湯屋業、理髮業、寄席業、遊技場業、遊覽所業、藝妓置屋業の十一種の營業並に國稅營業收益稅を課する營業にして免稅點以下のものに賦課、大體純益を課稅標準とすることとした。雜種稅に就ては營業稅的性質のものを營業稅に移し、家屋稅的のものを止め、反社會政策的課目を廢する方針で整理し、船、車、水車、市場、電柱、金庫、牛馬、犬、狩獵、屠畜、不動産取得、漁業、遊藝師匠・遊藝人・相撲・俳優・藝妓・其他之に類する者、演劇其他の興行及び遊興等十五種のみを認め、特別の必要ある場合には内務大藏兩大臣の許可を得てこれ以外の課目の設置が認められ、昭和二年一月には、流木、立木伐採、樁、煽風機、傭人、代書人、溫泉、筏、玉突臺、廣告、鵜、船舶取得、段別割、觀覽及び遊漁等の課目が加へられた。さらに各雜種稅の課稅權の所在を明かにして重複課稅を避け、課稅標準及び課稅制限を定め、雜種稅は整備されたといへ、なほ船稅、牛馬稅、水車稅等の細民稅は存置され、昭和二年度豫算に於て雜種稅四十數課目を數へるに至つた。又地租の小自作農免租に伴ふ地租附加稅の減收補填として地租の免稅

點即ち地價二百圓未満の田畑所有者に對し特別地稅が新課されることになつた。市町村稅制の改革は市町村戶數割の創設と所得稅附加稅の廢止であるが、戶數割の課稅內容に就ては大正十年の府縣稅戶數割規則が繼承され從來と大差をみず、又戶數割委讓により市町村稅が人稅偏重になるのを避け、府縣に於ける戶數割廢止の減收を補ふため、原則として市町村の所得稅附加稅を府縣に移し廢止することとした。なほ府縣家屋稅及び特別地稅の創設、府縣營業稅及び雜種稅の整理が市町村の附加稅に影響したこと言ふ迄もない。要するに今回の稅制整理は主に府縣と市町村との間の稅源の移動と獨立稅制度の整備により行はれ、從來の改正が主として附加稅に就てあつたのを獨立稅に重點をおいた。斯くて府縣稅は、地租、營業收益稅、所得稅、鑛業稅、取引所營業稅、砂鑛區稅等の國稅に對する附加稅、營業稅、雜種稅、家屋稅、特別地稅等の獨立稅より成り、市町村稅は地租、營業收益稅、鑛業稅、取引所營業稅、砂鑛區稅等の國稅に對する附加稅、營業稅、雜種稅、家屋稅、特別地稅等の府縣稅に對する附加稅、戶數割、段別割、家屋割、其の他の特別稅により組織されることになり、別に府縣の所得稅附加稅制限率が四倍に擴められ、戶數割を賦課し難い市町村では所得稅附加稅の徵收を認められた。なほ府縣稅家屋稅の一般的設置と營業稅及び雜種稅の課稅標準その他の統一的合理化により稅制の近代化が推し進められた。然し稅源の涵渴、府縣偏重、附加稅中心の我が地方稅制の特徴は改

められず、地方團體は間もなく財源の缺乏と負擔の不均衡に悩まねばならなかつた。

さて政友會は其後も地租委譲を放棄せず、實業同志會と結んで更に營業收益税の地方委譲をも企て、昭和四年一月兩税委譲案を議會に提出し地方自治の振興を説いた。それは兩税委譲後の直接國税に就ては、所得の種類によつて差別課税を行ふ特別所得税の趣旨を加へ第三種所得税の累進税率引上の方針を以てし、地方税制に就ては府縣税は、所得税、取引所營業税、礦業税及び砂鑛區税等の國税に對する附加税、獨立税たる營業税及び雜種税、土地及び家屋に對する府縣費の分賦より成り、市町村では、取引所營業税、礦業税、砂鑛區税、及び所得税（戸數割なき場合の）等の國税に對する附加税、府縣稅營業税及び雜種税に對する附加税、それに地租、家屋税、戸數割、段別割、其の他の獨立税より成るものとされた。此の案は論戰の的となつたが、讓税後の國庫減收補填の財源と、地方財政救済の實效について疑念がもたれ、既定經費の節約、自然増收、特別會計の減債基金及び恩給負擔等の彌縫税處置以上に出ず、結局公債の増發に俟つのではないかと論ぜられ、更に代艦補充問題、金解禁問題等は國庫の増收を迫り、又地方財政救済のために各地方團體に不公平に分布された税源をその儘用ひようとする、従つて疲弊した町村を救はず富める町村益々富む傾向あり、讓税案は衆議院を通過したが貴族院で審議未了として葬られた。昭和五年世界恐慌により我が産業は全面的打撃を受けたが、農業及び

中小商工業に於て著しく、その負擔軽減も救済策の一つとして論ぜられ、ロンドン條約により餘剩財源をえたので、昭和六年地租及び營業收益税の軽減がなされ、且つ多年懸案の地租課税標準の賃貸價格への改正が行はれ、農業者の土地負擔は一層軽減された。——それ以後経緯を経て昭和十五年の改正となつたことは一般に知られてゐる。ハタ見三郎『通俗税制講話』参照）然し、地方税領域に於ける配當利子所得者及び勤勞所得、就中大中所得者と不動産所得者及び營業所得者との間に負擔の不均衡がもたらされ配付税によつて是正されぬとしたらどうか、また委任事務費激増の傾向と財源の中央依存強化は果して地方に十分な財源を與へてゐるかどうか、所謂地方自治の將來と共に検討さるべき多くのものを残してゐる。

昭和十八年度東京府豫算は戰爭體制に順應し重點主義の方針により原則として防空、衛生、生産擴充等政府の方針に相應する爲必要と認められたるもの以外一切新規事業は行はぬ事とし、既定經費にも再検討を加へ不急のものは極力削減、繰延を行ひ、繼續費等も前年度の消化量を考慮し實行可能の程度に止むる方針をとつたが、その半面、國民學校教職員俸給、救護法、母子保護法等法令並に義務に基く増加額百七十三萬七千三百八十七圓、學校並に學級増設等による増加額四百四十四萬三千二百圓により前年度豫算に比し、總計一千三百萬二千三百十八圓の増加額をみた。即ち經常部八千三百四十七萬三千四百三十四圓、臨時部四千三百十八萬二千二百

六十圓、總計一億二千六百六十五萬五千六百九十四圓で、内譯東京府所管八千六百九十萬五千五百五十五圓、警視廳所管三千九百七十五萬五千三百三十九圓となつてゐる。

右の中新規並に既定の増額の主なものは府民鍊成目的の鍊成道場設置百萬圓、幹部機械工養成所四萬九千圓、十六年度よりの五箇年計劃必需蔬菜増産費一萬五千圓、無畜農家解消施設費六萬七千圓、緑地造成事業費三百萬圓、水田裏作獎勵費三萬五千圓、勞務動態調査費二萬八千圓、府縣道路改修費四十萬圓、その他航空高工新設總經費百十萬圓中約五十萬圓、夜間女子專門學校新設、中等學校擴充五箇年計劃に基くもの、夜間中學の學級増、その他工業學校關係のものあり、學校教職員に對し平均五圓の増俸(男子中等學校教員月額平均百二十三圓、女子百一十一圓に)入學考査手當、宿直賄料、赴任旅費の増額、等が企てられ、警視廳豫算は前年度に比し四百萬圓を増してゐるが、その中教養、訓練關係として特別訓練所費八萬六千圓、これは警察官夜學校で中等學校以上の一般教育を行ふ。機關練習所新設七萬四千圓、消防手のポンプ運轉を可能ならしめる。消防防空關係として指導警察官五百名新設、警防團特別指導訓練費等、その他待遇改善として昭和初年増俸後濱口内閣により元へ引下げられ、爾來十五年間釘付となつてゐたもの、警部補以下巡查部長、巡查、消防署員合計約二萬名に對し一齊に月三圓の増俸(約九十九萬圓)、これは近く實施の一割の勤勉手當及び一人當り五圓の家族手當とは別であ

る、その他家族國民健康保險組合の新設約三十萬圓、これにより警察共濟組合より疾病の際八割の扶助を受けること従來通りの他、扶養家族が病災の場合八割の費用を新組合が負擔することになつてゐる。然し著しいことは東京都制案が實現したことであり、東京都制そのものが防空組織であり、従來の府市の發展的解消により二重監督の弊が除去されることになつた。従來財政は主として市町村の負擔となつてゐた爲め帝都では東京市が年額五千數百萬圓の豫算を計上してゐるのに對し、府の豫算は一千萬圓程度に過ぎず、ために市當局が實際權を握り監督官廳と肩を並べて張り合ふことになつてゐた。府市の豫算を合せた約七千萬圓が都の防空豫算として各種の防空事業に向けられれば大いに活用されるといふのである。都市構成事業に例をとると府の防空法による緑地計畫と同じ性質の市の公園計畫が鉢合せすることもなく、総合的に指導出来るので財政の能率化が計られる。設備資材の整備も今までは府が警視廳を經由して市に資材を配給してゐたのが簡素化され、防火改修事業にしても現在では都廳の職務權限の分科がないので都廳が警視廳が判然としないが兩監督官廳間の調整が期待でき、工場その他の重要施設附近に對する改修も促進し得る。これは十二萬五千餘の隣組の指導についても云へ、單に内務當局の意向が強調されることなく命令が短時間に正確に徹底し一體となつて防空東京都が誕生すると期待される。(十八年三月十一日付讀賣報知夕刊)

昭和十八年度臨時軍事豫算は二七〇億円で、これに一般會計の本豫算及び各追加豫算累計百三十二億七千五百萬圓を加算し、兩會計間の重複勘定四十二億三千九百萬圓を差引けば、十八年度一般及び臨時特別會計の純計は三百六十億三千五百萬圓となり、前年度に比し百十三億一千二百萬圓を増し、財政需要の増加割合は國民所得のそれに比し極めて高率である。企業經營論程度に増税、公債消化、貯蓄について論ぜられることが必要で國有財産の活用論の如きもつと問題になつてよいであらう。國策會社、營團、統制組合の収益、或は餘剰金の徴収が着眼されて然るべきである。財政が國民經濟を基礎とする國家の經濟生活であるとすれば、戰爭經濟の潮流にみられる。此等公經濟の領域擴張に對慮した方策がとられなければならない。國民生活の確保と云ふ點からも此の方面に十分省みらるべきものを有つてゐる。物價問題は決して忽せにならない。なほ最近税制の複雑化と負擔の重課とが延いて査定の異議申立を増加し、審査件數昭和十六年二十六萬餘件から十七年五十六萬餘件に、人員十八萬より三十六萬に倍加し、また納税反則者あるに拘らず稅務官吏の不足と待遇の不良、素質の低下、訓練の不備によつて納税成績の不調和が加つた傾向あることについても議會で問題となつたが、税制の簡易化と徴稅事務の刷新を圖る要のあること云ふまでもない。

昭和十七年八月二十七日及び二十八日西部日本の一部を襲つた暴風雨による風水害については大藏省は調査員を派遣し被害の程度につき調査中のところ、災害被害者に對して租税の減免及び徴收猶豫の措置を講ずることになり、十月二日の閣議に昭和十四年法律第三十九號（災害者に對する租税の減免、徴收猶豫等に關する件）に基く勅令案を附議決定と報ぜられてゐる。「果して人爲は自然を征服し得るであらうか。……人間も亦一つの自然物である。……計畫經濟といふものが、何等かの非自然的論理によつて、自然の完全な對立者として、これに敵對しようとするものであつたならば、それは失敗するに相違ない。自然を征服する等のことは形容詞として用ゐるに差支はないにしても、じつは自然に敵對すべき人間といふやうなものは結局存在し得ないであらう。實にわれわれの問題は、如何に自然を征服するかといふことではなくして、如何に自然に順應するかといふことでなければならぬ。科學的法則や科學的技術が自然に對する人間の謀反であるかのやうに考へることは、今日の科學の正しい理解者の態度でない。法則は自然の中から見出されたものであり、些かも自然を變更するものではない。技術は自然の法則に従つて、最も合理的にその中に生きようとする手段に外ならない。……自然に對する人間の位置とは凡そ斯の如きものである。計畫經濟に於ける計畫者の立場も亦斯の如き人間の立場でなくてはならない。それは自然的存在に對する挑戰者ではなくして、反對に、その

畏敬者たるべく、謙虚なる順應者たるべきものである。われわれが充分精確に社會の構造やその動きの法則を認識するならば、これに計畫性を與へることが出来るであらう。……その意味で計畫經濟の主張者はすぐれた科學者がさうであると同様に、自然に對するすべての傲岸や恣意を捨てなくてはならない。」（國民政治經濟研究所編『岸商工政策の檢討』六〇―六二頁）と云はれるが、自然災害の問題は日本財政の負擔をなす一つの特徴で、社會的生産力の高度の發展に伴ひ、積極的に解決されてゆかなくてはならない。農業保險にしてもそのことを十分考慮に容れる必要がある。また「日常生活において、動もすれば火元が粗略にせられる風があり、それが山林に入つて……喫煙や焚火を行ふ原因ともなる」と朝日新聞社説（一八・四・一九）が警告して山火事の絶滅を説いてゐる如き消極的立法論ながらきくべき點が多い。

東亞共榮圈と財政

東亞共榮圈と財政との關係については、「英米依存の經濟から完全に脱却し、しかも二百四十億餘圓の龐大財政をインフレーションを悪化せしめずして消化する方策は、大東亞共榮圈内の物資交流をして、わが國の擴大再生産を可能ならしめるように圓滑化せしめるといふことに集約される……この物資交流の仕方の如何によつては、國家資金動員計畫ならびに財政の内容に大きな質的變化をもたらし、再生産機能の保全に役立ちうる……たとへば議會における賀屋藏相の言明によれば十七年度の國民所得は四百五十億圓に達すべく従つて國家資金動員計畫は、この四百五十億圓の内、公債消化資金百六十億圓、租税八十億圓、新財政資金二百四十億圓、生産擴充資金六十億圓を豫定し、國民消費は殘額の百五十億圓となるといふことであつた。ところで財政資金二百四十億圓のうちには、臨軍費から支出される南方開發資金が含まれてゐる……この南方開發資金が當面としては作戰計畫に必要なものの開發に使用されるものであることは疑ひないが、もし必要に應じて生産擴充乃至國民生活必需物資の輸入にも使用されると

なれば、資金動員計畫においては生擴資金は六十億圓、國民生活資金は百五十億圓と押へられてゐるが實質的には生擴及び國民生活の内容は六十億圓ないし百五十億圓以上となりうる……對外的側面からインフレーションを緩和せしめる諸方策の基本はわが國が共榮圈内の諸地域と物資交流を行ふにあつて生ずる交易バランスを、わが國の擴大再生産に支障を齎さぬように調整するといふ點にある。しかし、この調整の仕方はなかなかデリケートであつて、ひとすじに本邦側の事情のみから決定しがたく、圈内諸地域の生産力、民土、治安などと睨み合せて決めるのでなければ、目先はわが國の擴大再生産に役立つとしても、長い目で見ると、例へば現地住民の自活經濟への逃避といふやうな形を通じて却つて擴大再生産の障礙を齎す危険なしとしないのである。

さて交易バランスの調整の手段として、最も重要にしてかつ総合的な方策は大東亞物價政策であらう。大東亞地域がひとしく、わが國と同程度の經濟統制下に置かれてゐるのであるならば、この交易バランス調整のための物價政策の樹立も比較的容易であらうが、さうでない現状にあつては、大東亞物價政策の樹て方は、甚しく困難であるといへよう。しかし、大東亞物價政策の大きな目標が、わが國の擴大再生産を可能ならしめるように共榮圈物資交流を圓滑化することを物價の側面から促進するにあることは云ふまでもあるまい。……大東亞物價政策は大

き上陳のごとき方向に進められるであらうが、同時にまた、現地々に即した個別的物價政策が併存すべきは申すまでもない。この現地物價政策のモデルとなるものは、現在滿洲國において行はれてゐるいはゆる三重價格政策である。……加ふるに敵性人と協力人とに對して販賣價格ないし物資割當に對して差等を附する必要も生ずるであらう。……交易バランス調整手段として第二に重要な方策は爲替政策であらう。大東亞戦争後のわが國爲替政策については昨年（昭和十六年）十二月二十七日に、英米通貨基準を一擲して圓貨を中心とした爲替相場公定措置要綱が決定發表された。……共榮圈のうち佛印に對しては一〇〇ピアストルに付九七圓六〇錢の公定相場で決定された。泰に對しては一〇〇ペートに付一五五圓七〇錢の相場が公定されたが、その後本年（十七年）四月に圓ペート等價協定が成立したことは周知の通りである。その他南方占領地域には現在爲替相場は全然なく、差當り現地通貨表示の軍票と現地通貨と等價となつてゐる。……いづれ南方諸地域の經濟状態が安定されるのをまつて修正されるであらうが、その基準は、わが國の擴大再生産に貢献し、ひいて、わがインフレーションを緩和するに役立つよきな點に定められるであらう。その他の交易バランス調整方策としては關稅政策（或は貿易調整料制度）あり、現地調辨方策あり、金現送策等々がある。おそらくかうしたいろいろな方策が総合的に運営されて交易にバランスの調整が行はれる事とならう。かくしてわが戰時財政の

進展は大東亞共榮圈住民の實生活と直接の交渉をもつに至つたのであり、それだけに現地文化工作の重大性は加重されてくるわけである。」(木村禮八郎、帝國大學新聞、一九四二・七・六、なほ「共榮圈經濟に於ける爲替比率」東洋經濟新報・第二〇六七號の如きを参照)と云はれてゐることが一般的にあてはまるであらう。

南方地域に於ける我が金融財政政策の基本は昭和十七年七月廿三日の大東亞建設審議會第五回總會で審議可決されたが、大東亞の綜合國防經濟力の確立がその眼目である。占領當時に於ける現地の金融状態を見ると、財政的には各地とも豫算は平年の五、六割の膨脹を示し、一九四二年度マレー一億八千萬弗、ビルマ一億八千萬ルピー、比島一億一千萬ペソ、蘭印七億ギルダで、全般的に各地とも收支の均衡がとれ健全財政である。一方金融方面から觀察すると豫算の増大と並行して通貨はさらに急激に膨脹してゐる。即ち各地とも大體戰前二、三年の二倍乃至三倍で、ビルマ二億ルピー、比島二億ペソ、マレーは舊英領ボルネオを含め二億二千萬ドル、蘭印は平常の六、七割増の三億五千萬ギルダとなつてゐる。我が金融工作の第一期的な仕事は撤布された通貨を必要に應じ回収し得るやうな態勢を整へることにあり、このため銀行の開設、税制機能並に專賣制度の復活、必需物資の拂下げが遂次迅速に行はれたが、これは治安の回復、民心の安定が豫想外に早かつたこと、而も適切な軍政の運用により原住民の軍に對

する信頼が確固となつたため、著しい成果を収めた。銀行も正金、臺銀等が主となつて本格的活動を始め、再開不能に陥つた英吉利系、支那系銀行に對して救済の手を延し、華僑銀行を業務上にも支配した。一方、税制も自然に回復し從來から行はれてゐた所得税、家屋税、營業税等殆ど復活した他、戰役の治安及び通貨工作が巧みに行はれた爲、原住民の心服を得て納税成績も良好である。然し南方建設の事業は各種豫算の範圍内のみ行はれるのではなく、現段階に於ては臨時軍費を以てする軍直轄の事業と南方開發金庫を通じて融通される民間資金の三本建によつて強力且つ迅速に押し進められる。而して金融工作として劃期的なことは、日本政府發行の現地通貨表示の軍票と現地通貨とを同等の價值として通用させたことであるが、現在要求される當面の問題は民間資金の活潑な動向であり、南方開發金庫の活動は注目される。南方對各地との爲替行爲が一應停止されてゐるときその受持つ役割は大である。然し窮極の目標は大東亞圈に日本圓を基礎とした爲替の綜合清算制度の確立されることであらねばならぬ。(昭和一七・一〇・一、朝日)

而して昭和十七年十月十五日の朝日新聞社説は、「香港は、舊臘英軍降伏後、本年一月にして早くも磯谷占領地總督の任命を見、比律賓は本間最高指揮官のもとにすでに一月二日軍政を施行、ヴァルカス氏以下比島復興に全面的協力をなしつゝある。またマレーは山下最高指揮官

のもとに三月七日軍政陣容が整ひ、同じ日にジャワにおいてもまた今村最高指揮官軍政を布告し、組織的に建設に着手してゐる。……やゝ遅れて四月十一日、前田ボルネオ方面最高指揮官は軍政をも兼務することになり、六月四日には飯田ビルマ派遣軍最高指揮官同地に軍政施行、バモ氏以下の参加せる中央行政機關を育成しつゝあり、スマトラも蘭印から切離された形で軍政下に開發進行中と傳へられる……と述べてゐるが、着々治安の回復されつゝあることが知られる。越えて昭和十七年十一月廿七日の新聞は大東亞經濟建設の基本策として藏相の口演を發表してゐる。曰く「財政について、圈内各地域はそれぞれ軍事施設費、産業開發費等を自ら負擔しつゝ、財政の自立を圖るとともに財政負擔の相互調整に努むべきである。財政負擔の相互調整とは、とりもなほさず財政における『應能協力および負擔の理念』に外ならぬ。即ち大東亞圈内各地域は大東亞の確立、維持、發展といふ崇高なる一元普遍的共同目的を自覺し、かつこれを達成するため積極的には各々その分に應じこれに能ふ限りの協力をなすべきものであると共に、又消極的には相携へて長期に亘る深刻なる犠牲を覺悟し以て各方面に互り右の共同目的達成のため各組成員が夫々その特色を發揮し應分の協力及び負擔をなすべきであつて、これ即ち大東亞全體の共苦偕樂といふ一大特色をなすものといふことが出来る。右の理念に基き圈内各地域の歳出については大東亞の綜合的國防力及び經濟力の確立發展のための施策に重點を

置くと共にあはせて民生の安定向上を圖り、歳入については各地域を通じ公正なる基準の上になふ限り簡素なる制度により特に各地域の實情、民度を勘案し税種の選擇等につき考慮を加へると共に各地域を公式的なる劃一主義により律するがごときことなきやう配慮しなければならぬ」と。

砂田軍政顧問は「マレー全體を通じて考へれば、歳入は關税がないため激減してゐるが、從來英人に拂つてゐた給料、恩給が解消したので歳出も非常に減つてゐる状態である。全州を通じては大體多額の補助金を出さぬとも賄ひ得る財政状況である。」(一七・一〇・一五、讀賣報知)と語つてゐる。而も十八年度財政に於て注目すべきことは共榮圈共通財政の確立であつた。臨時軍事費特別會計追加額二百七十億の財源には三十三億圓の借入金が計上されてゐるのであつて、我が臨軍會計は從來南方占領諸地域に於ては軍費は軍票に依存して來たのであるが、今後は政府が南方開發金庫をして現地で南方開發金庫券を發行せしめ、これを借入れて使用するもので、南方開發金庫の發券機能を通じて現地で戰費その他を調達することになる。即ち南方占領地域は三十三億圓のいはゞ軍備分擔金を負擔するわけで、東亞共榮圈建設の共同目的に今日その人的、物的の總資源をあげて協力することとなつたわけである。

マレー、スマトラの財政金融は軍政施行當時の準備期を漸く終らうとしてゐる。マレー財政

活動は三月に入つて開始され、四、五、六月頃は漸く大體の見積りが算定を出来る程度であつたが、現在はマレー、スマトラ各州の總豫算〇億、戦前の七〇%に達してゐる。目下の財政目標は、各州財政の総合的調整、行政機構の整備改廢の二項に重點をおいてゐるが、何れも戦前搾取に終始した英蘭統治の財政政策とは異り現地住民の福利民生を第一義としてゐる。即ち舊英領統治の海峽植民地には歳出豫算中産業施設費は皆目見られず、英人官吏の尨大なる俸給を賄ふ人件費が第一位にあり、道路交通費、衛生費、教育費が之れに繼いでゐたに反し、わが軍政下では歳出豫算の首位を占めるものは英軍により破壊された道路橋梁の修復、新交通路の開設等に要する土木費であり、次には食糧増産を主眼とする産業助成費となつてゐる。その他衛生、教育、警察等の面に於ても實質的に福利増進の諸施設に主力を注いでゐる。歳入の點では第一に租稅收入であるが、從來財源の最も主要なものであつた關稅に相當する取引稅の如きが物資交流の一般化につれ考慮されてをり、その他地租、酒・煙草等の營業免許料等も大體戦前の方法を踏襲してゐるが、スマトラ各州に於て、和蘭政府が實施してゐた賃銀稅、財産稅、住民稅等直接民衆を苦めたものは整理されつゝあり、又各州の經濟事情で他の州は不足といふ如きことのなきやう、総合的に財政の調整を行つてゐる。金融方面に關しては通貨工作豫想以上に成功を收め、現地單位表示の軍票が信願を受け、正金、臺銀等の活動も順調で、支那五銀行

は四月末より、印度二銀行は九月初より、夫々營業開始、さらに庶民金庫の開設、各州公益質屋の開業により大いに活況を呈してゐると報ぜられる。(昭和十七年九月廿二日、朝日新聞)なほ昭和十八年二月十日の讀賣報知は「本年度豫算は戦後の復舊に重點を置いた、従つて収入が比較的少かつたが必要の施策の出資は軍政費で賄ひ得た、來年度豫算は復舊完備に伴ふ軍政の更に計畫的な施行により膨脹してゐるが、大部分は戦争完遂のためのものに結集されてゐる。即ち諸種の開發、道路、船舶、港灣、通信、交通諸機關並に自活自營のため不可缺のものが主で、その他は極力節減してゐる」と云ふマライ、スマトラ方面の軍政監の談を掲載してゐる。「マレー、スマトラの軍政」と題し「スランゴール、ペラ、ネグリスマランなどの聯邦諸州はマレーのドル箱といつてもよいといはれる土地だ。ゴム、錫で収入の多い州民はマレー聯邦直營の鐵道を設け、タイ南部鐵道の鐵道借款を引受ける、英國の國債、公債、マレーの公債を買ふといふ風に、大いに經濟的な活動を行つたものだ。だから日本としてもこの豊富な現地人の經濟力を大いに利用することが最も大きな問題だ(菊池慎三民、スランゴール州)「……十月に稅制改革を行ひ新稅制による徵稅を行つてゐるが、納稅成績は豫期通りで州民の州政の協力振りが窺はれる。オランダ時代に約三十年間にわたつてオランダに反抗……慄悍をもつてきたアチエ族も皇化に浴しあらゆる點に協力ぶりをみせてゐるが、彼等の日本に期待すると

ころが多いだけに、今後の施政經營には十分心をつかつて行かねばならぬと思ふ」(飯野庄三郎少將 アチエ州)なる記事を昭和十七年十二月四日付朝日新聞夕刊は掲載してゐる。

フィリッピンの財政は戦前歳出、歳入共各約一億一千万ペソ、歳出を標準にすれば月額約一千万ペソを支出してゐた。然し戦後國內の諸經濟機構は殆ど破壊されて仕舞つたので如何にして應急措置を講じて再整備するか、可成り困難な局面にあつたが、作戦、建設の圓滿な遂行によつて破局的場面にも遭遇せず一路順調な軌道の上にある。

軍政八ヶ月の経過から云へば歳出は二、三、四、五、六の五ヶ月で約〇〇ペソ、この中二、三、四の三ヶ月は月額約〇〇、五、六の二ヶ月は月額約〇〇で、此の中〇〇が租税収入によつてカバーされたに過ぎず、これは日本軍より〇〇の貸與によつて補填された。この状態は然し戦争直後で而も未だ有力な敵がボタン、コレヒドールに據つて抵抗を示し、多島海方面亦敵の手中にあつた當時にあつては止むを得なかつた。然し同時に他面作戦の終了、經濟再建の進展に伴ひ、フィリッピン財政も漸く前途に希望を認め得るに至つた。即ち煙草税の増徴、及び奢侈禁止の意味の物品賣上税の新課等で大體月約〇〇ペソ範圍内の豫算は昭和十七年内には自給自足の見透しがつけられる。煙草税は二、三、四、五、六の五ヶ月で大體の税額に達し、物品賣上税は徵税完了を見てゐないが見込は可成り十分である。七、八、九の三ヶ月では大體月

〇〇見當の歳出を計上した。歳入見積に就いていへば治安回復に伴ふ徵税區域の擴大及び増徴見込により前途は可成り明るい、而も他方歳出に於て全般的に行政費その他の諸經營費を減棒斷行或ひは國家、國民の兩方面からの生活改善等極力緊縮方針を持してゐるので、早急に自足の線に向ふものと思はれる。これは既に決定を見た七、八、九、三ヶ月間の歳出入を見れば明かである。即ちこの三ヶ月間に於ける歳出は〇〇で歳入見込は〇〇に達してゐる。この歳入見積の内譯は前期よりの繰越剩餘金が〇〇で〇〇が租税収入によるものである。これによつて今期は〇〇以上が剩餘金となる筈であるが、これは各地に於ける郵便局開設のための爲替準備金に充當の筈である。今の所大體來年度下半年からは略々戦前の財政状態に戻り得るものと思ふ。金融方面についても市場流通貨總量から云へば昭和十六年末十二月卅一日現在で二億四千萬ペソ、同じく十一月三十日現在で二億一千万ペソ、戦後は敵が持出した量が體〇〇差引かれて約〇〇が流通を認められてゐる舊通貨の量だらう。この他に金融逼寒防止のため軍票が大體〇〇用意され、この中〇〇弱が流通市場にあるものとみられる。なほ軍票で目下市場に放出されてゐる額は軍政八ヶ月で僅かに〇〇前後で、この點フィリッピンの目下の事情から見れば意外に少額とも云へる。戦前の市場流通貨總量からいへば軍票は未だ未だ十分の發行餘力を残してゐる譯で、軍票の増發が悪性インフレ招來を來すが如き惧れは當分ない。軍票に對する民衆

の信頼は絶對的である。この外に有力三、四行が發券を許可されて種々雑多であり、且又中央銀行的存在であつた比島國立銀行すら米英側銀行に金融勢力を壟斷されて強力に政府の方針に協力し得ず、中央銀行問題は従前のフィリップン國立銀行をして發券を統一せしめ名實共に中央銀行たらしめる案と新中央銀行を別に設立する案とあるが軍票に關する具體的措置の未定である現在未定である。米、英、蘭等の敵性銀行は目下嚴重なる管理下に清算を行ひつゝある。これ等銀行の預金拂出等の問題も預金者が敵性國人でない限り平均一〇%の支拂ひが出来る筈であるが、支店のみ當地にあつた場合は預金に對する拂出準備持出のため此の割合は非常に低下するであらう。(軍政監部小林財務部長談、昭和十七年八月十八日・讀賣報知)

軍政下の財政を如何に運営するかは困難な課題であるが、今回漸く成案を得て昭和十七年十月一日から實施する運びとなり、比島軍政監部では具體的施行細目を討議、豫算編成を急いでゐる。従來軍豫算は純作戰費は勿論軍政關係の分もすべて臨時軍事費特別會計の一本建とし、軍經理部が統轄、たゞ軍政下の一行政機關たる比島行政府に關しては徵稅權などを委任し、軍政監部財務部の指導下に行政府豫算を編成、一月以降九月迄〇〇萬圓の軍借入金をして賄つて來たものである。今回の實施案は従來の臨時軍事費特別會計の外に「軍政會計」新設、軍政關係を全部それに包含せしめ現地軍の自活財政を實施せんとする。その概案は軍政會計に軍政監

部會計と比島行政府軍政會計とを置き、前者の特別會計として電政局及び鐵道局(假稱)の二本、又後者には富籤局、簡易保險局、首都水道局の三特別會計を夫々設け、臨軍費は軍經理部に於て、軍政會計は軍政監部總務部の管下にある財務部が運営することになつてゐる。

軍政會計の新設により注目すべき點の一つは現地軍の財政自活で、戰爭當初には全經費が臨時軍事費から支給されるのは止むを得ないが建設の段階に入つた今日臨時軍事費を抑制し財政的にも現地自活の方針をとるのは當然で、住民も進んで協力すべきものとされてゐる。勿論當分は軍政會計の一本立ちは困難であらうが軍政監部會計がその中核となつて前述の兩特別會計及び比島行政府會計と唇齒輔車の關係を保ち、特、大事業費等は兩會計を睨み合せて支出を決定する等の新法を構する一面、比島の稅制を根本的に改正し、明年度から新稅設定増稅を斷行して行政府財政の獨立を目指して將來吾が軍事費に何等かの寄與することを理想としてゐる。さて軍政會計の財源をどこに求めるかゞ中心課題であるが、決定をみたものに對日輸出物資に對する輸出稅がある。軍が貿易管理をしてゐる現在、課稅形式は集荷商社が軍政監部に納め、軍がその稅額をも含めた値段で買上げるといふことになり、戰前亞米利加が比島獨立の基金として拂つた戻稅的性質をもつたものとして興味がある。課稅物品として麻、コブラ、砂糖、木材等特產品約十種類があるが、その額も一千數百萬圓に上るものとみられる。輸入品に對する

課税は内地と比島との物價關係及び技術的にも甚だ困難で輸出税のみとなつた。次の財源として軍管理工場及び民間委託會社に對する賦課金が研究中である。軍管理工場及び民間事業會社の原價計算、資金運用等に關し統制を加へるため検査官の來任を俟つて施行細目を決定する筈であるが、内地の經理統制令の如く利潤の適正を期し、占領地に於ける利潤が内地に還流しよふとするのを防ぐため内地よりさらに簡易化された會社經理統制規則の適用をみる筈である。なほ從來會計年度がアメリカ式に七月から六月であつたのを内地と同様四月から翌年三月に改正する。(昭和十七年九月廿二日、朝日新聞)

昭和十七年十二月十八日朝日新聞は「來る一月一日から始まる泰國の明年度豫算(佛曆二四八六年度)はこのほど人民議會を通過成立した。また十二月十日には泰國中央銀行がベンコックの香港上海銀行支店跡に開業した。この兩者は互に密接な關聯をもつと同時に、泰國財政の戰時編成化が着々と整備しつゝあることを示すのである。」と述べ、次ぎの如く記してゐる——「今回成立した明年度豫算の總歲出額は二億七千八百萬バーツである、わが國の豫算などに對比すると極めて規模は小さいが、この額は泰國としては今迄にない尨大豫算である。對佛印國境紛争の結果、昨年度の總歲出が二億四百萬バーツと、始めて二億バーツ臺に上つたが、本年度は二億一千九百萬バーツに累増した。これに對して明年度は一舉に約六千萬バーツを著増

したのである、泰國は一方において關稅收入の關係から歳入の減少を來してゐる反面、この歳出の増加は、泰國財政の戰時色の濃化と、その變貌を語つてゐる。

泰の豫算制度は一般會計および特別會計歳出(或は投資會計歳出ともいふ)から成り、一般會計歳入をもつて賄ひ、特別會計歳出は國庫豫備金および國債をもつてその財源としてゐた。しかし特別會計歳出は、自然增收或ひは貨幣準備の純益金等でほゞ賄はれた結果、公債に俟つ部分は極めて少かつた。内國債の現在發行殘高は僅に二千六百萬バーツに止まつてゐる。泰國は從來健全財政を誇つて來たわけである。然し昨年度から内外情勢の變化は、泰國にとつても歳出の膨脹、歳入の縮小、國債の増大を餘儀なくし國防費も特別會計歳出に挿入して公債をもつて賄ふこととした結果、特別會計歳出は年々膨脹し明年度豫算は一般會計歳出一億四千八百萬バーツに對し、特別會計歳出は一億二千九百萬バーツ(本年度より三千六百萬バーツ増加)と、兩者ほゞ見合ふ狀況である。(所得稅、營業稅、人頭稅、十割増徴、その他本年度の稅收入増加二千三百萬バーツ、昨年度通貨増發一億バーツ、銀行預金總額一億三千萬バーツ)

これまで泰國には中央銀行の設備はなく、従つて紙幣の發行、國庫事務、公債の應募引受、爲替集中事務、市中銀行の統制等、通常の中央銀行業務もすべて大藏省銀行局において行つて來た。然し形式的には獨立國としての體面から、實質的には戰時財政金融の圓滑なる遂行上、

待望の中央銀行が創設され、こゝに制度上からも財政と金融部門の分離獨立が實現したのである。新銀行の組織構成は、資本金二千万ペー、全額政府出資の株式會社で、發行部と銀行部の二部からなり、發行部は他の一般業務から獨立してゐる。この例は英蘭銀行にある、大藏省から紙幣發行の獨占權を承繼し、ただ國際情勢の安定するまで、從來通り政府紙幣を發行し得ることとなつてゐる。また銀行部はその他中央銀行としての諸般の義務を行ふが、特に注目すべきものは、公債の應募引受の他、毎年度一般豫算經費の二割五分を限度として政府に一時貸上をなし得ること、また外國爲替の集中事務を扱ひ、外國と金融上の取引をもなし得る點である。

泰國の戰時財政遂行上今後巨額の公債を發行せねばならぬことは以上の通りであり、すでに政府は去る十月、六千万ペーの公債を今後四箇年間に發行する旨を公表した。これまでの消化狀況をみると發行殘高二千六百万ペーのうち、市中銀行の總所有高は一千八百万ペーで、残りは政府の貯蓄銀行、大藏省、寺院、有産階級である。しかも、本年九月末現在の市民銀行（正金、印度支那銀行等の外國銀行を含む）預金總額は、當座預金一億八百万ペー、定期預金僅かに九百万ペー、合計一億二千八百万ペーにすぎない。今後貯蓄の獎勵によつて、民間資金を公債消化に動員することは、中央銀行に課せられた責務である。一昨年末の通貨流通

高は一億九千二百万ペー、昨年末は二億三千四百万ペーで、本年十一月末（爾後不發表）には二億七千四百万ペーであつた。昨年末は辛うじて二億臺に止まつた模様ではあるが、その後毎月平均五百万ペー前後の増加をみてゐるやうで、しかも第三國貿易の減による輸入品の減少、最近の大洪水による國內物資出廻の不圓滑等、物と金の兩面から、バンコックを中心として物價の騰勢を示してゐる。しかし國民の大部分を占める農民の生活は、貨幣經濟に俟つところ未だ少い關係上、その程度は遙に低いとみられる。然し今後ともインフレ防止策が緊急重要なる課題であることに變りはない。このためには、目下政府の努力してゐる粗策なる日用品製造工業の助成、物價統制、消費節約、貯蓄獎勵等に俟つ他なく、この場合、金融側面における中央銀行の機能發揮に期待がかけられるのである」と云はれてゐる。即ち金融方面に積極的で、産業方面が遅れてゐる。華僑の商業部門の勢力を驅逐して輕工業を發達させることが當面の課題である。（『南支共榮國經濟研究』二九九—三〇二參照）英吉利系地主がなくなつて土地稅が半分となり、人頭稅阿片吸飲稅がなくなつたが、其他ビルマについては齋藤博厚『ビルマの現實』三四六—三五四頁。國際經濟週報第廿三卷第五十號。佛印については博文館時局叢書『佛領印度支那事情』八五—九五頁。田澤丈夫『佛印事情』五三—五六頁。マレーについては、中谷俊雄『マレー』一四〇—一五七頁。蘭印については、竹中寛次『東印度』一五〇—一六八頁、

井手文雄「世界的危局下に於ける蘭印財政」、太平洋貿易研究所編『南方共榮圈經濟研究』三七頁以下。其他井手諦一郎『蘭印・英印・佛印』（改訂版）八七頁以下、一八八頁以下、三四八頁以下。高橋和直『インドネシア點描』（外領編）九八頁以下、一七一頁以下、簡井『スマトラ』、『スマトラ重要統計』、『印度讀本』、『現代印度の構成』、『濠洲の政治經濟構造』、『濠洲の自然と社會』、『濠洲』（兼松商店調査部）等参照さるべく、滿鐵東亞經濟調查局編、南洋叢書の『蘭領東印度』、『佛領印度支那』、『英領マレー』、『シヤム』、『比律賓』の諸篇は舊いけれども参考になる。また國際日本協會譯編、大東亞統計叢書の『佛印統計書』、『馬來統計書』、『比律賓統計書』も同様であり、新しくは「同盟世界週報」昭和十八年四月十七日號に「南方諸地域の財政」に關する記事がある。

周知の如く、昭和十七年夏から秋にかけて行政の簡素化、大東亞省設置と共に、内外地の一元化と云ふことが行はれた。即ち「從來外地として特別行政地區にせられてゐた朝鮮、臺灣および樺太につき、外地的色彩を除き内外地行政の一元化をはからうとするのである。この政策實現の方法として採られたのは從來拓務大臣の權限であつた朝鮮、臺灣及び樺太に關する事務の統理をそのまま内務大臣に移すことであつた。即ちこの三地區の行政の統理は内地の地方區畫と同じく内務大臣が掌ることになり、この點で一應内外地一元化は行はれたといへやう。：

：地方長官會議には從來と異り朝鮮および臺灣の總督府代表者が參加したと新聞紙は報じてゐる。併し、この度の改革により朝鮮および臺灣の外地的特色が全然拂拭されたかと云ふとさうではなく總督の法令制定權其の他の權限は全然從來と同様であるし、その内閣に對する身分上の關係にも變化はない。當局者も此點を説明して『内務大臣と朝鮮總督または臺灣總督との關係は從來の拓務大臣と朝鮮總督または臺灣總督との關係と本質を異にせず内務大臣は臺灣總督に對しては一般的監督權を有するも朝鮮總督に對しては一般的監督權を有しない』となしてゐる（週報十一月四日號一七頁）唯今次の改革により『朝鮮總督及臺灣總督ノ監督等ニ關スル件』なる勅令が制定せられ各省大臣の個別的事務に關する總督權が明かにせられたことは特記に値する。例へば新制度によれば文部大臣の如き專門學校以上に於ける教育、鐵道大臣の如き鐵道に關する事務に付き概括的監督權を有する旨明かにせられてゐる。政府の方針によれば朝鮮及び臺灣と異り樺太は昭和十八年四月より監督官廳のみでなく行政制度全般に付き内地に編入せられる。從て樺太に關する今回の改革は暫行措置たる意味を有するに止まる。（帝大新聞一七・一一・二三）と説明されてゐる。

植民地財政機構の理解のためには、例へば天川信雄『行政法新原理』（改訂版）第四章「極民地行政官廳」の如き（『日本行政法』簡單には岩波全書『行政法』一五四―五八頁）、その

行政機構の理解が必要であるが、即ち、各植民地に於ては外交・軍政・貨幣・曆時等特に全国的に統一されてゐるもの以外、一般の行政が植民地官廳に委任せられ植民地官廳が内地の各省大臣の金額に相當する權限を綜合・保有し、立法權に關しても内地の憲法上の原則が行はれず、制令、律令等の命令を總督が發する權限があり、拓務省は昭和四年田中内閣により設けられ朝鮮はじめ各外地の中央に於ける代辯機關として外地の豫算その他の事務を統轄し、内閣及び議會に對し外地の立場を代表するものであり、拓務大臣が中央で植民地行政を監督したが内務省が管理局を新設して拓務省の外地綜合行政を引繼ぐことゝなつた。

朝鮮 韓國政府時代の財政は紊亂の極にあつて官中府中の別なく、紅蔘專賣、驛屯土、鑛稅、企業特許收入等は官府の管理に屬し、毎年の歲計豫算も形式のみで、各官廳は任意に支拂命令を發し、甚しきは各官廳がその收入を直接支出し國庫は與り知らぬ如き狀態を呈し、稅制の不備なる上に官吏は誅求を恣にし、かつ幣制混亂して私鑄偽造盛に行はれた。斯くて明治三十七年八月日本財政顧問の就任以來財政の刷新を計り、同三十九年二月統監府が設けられるや、先づ官府混淆の是正、租稅制度の改革、會計法の勵行等により一大整理を行ひ、同四十年日韓協約の結果、行政各府の擴張、各種事業の發展に伴ひ歳出著増し、支出辨じ難く、帝國政府は明治四十年度以降同四十五年度までに一千九百六十八萬二千六百二十三圓を無利子無期限で貸附

けた。而して日韓併合により明治四十三年八月朝鮮總督府特別會計設置後は、新領土開發上諸種の企畫を必要とし、經常歲入では豫期の施設を爲しえないので、同四十四年以降中央の一般會計より毎年一千二百三十五萬圓の補充を仰ぎ、爾後諸般の事業を整理して經理して經費を節約し、大正二年度には該補充金額より二百三十五萬圓を減じ、更に同三年度以降五ヶ年を期して朝鮮特別會計の獨立計畫を實行し、諸般制度の整理を行ひ行政費を節約すると共に諸稅の増徴、新設を試み大正八年度には全く中央政府からの補助を仰がぬやうになつた。然るに同年の騷擾等の結果時運の進歩、世態の變遷、人心の推移に鑑み、更に教育機關の擴張、警察制度の改革、衛生設備の整頓等諸般行政の刷新を行ふことになり、大に經費の増加を來し、再び補充金を必要とし、大正九年度には一千萬圓、十年度には千五百萬圓、十一年度には千五百九十一萬七千八百二十五圓と以下累年毎年千數百萬圓の補充金を仰ぎ、昭和十五年度には約千二百九十萬圓を受けてゐる。此の補充金は臺灣、南洋群島等の財政が獨立してゐることを思へば、その金額が例へば昭和十年以後に於ては歳入豫算三億三千萬圓に對し三・九%と云ふ如く、歳入總額に對する意義は低くても朝鮮經濟そのものの貧困を示すものである。ともあれ大正九年度には一般會計からの補充金の復活と共に酒稅、煙草稅等の消費稅の増徴を行ひ一段階を劃したが、同年に於ける豫算は一億二千萬圓に及んだ。其の後先づ順調に發展を遂げ、昭和二年度は稅制改

革を行ひ、第一次計畫として營業税と資本利子税を創設、同時に官業收入、公債金受入の増加を計上、歳出に於ては警備、國防上の見地から鐵道網完成の計畫を立て官業の充實を計り昭和二年度豫算は二億圓を超えた。其後も滿洲事變、支那事變の勃發に伴ひ各種の時局的施設が要求されると共に、特に支那事變以後に於ける急激なる朝鮮の工業化を反映して財政は急激に膨脹し、昭和十四年度豫算六億五千六百萬圓で明治四十四年度に比すれば十三倍半、昭和五年に比するも一・七倍と云ふ状態で、歳出は明治四十三年を基準にとつて昭和六年に約十倍、昭和十五年三十八倍、歳入も昭和六年に十三倍、十五年に四十七倍といふ有様である。

朝鮮財政の歳出の内容は(1)李王家歳費、(2)中央行政費、(3)法務費、(4)地方行政費、(5)警務費、(6)醫務及衛生費、(7)文教費、(8)財務費、(9)勸業費、(10)官業費、(11)交通・通信費、(12)福利施設費、(13)國債諸費、(14)土木費、(15)渉外施設費、(16)災害復舊費、(17)其他、であるが、その中(11)が昭和十二年度では四五%を占め、(10)(9)(13)がこれについて約七〇%、(5)(2)(4)(3)は併せて一・六%であるが、一般民生に關する(7)(12)(6)等は合計四・四%にとどまる。歳入の重要部分を占めるのは官業及び官有財政收入で近年その地位上昇し、歳入の五〇%内外を占め、國家資本の重要な役割を物語つてゐる。それは一面また消費稅的性質のもので、租稅收入

と印紙收入を加へれば昭和十二年度歳入總額の七五%に及ぶ。專賣制度は大正十年七月總督府專賣局が設けられ、人參、煙草、鹽、阿片に關して始まつたが、昭和十四年度には大正十年の收入一千六百九十四萬圓に對し六倍以上の收入をあげてをり、專賣益金の大半は煙草よりの收入である。歳入中官業及び官有財産收入に次ぐものは租稅收入で昭和十二年歳入の一六%を占める。近年所得稅の急激な増加があり、昭和十二年より十四年へと二倍餘りの増加をみせ、工業の發達を物語つてゐる。然し、酒稅を初めとする砂糖消費稅、關稅等、間接稅が依然租稅收入の基本的要素であり、これ等と地稅とは人口の約八割を占める農民の負擔である。直接稅・負擔額によれば、府部に於ては一人當り内地人四八・五六圓に對し半島人八・六六圓、郡部に於ては一人當り内地人四七・三六圓に對し半島人二・七八圓、半島人農民の生活水準の低いことを示してゐる。

朝鮮の從來の租稅は殆ど當面の必要に應じその都度設けられて來たので、租稅體系の如き全然考慮の外にあつたが、大正十二年總督府内に財政調査委員會が設けられ、稅制整理にかゝつたが、該委員會は行政整理のため廢止され、次いで大正十五年内地の稅制改革に關聯して改正の急務が感ぜられ、再び稅制調査委員會が設けられ、一般所得稅を中樞に、補完稅として收益稅(地稅・資本利子稅・營業稅・取引所稅・鑛稅)消費稅(酒稅・砂糖消費稅・清涼飲料稅・

其他奢侈品税) 交通税(登録税・取引税・印紙税)を設け、第一次実行案として、市街地稅令を廢止し地稅令に統一すること、營業税、資本利子税の創設、所得稅、酒稅の改正、移入稅、關稅の改正等を決定したが、第一次稅制整理はこれにより昭和二年、三年に互つて實行せられた。其後も時勢の進運に伴ひ、消費稅の整備を目的とした骨牌稅の創設、取引所稅令、砂糖消費稅令の改正等、何れも昭和六年に稅制改革が行はれ、地方租稅についても昭和二年から四年にかけ略々第一次実行案が實施せられた。然し漸く機運熟し昭和九年四月清涼飲料稅の創設を初めとして同九年五月一般所得稅の創設あり、同時に地稅の負擔輕減をみ、六月相續稅の創設、酒稅の改正等行はれ、昭和九年に朝鮮の稅制整理は一先づ完了した。其の後昭和十年時局のため内地では臨時利得稅が設けられたが、朝鮮では利得の算出困難との理由で法人に對する部分のみ實施され、爾來國費の膨脹と戰時財政の需要による増稅等により臨時立法に次ぐ臨時立法の實施をみ、(朝鮮經濟年報昭和十五年版 四四二—四頁參照)、稅制は基本稅と臨時稅と錯綜した。直接稅としては所得稅(昭和九年創設、以下同じ) 收益稅として地稅(併合前)、營業稅(昭和二年)、資本利子稅(昭和二年)、礦稅(併合前)、取引所稅(大正十年)、財産稅として相續稅(昭和九年)、法人資本稅(昭和十二年)、特別所得稅として臨時利得稅(昭和十年)、外貨債特別稅(昭和十二年)、利益配當稅(昭和十三年)、公債及社債利子稅(昭和十三年)、間接稅として酒稅(大

正十五年)、清涼飲料稅(昭和九年)、砂糖消費稅(大正八年)、骨牌稅(昭和五年)、揮發油稅(昭和十二年)、物品稅(昭和十三年)、流通稅その他に取引稅(大正十年)、印紙稅(大正八年)、登録稅(大正三年)、通行稅(昭和十三年)、入場稅(昭和十三年)、特別入場稅(昭和十三年)、建築稅(昭和十四年)、遊興飲食稅(昭和十四年)がある。稅制は上述の如くほゞ昭和九年に整備せられたが、近年諸企業の勃興、地下資源の開發の進展等に伴ひ經濟事情變遷し、租稅負擔の均衡を失ふこととなつたが、更に事變以來臨時立法の實施をみ、經常財源の確保と云ふ實質的理由からも根本的な改革が要望されて昭和十一年以降實情を調査中であつたが昭和十四年九月稅制調査委員會を設置し全面的檢討を加へたが、あたかも内地で劃期的な稅制改革が行はれ、朝鮮としては内地の改正が事變による軍事費の増大に伴ふ財政需要に應ずる目的を多分に含む點、また内地との稅制の調和を圖つて來た沿革によつて内地の改正に順應することとなつたが、昭和九年以來發展過程にあるものとして、收益稅、地方稅の如く朝鮮として特殊性をもつものは之れを存置することとし、所得稅、遊興飲食稅及び揮發油稅の一部を地方に分與し、地方稅負擔の輕減・調整を圖り、地稅の課稅標準を貸賃價格に改め、自作農免稅制度を新設、さらに營業稅に付各業體間の負擔の均衡がとられると共に約五割の引上げが行はれ、資本利子稅も約三割増徴、株式等の配當にも新に課稅せられ、收益稅相互の負擔の不均衡が是正され、又内地の改

革に順應して負擔の均衡を圖るため、年所得一萬五千圓以上の者の第二種甲の所得を第三種所得に綜合、超過所得税を法人臨時利得税に統合し利得の計算方法の簡明化を圖り、又特別法人税を設け金融組合等に課税する、砂糖消費税について色相課税を廢止して製造方法課税制度による、等の改正がなされ、財政需要の増加に應じ、内鮮負擔の調整を計るため、内地の昭和十二年度の臨時増徴及びそれ以後の増徴に應じ、所得税、臨時利得税、相續税、外貨債特別税、法人資本税、酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、揮發油税、通行税、入場税、物品税、遊興飲食税、取引所税、骨牌税等につき二割乃至五割の増税がなされ、朝鮮の特殊事情として分類所得税制度は時期尚早として設けられず、貯蓄預金、金融組合預金への課税も貯蓄思想未發達の故を以て行はれず、一般に民度に鑑み低度の税にとゞめ免税點についても考慮せられた。

關稅行政については、朝鮮の關稅制度は日韓併合の際の十年間關稅据置きの聲明に従ひ、舊韓國政府と通商各國との協定による關稅に據つて來たのであるが、大正九年八月期間満了と共に帝國共通の關稅制度が布かれ、關稅法、關稅定率法、保税倉庫法等朝鮮に施行をみるに至り、朝鮮は内地と共に一つの關稅區域をなし、朝鮮に輸入する物品に對しては内地等に輸入する場合に於て課する關稅と同率の關稅を課せられるのであるが、朝鮮に於ては民度、交通等の特殊事情に鑑み、國境關稅制度及び一部特例税率並びに免税特例を存置したところ、税率について

は産業の進展、民度の向上に伴ひ朝鮮の現状に適應せしめ、内鮮關稅統一の實現を期する爲め漸次廢止し、昭和四年三月木材及び鹽について過渡的措置を講じた外全部撤廢し、木材及び鹽についても過渡的税率は同七年三月末に消滅した。其の後鮮滿關係の緊密化に伴ひ、國境地方の實情に應ずるため、昭和十二年免税特例の内容を擴充、同時に北鮮三港の保税地域の特殊作業を認め、また酒精原料の免税を加へた。昭和十四年には鮮滿國境地域の經濟開發のため、國境河川に跨る橋梁、水力發電設備等に要する特定物品に免税特例を設け、又昭和十四年は旱害のため、粟、高粱、小豆に對し一年間輸入税の免除をした。

内地朝鮮間の移入税は兩者間の經濟交通促進のため相互に撤廢を根本方針とし、内地側は大正九年八月二十九日から之を實行したが、朝鮮は經費膨脹のため撤廢できず延期して來たが、大正十二年度から酒精、酒精含有飲料及び織物を除く一切の物品に移入税を撤廢し、昭和二年度から綿織物が生活必需品たるため税率を從價五分に引上げたが、好況に伴ひまた税制改革により、昭和十二年移入税の輕減・廢止に關する制令を公布し、四ヶ年間に二回に互り税率の低減を行つたが、昭和十六年以降之を全廢に決した。内地側の移入税撤廢に伴ひ、内鮮間に移動する物品に對し稅負擔の均衡を保たしめるため、大正九年八月朝鮮出港税令を制定し、出港税を徵收し内鮮間の消費税及び關稅の調節を圖つた。尙ほ朝鮮の關稅行政が内地と相違してゐる

ところは、内鮮間に於ける内國消費税の負擔が異なるため、消費地課税の原則により、これ等物品が内地等から朝鮮に移入せられる場合は、朝鮮の移入港に於て朝鮮の税令による内國税を課すると共に、其の事實により内地等に於ては一旦賦課した内國税の拂戻等を行ふことになつてゐる。而してこれ等移入手續を爲しうる港は開港の他内地等と直接交通する數港を指定し、移入税、消費税、出港税關係貨物及び同上貨物の出入を爲すことを可能ならしめ、内鮮の交通の便を圖つてゐる。(なほ昭和十八年朝鮮移出物品免税の法案が提出された。)

國債については始政以來道路修築、海關工事並に鐵道建設及び改良等、朝鮮の地方開發に必要な繼續事業は朝鮮の一般歳入を以て支辨する餘裕がなかつたので、公債又は借入金によることとし、明治四十四年三月朝鮮事業公債法の公布をみたが、これ等國債の整理については同法と同時に公布された朝鮮事業公債金特別會計法に據ることとなつた。然るに大正八年三月事業公債金特別會計法の公布に伴ひ、朝鮮の國債は中央政府で一般事業公債と統一・整理することとなつたので朝鮮事業公債金特別會計法は廢止となつた。而して朝鮮總督府特別會計の負擔に屬する公債の發行又は借入金の限度額は朝鮮事業公債法により、初め五千六百萬圓に限定されてゐたが、公債支辨事業の擴張と共に次第に發行限度を増し、昭和十四年三月には十億六千六百十萬圓となつた。

(なほ朝鮮の財政については改造社の『朝鮮經濟年報』各年版を参照。京城帝大法學會論集第十冊、岩波刊『朝鮮經濟の研究』(三)に収録の小田忠夫「併合初期に於ける朝鮮總督府財政の發達」は力作である。朝鮮の經濟については經濟史等その方面の研究が進んだが、現状については鈴木正文『朝鮮經濟の現段階』鈴木武雄『朝鮮の經濟』同『朝鮮經濟の新構想』等があり、四方博「朝鮮産業政策の展望」帝大新聞・第七五五號、鈴木正文「朝鮮施政の現段階」中央公論 昭和十七・八月號、の如き簡單乍ら參考とならう。)

昭和十八年度朝鮮總督府特別會計豫算は歳入、經常部、九六五、〇九二(千圓)、臨時部、三五三、九七五(千圓)、計、三二九、〇六八(千圓)、歳出、經常部、六五五、三〇二(千圓)、臨時部六六三、七六五(千圓)、計、一、三二九、〇六八(千圓)で、國民總力運動の擴充強化百二十三萬圓、食糖増産並に配給施設三千八百九十八萬圓、が計上され、十九年度から實施される徴兵制實施に伴ふ青年特別練成費五百三十九萬圓の如きが注目される。消費の抑制と購買力の吸収のための間接税増徴は朝鮮にも行はれ、十八年度増徴額六千四百六十九萬圓、平年度八千四百四十七萬圓に上る見込みで、課税種目中、酒税、取引所税、入場税、特別行爲税の一部が内地より低率になつてゐる。

臺灣 臺灣の財政は領臺直後の明治二十九年度から同三十七年度迄は所謂補充金受入時代で

あつた。最初數ヶ年は創業時代として一般經費の他に、土地調査、郵便電信電話新設、鐵道敷設、案林事業創設、阿片・食鹽・樟腦等の專賣制度創設等々の新規支出多きに對し、一般收入財源少く、税制また未整備で主要税源を缺き、僅に地租收入に依頼し、一般會計より補充金を受入れて收支償ひつゝあつた。然し其後各種の施設による臺灣産業の發展功を奏すると共に、土地調査による地租増收、新税創設による税收入の漸増、漸く創設期を終へた專賣事業の收入増加等あり、兩者相俟つて收入著しく増加した。斯くて明治三十五年度財政は二十九年度に對し約二倍の増加を示した。明治三十八年度に於ては、日露戰爭の勃發による内地財政の困難に直面し、補充金を辭さねばならず、以後約十ヶ年間は之れに善處する財政工作の行はれた時代であつた。例へば從來の租税體系は大體この期に整備され、第一種所得税、酒税、兌換券發行税等諸税創設、官業に阿里山作業所收入、水租收入、電氣事業改入等が加はり、又煙草專賣が創設された。殊に明治四十年代に入つては、臺灣糖業の發展に伴ふ砂糖消費税の異常な收入が齎らされ、之れが主因となつて各種の土木、調査、理髪事業が行はれた。斯くて大正元年度の財政は明治二十九年度のそれに對し約五倍半の膨脹を遂げた。大正三年度から酒專賣創設前の大正十年迄は、大正三年度から砂糖消費税の内地移管、電氣瓦斯官業整理、水租收入の廢止等の收入上の減少にも拘らず、歐洲大戰に伴ふ好況に恵まれて各種歳入は増加した。一方地租課

税物件の擴張・増徴が行はれたが、これ他方に嘉南大圳、桃園大圳等の大事業計畫實施、縦貫鐵道の完成・改了、築港等による支出の増大を一部公債に仰いだのみで實行しえた理由である。斯くて財政は大正十年度には明治二十九年度の約十一倍となつたが、大正十一年度から昭和九年度迄は大戦後の不況を受けて整理緊縮の政策をとつた。歳入に於ては第二、第三所得税の賦課を行ひ、我國最初の酒專賣を創設し、專賣收入構成上にも劃期的變化を齎らした。然し財政は前期の如く大幅に膨脹せず、昭和五年度は明治二十九年度に對し十二倍となつたに過ぎなかつた。其後滿洲事變を轉機とする經濟界の活況と臺灣自體の本質的發展原因の成熟と相俟つて再び財政收入は増大し、十二年度には新に增收政策の着手と共に收入は再び増勢を辿り、他方新事業費の急増と共に財政は急激に膨脹し、昭和十二年度豫算は明治二十九年度決算に比し約十六倍餘に膨脹した。而も支那事變勃發を契機として臺灣の財政は著しい躍進を遂げ、昭和十二年度の豫算に比すれば昭和十七年度の豫算は五ヶ年間に二倍半餘りの膨脹を遂げたのであつて、物價騰貴も與つて力あるが、軍事費以外、防空施設の強化、生産擴充の促進、重要食糧品の増産確保等統制經濟遂行に關する經費の著増のためであり、なほ南方政策の基地としての軍事的・經濟的施設の急速なる實現を背景にしてゐる。

さて臺灣財政の歳入には次の如き特徴が指摘されて來た。即ち、(1) 租税收入の割合が比

較的少いこと、(2) 專賣収入が特に大きいこと、(3) 專賣、鐵道、通信等各種官業は獨立の會計を有たず、内地に於ては益金のみが計上されるに對し、收支計算を経ざる總収入が一般財政收入中に繰入れられるため、これ等官業収入が實質に比し著しく巨額なものとなつて現れてゐること。(4) 專賣品が消費品で景氣の變動を受け易いため、專賣収入を財政の根幹とするは危険であり、剩餘金が比較的大であること、(5) 公債金の歳入中に占める地位小さく、年々漸減し、昭和十年度以降は新規公債をみないこと、これは軍事費その他の國家直接經費を免れてゐることと共に、財政の發展により經常收入増加のためである。主要歳入の著しい傾向として、專賣収入、官業収入等増加著しく、昭和十二年度増税の結果租稅收入も増したが、それ以前は地租中心で見るとるべきものがない。剩餘金は年々巨額に上り昭和九年度迄は全歳入中二〇%前後に及んだが十年度以降漸減、一般會計補助金及び公債金も漸減しつつある。歳出内容の傾向としては、(1) 軍事費、外交費等の國家直接經費を負擔してゐないこと、(2) 官業費及び專賣事業費が會計獨立せざるため歳出上主要位置を占めてゐること、(3) 鐵道、治水、港灣、道路等の諸事業費勸業及調査費、補助費等の産業經費が、目立つて大きいこと、(4) 昭和五年度以降公債整理基金繰入額が増加すること、同十一年度以降新に餘裕金の一般會計繰入額を計上せること、等が指摘される。臺灣財政は、早くから財政的に獨立し、他の外

地財政に比し著しく豊かな内容を有つてゐる。そして財政上の諸施設が他の外地のものに較べて比較的整備してをり、特に衛生施設がさうであること、經常收入年々増加し公債發行が漸減してをり、歳出の増加にも拘らず租稅負擔が内地に比し大いに軽いこと、比較的剩餘金に富めること等の特徴をもつてゐるが、これは臺灣經濟の發達、財政工作上の成功、内地財政經濟上の補助・保護等の致すところである。

臺灣財政の内地との關係をみるに、領臺直後の明治二十七、八年當時の臺灣の經營は、日清戰爭戦費二億圓より支出せられたのであり、當時臺灣經濟は發達幼稚で財政整はず、歳入少きに對し新植民地として治安維持、産業開發、文化施設等緊急經費が一時に要求され、ために明治二十九年度に於て同年度の臺灣歳入に對し七二%に當る約七百萬圓、同三十年度に約六百萬圓、同三十一年度に約四百萬圓の補充金を一般會計から受入れた。斯くて國內開發期の内地財政は經常收入上二十九年に約七%、三十年に約五%の負擔を加へられ、臺灣賣却論さへ起つたのであつたが、明治三十二年以降十一年を以て財政獨立を豫定し、一般會計補充金も漸減し明治四十二年度に打切ることにし、その不足財源は生産的事業は公債により、其他の經費増加は大租權による地租の增收、阿片・食鹽・樟腦・煙草等の專賣収入の増加等により補充することとし、漸次内容整備中のところ、明治三十七、八年の戦役となり、内地財政は戦費調達に追はれ、

ために豫定を繰上げて明治三十七年補充金を辭退することになり、臺灣財政は形式的には獨立したが、實質的には後年に至るまで各種の庇護を受けてゐる。斯くて初の一般會計より合計三千七百餘萬圓の補充金受入の豫定であつたが、實際には三千餘萬圓で、砂糖消費税を考慮に入れた日韓併合以來年に一千二、三百萬圓から二千萬圓まで合計三億五千萬圓の補充金を受入れて來た朝鮮に比し可成りの相違がある。なほ臺灣財政の内地依存としては内地消費の砂糖消費税受入れの事があり、大正四年迄續いた。即ち臺灣に於ける砂糖栽培は國民經濟の國策的見地に基いて行はれたのであり、國庫財政上或は補助金、獎勵金の形で、或は研究機關整備の形で、或は内地砂糖税引上げの形で育成したのであつた。砂糖消費税は最初消費地である内地財政の收入とならず、生産地である臺灣で徴收された。そのため製糖業の發達と共に臺灣財政は活況を呈した。例へば砂糖消費税は明治三十八年度には百八十六萬圓であつたが、最盛期とみられる四十三年度には一千二百一十一萬圓、總歲入の五分の一を越える割合を示し、この前後に廣汎な範圍の土木調査理蕃の諸事業の遂行を行はしめ、これ等諸繼續事業費の殆ど全部は經常收入によつて支辨しえられるに至つた。其後内地で消費される砂糖消費税を内地に移管せよとの議起り、明治四十四年から一部を、大正四年度以降全部を一般會計に納めることとなり、大正五年度の臺灣財政の砂糖消費税收入は著減した。砂糖關稅による臺灣糖業保護を別にして、

移管前に於ける砂糖消費税の中約九〇%前後は常に内地負擔に屬してゐたのであつて、内地の寄與の如何に大であつたか推定される。その他、臺灣に於ける國防費、外交費の一般會計負擔、負擔公債減債金及び恩給費の一般會計負擔等の他、砂糖關稅による臺灣糖業の保護、米穀法施行による臺灣米價吊上げ、内地關稅によるパインアップルその他特産物の保護、其等による臺灣財政收入の増大が指摘される。

昭和十七年度臺灣總督府特別會計の歲入總額は四億一千五百九十五萬餘圓で、その中官業收入が五七%、租税收入二四%と云ふ割合を示す。これは經濟界の變動の影響を直接蒙り易いが、當分此の傾向が續くであらう。租税收入は支那事變及び大東亞戰爭に伴ふ數次の増税により、昭和十七年度は同十二年度の三倍餘の激増を示してゐる。其中第七十七回帝國議會に提出された増税は、砂糖消費税、出港税、骨牌税、印紙税、通行税、入場税、特別入場税、物品税、建築税、遊興飲食税の増徴が主であり、其の金額平年度に於て約一千四百萬圓、第七十九回帝國議會に提出のものは、所得税、配當税、臨時所得税、特別法人税及び印紙税の増徴と、清涼飲料税、廣告税、馬券税の新設で、其の金額平年度に於て約一九、七二〇(千圓)である。

官業收入は上述の如く全歲入の五七%を占めてゐるが、官業收入の中心は專賣收入で理論的には寧ろ間接税に代るべきもので、專賣收入を除けば總收入に對する官業收入の比率は二六%

となる。酒及び煙草が專賣収入の主要なもので、特に煙草は專賣事業の中最も利益の大きいもので財源的に云へば今後共に最も期待しうるものである。其他樟腦及び食鹽収入があるが、前者は米國への販路が止つて収入激減した。後者は實質に於て工業鹽収入であり、年々の順調な生産の發達により収入の増加をみてゐるが尙ほ未發達である。

公債金の受入は古くから主に事業公債で赤字補填の公債を發行したことなく、昭和十七年度の公債金受入豫定額は二〇、五〇〇(千圓)であるが、その使途は鐵道建設費、鐵道改良費の一部、新高港築造費及び大甲溪開發事業に向けられ所謂資本的支出に充當する。財政極めて堅實である。十七年度豫算の繰入金は米管特別會計及び同積立金より合計一千萬圓を超える。右の中米管特別會計よりの七、七三二(千圓)は前年より米穀生産確保及び出荷促進のため、生産者に對し石當り二圓の奨勵金を交付することとなり、その経費の一部を米管特別會計より臺灣總督府特別會計へ繰入れるのである。

臺灣總督府特別會計の年出豫算は昭和十七年度には四億一千五百九十四萬七千圓の巨額に達し、事變前の二倍半以上に及んだ。その中一見最も目に立つのは財務關係費一億四千八百萬圓であるが、專賣事業の経費七千八十三萬圓を含み、更に臨時軍事費負擔、國際整理基金特別會計への繰入、第一、第二豫備金及び恩給負擔金を差引けば、残額は三百七十三萬八千圓で、專

賣事業を除けば臺灣の施設への貢献は僅少である。産業及び輸送機關に關する経費は歳出の三分の一を超えるが、時局下臺灣の南進基地としての性質から、又生産擴充の見地から當然と言ふべく、一般行政経費中最著しい膨脹を示したものは防空對策、軍事援護、南方施策等に關する経費である。昭和十七年度豫算に於ける新規事業は極力不要不急の経費を排除し時局下に於て緊急措き難きものに重點をおいて編成されたが、新規事業總額一億七千萬圓に及んだ。その内譯は、1、軍事費並に軍事と密接不可分の施設に關する経費(陸軍志願兵制度創設、鐵道輸送力強化、航空施設整備、臨時軍事費負擔、其他) 2、防空及國土防衛に關する経費(緊急防空施設整備、戰爭保險制度施行) 3、戰爭目的遂行に關する経費(臺灣工業化促進、重要資源増産) 4、食糖確保其他國民生活の安定に關する経費(米穀増産、水産物其他増産) 5、南方施策に關する経費(南方文化研究所設置、南方資源科學研究所設置、海南島及佛印企業助成、對岸に於ける教育機關の擴充、其他南支に於ける通信機關整備) 6、計畫經濟の遂行に關する経費、7、事業の増進其他既定計畫の遂行等に關する経費、8、物價騰貴に伴ひ要する経費、9、雜件に關する経費である。

一般に臺灣財政膨脹の原因としては、事變以來、特に最近南方政策遂行上國防的乃至兵站基地としての使命が重大化した爲め、これ等に關する施設の急速な整備を要したこと、これに伴ひ

臺灣の電力其の他の資源を基礎とする各種工業の勃興を必要とし政府が助成に努めたこと、帝國內唯一の熱帯地として米、砂糖其他纖維作物の重要農産物増産確保のため経費を必要としたこと、各種経済統制実施のため経費を必要としたこと、臨時軍事費特別會計への繰入金の増加、物價騰貴による経費増加を來した事、等であるが、風水害による経費支出が毎年數百萬圓から一千萬圓に及び、河川急流をなし治水工事に経費を要すること、港灣施設も荒海に直面し技術的に困難であり、衛生、教育の諸施設にも多額の支出を要する。又植民地の経済力微弱との理由で免れてゐた軍事費の負擔が支那事變勃發以來課せられることになつたのは注目すべく、財政上相當の負擔であり、補充金及び砂糖消費税の受入れにより嘗て八千六百四十一萬五千圓の内地負擔をかけた臺灣財政は既に支那事變以來一億三千七百四萬四千圓の臨時軍事費の負擔をしてゐる。なほ臺灣に於て今日公債償還殘額一億六千四十一萬八千圓あり、内地の負擔に於て臺灣の諸施設を行つて來たものと考へられるが、臺灣そのものである公債消化額も三億圓に及び内地財政への貢獻が指摘せられる。臺灣財政は將來の施設に俟つもの多く而も租稅收入以外増收は困難となるため臺灣財政の前途必ずしも樂觀を許さない。(臺灣の経済については『臺灣經濟年報』各年刊がすぐれてゐる。その経済については、高橋龜吉、『現代臺灣經濟論』の如き、吉川兼光、『現代臺灣論』日本評論、昭和一五・八月號の如き、參照に値しよう。工業化と皇民化運動とがその中心

問題である。)

臺灣の昭和十八年度豫算は歳入、經常費三三一、三七九(千圓)、臨時部一一五、二九六(千圓)、計四四六、六七五(千圓)、歳出、經常部二三五、七八九(千圓)、臨時部二一〇、八八六(千圓)計四四六、六七五(千圓)、で、皇民奉公運動強化として百一萬圓、米穀増産施設一千七百二十萬圓、初等教育義務制施行費五百四萬圓、等が計上され、石油專賣、鐵道改良で四億四千六百萬圓、及び三千萬圓の経費増加となつてゐる。

滿洲國の財政 「滿洲建國以前の財政は紊亂の極に達し、其の政策は軍閥個人が國內に覇を制せんが爲にのみ樹立せられたものであつて、人民の負擔輕重等は全く顧みられる事もなく所要の軍事費増大に應じて増稅に次ぐに増稅を以てし、併もなほ戈計不足する時は不換紙幣の濫發に依つて補充する事を常とし、ために紙幣の暴露を誘致して罪なき人民を全く塗炭の苦しみに陥入れた。此れが爲に彼の國際聯盟調査團をして、此の地に於て財政確立の萌芽をすら見出す能はずと嘆ぜしめた程であつた。爾來政府は人民の負擔を輕減し、通貨制度の確立と産業開發を急務として財政確立に努力を續けて來たが此の道程に於て吾々は三つの時期がある事を觀取出來る。即ち當初の五年間は建國の基礎工作と並行して國庫統一の方針を決定し數箇月の間は月割豫算に依つてゐたが、大同元年度より年度豫算制をとり國家財政の確立と近代化に一意

専心し、國家體制整備時代の財政策の遂行に成功した。次いで三ヶ年間は初期の建設的基礎の上に立ち、積極的なる國力増進開發時代に入り、産業開發五ヶ年計畫、開拓政策等の重要國策事業に國內國外の民間資本を誘致し、新な道に邁進せる時期であり、此れに伴ふ財政方針も積極主義を以て望む所謂合理的積極財政主義をとつたのである。

今此れを歳出の方面よりみれば各年度を通じて國防、治案の維持並びに産業開發、民力涵養に要する經費を計上したる他、康徳元年度以降に於ては治外法權、附屬地行政權撤廢に對し之が準備及び撤廢後に善處し得る相當額を計上し、他方、歳入は康徳四年度以降に於ける積極主義に不安なからしめ、同時に非常時局に對處し得べき伸張を圖り、新稅の創設、專賣制度の擴充等を行つて來た。即ち建國當時暫行的に踏襲せし田租制度は各省の政治的な獨立性に基き、不統一、且つ不合理を極めた爲、政府は民福、社會乃至産業的政策の見地より稅制度の全國的統一、租稅體系の合理化を企圖し、之が實施方法としては漸進的改革により一面稅收確保を期して、徵稅機關の整備統一に力をそゞぎ、改善の實を擧げて來た。一方地方稅に於ては國稅との合理的な關聯を考慮に入れて、根本方針として國稅附加稅を以てする事に決定した。内國稅に關しては、既に酒稅水稅營業稅其他に對し此れが統一を完了し、負擔過重なる稅種は此れを改廢して直接稅中心主義への轉換を企圖した。次に日本の好意的な治外法權撤廢に先立つて康

徳三年六月十日、第一次改革として日滿兩國間の取決めにより日本國臣民が滿洲國の課稅、産業等に關する行政令に服務する事になり、越えて同四年十二月の治外法權の全面的撤廢實施により租稅體系を調整強化し、其の負擔のバランスを圖る立場より、勤勞所得稅、自由職業稅、家屋稅の新設をみたのであるが、更に省地方費稅法の公布による省財政の基礎を強化するに至り、茲に一應、一般的改善の實を擧げた。又現在、專賣制には阿片、鹽、マッチ、石油類、小麦粉、アルコール等の專賣があり、關稅には輸入稅、輸出稅、轉國稅、噸稅等があり、何れも夫々滿洲國の財政上、經濟上重要部門を構成してゐる事は言を俟つ迄もない。

斯くして、滿洲國は世界列強に比し安定通貨主義並に健全財政主義の徹底を期する事を得たのである。が、更に支那事變の勃發するや其の長期化に伴ふ國際情勢の變化に對處すべく、積極的財政主義に對し重點主義と節用主義に基き再檢討を加ふる段階に到達した。即ち第三期に於ては、歐洲戰爭の勃發と支那事變の長期化に伴ひ各部門に互る打撃が甚大なりし爲に、産業開發五ヶ年計畫を始め、各種の建設事業が日滿物動計畫と併行して重點主義運營方針に再檢討を加へられ來つた事も東亞經濟ブロックの確立が一層の進展を期待されるに至つた。併して日獨伊三國同盟條約の締結後、東亞經濟アウタルキー確立要請の緊迫化は從來の財政方針に更に一層の檢討を加へて所謂高度重點主義と徹底せる節用主義を二大基調とする健全財政主義に依

る他はなくなつた。

今、康徳八年度に於ける豫算を試みに擧げて見るに概括的に云へば前記の二大主義を基調とせる極度の緊縮豫算である事は、明確にかゞひ知る事が出来るが、純計に於てみれば歳入純計は一七億九二萬圓で前年度に比し六、二六八萬圓増で約三・七%、歳出純計は一七億九二萬圓で前年度に比し六千百萬圓増で同じく約三・七%の増加に過ぎない事になる。之を建國以來の國家財政の平均膨脹率約三〇%に比較し、尙此れを強力なる諸國策事業の遂行を期待する時局の要望と物價の現勢に對比して考へるならば、正に劃期的緊縮財政とも云ふべきであらう。が、國家財政の枠を何故此の様に強力に壓縮せねばならぬか、其れは述べるまでもなく戰時經濟の進展に伴ひ國際情勢の急轉換による物資、資金、勞力等の緊迫化に應じインフレーションの悪性化が懸念され、今日巨大な購買力を持つ國家財政の緊縮は、凡ゆる物價金融對策の根幹をなすものと云へるが爲である。また財政其れ自體を中心として考へても國民經濟の均衡を失はしめる様な財政需要は其れ自體其の圓滑なる執行を阻害される事は當然である。併しなから八、九年度を通じてみた豫算は量的には相當の緊縮豫算であるに拘らず、質的には高度の重點形式に依り時局に對處し國家の眞に強行すべき諸施策は完全に遂行出來得る様に編成されたものである事を忘却してはならない。

康徳九年大東亞戰爭勃發するや滿洲國また日本と共に米英に戰を宣し、東亞自給經濟建設の據點としての地位を益々明確化し、(一)國防力の充實、(二)生産力の擴充を中心とする高度國防國家體制の急速なる確立、(三)國民生活の安定確保を目指して今や産業各部門の全機能擧げ、財政面の確立と相俟つて明日への戰ひに萬全を期してゐる」

(西尾忠良、滿洲國の財政概論 實業之世界 第三九卷第一〇號、滿洲國の財政については、滿洲帝國經濟全集五「租稅篇前篇」が詳しい。アジア問題講座・第四卷には「滿洲國の財政及び財政政策」の項がある。稍々舊い。東洋經濟新報社の「日本經濟年報」も建國以來その經濟及び財政狀態の報告をしてゐる。その他雜誌「滿洲經濟」があり、藤原泰「滿洲國統制經濟論」、近藤康男「滿洲農業經濟論」シユムペーター「日滿産業構造論」堀經夫氏のもの、滿洲國通信社編「滿洲國現勢」等が比較的最近のものであるが、何等かの参考とならう。)

今、雜誌・エコノミスト第二十年第二十八號によつて稍々立ち入つて述べれば、

滿洲國は十年の歴史を経てゐるに過ぎないが、この間に第一次五ヶ年計畫を所期の目的をもつて完了し、この實績を基礎に今や第二次五ヶ年計畫の實施期に入つてゐる。而も第一次計畫が惡條件の下で可成りの成果を收めたことは大きな功績である。これを財政について見るに、五ヶ年計畫の實施を轉機に、財政活動は全く飛躍的な發展をとげ、そのテンポの急なることに

於て日本を遙かに凌駕するものがある。然し半面日淺いに拘らず飛躍的發展を遂げ、かつさうせねばならなかつただけに、日本の絶大な援助があつたとはいへ、滿洲國の財政に多くの困難が横つてゐた。蓋し、産業開發或は企業經營に關する限り、方針として修正資本主義的統制の立場をとり、軍事的考慮から指導された獨立體制への方向をとつた。然し滿洲國經濟の基礎自體未だ資本主義化されるところ少いため、蓄積資金を多く持つてゐない。また民度が低い上に民籍の確立が出来てゐないので、所得に應じた課税も出来ない。従つて確固たる税源がない。斯かる譯で滿洲國の財政には多くの困難があつた。特に産業開發五ヶ年計畫の實施と支那事變の勃發とは、滿洲國の財政をして單に對日依存のみに終始することを許さなくなつた。資金の過半は特殊會社の手を通じて提供されつゝある。然し滿洲國政府の直接投資の形でこれに參與するものも多く、特に昭和十二年末滿洲重工業開發會社の設立以來、滿洲國の直接投資が急増して來た。而もこの政府負擔の膨脹の相當部分は日貨公債の發行を通じて日本に依存して來たのである。他面經費の急増に對して、歳入機構、就中租稅體系が急速に步調を合すことが出來ず、經濟活動の旺盛化の中に在り乍ら、十分な歳入を擧げることが出來ない状態にある。斯くして財政膨脹は日本に於けるよりも遙かにインフレーションを促進せしめる強い力となつて來た。そこで康徳七年に七年度起債額を抑制したのを手初めに、財政膨脹の整理に乗り出し、増

税と新税の創設によつて財政の健全化を圖つてゐる。康徳八年度、九年度の財政の編成に於てはその健全化の跡がうかがはれる。

滿洲國の會計も一般會計と特別會計とに別れてゐる。然し近年の膨脹は特別會計に於て著しい。歳出豫算は第一表の如くであるが、先づ一般會計歳出について見るに、累年増加を辿り、所管別に見ると第二表の如く、特に絶對額が大きく而も膨脹の急激なのは總務廳、治安部の兩者並びに産業部、經濟部の經濟關係廳である。而もこれ等四部門は七年度以降増大してゐる。これは康徳七年度の豫算査定に當つて總務廳主計處が指針とした要件、即ち(1)日滿共同防衛上、不可缺の施設強化、(2)産業五ヶ年計畫の積極的遂行、(3)北邊振興策年次計畫の遂行、(4)開拓政策の劃期的實現、(5)民政の安定並びに向上、(6)行政費の地方滲透力強化、を反映したものに他ならない。これを四部門別に見ると、治安部では軍事費、警備費等直接間接の國防強化に要する經費、總務廳では北邊振興特別會計への繰入れ、産業部及び經濟部では五ヶ年計畫の遂行、移民の擴大強化及び諸戰時統制に伴ふ經費等の増加となつて現れてゐる。

次で康徳八年度に於ては、豫算編成方針は生産力擴充及び國民生活安定のため不可缺なる物資の確保、及び増産修正五ヶ年計畫に基づく各年次項計畫に對し積極的是正を加へ、これが完

遂を期すといふ點に置かれ、從來の膨脹政策から壓縮政策へ轉換された。而も重點主義と節用主義に基づく政策に換へられた。これを一般會計について見ると、總務廳の歳出が二千四百萬圓を減少してゐるに拘らず、治安部が四千萬圓、興農部が二千六百萬圓、經濟部が二千二百萬圓の増加となつてゐる。特に治安部の増額が注目される。治安部に於ては、經常部で軍事費が約一千萬圓、鐵路警備費が三百萬圓ほど増加し、臨時部で部隊充備費が一千二百五十萬圓増加した。その上國境警備費の三千五百萬圓が新規に計上されたため、軍政費、築城費、資材整備費等の減少に拘らず、結局全體として差引四千萬圓の巨額の増加を來してゐる。

康德九年度の豫算編成方針は八年度の方針を全く踏襲した。健全財政の方針をとつた許りでなく、特色として「大東亞戰爭に對處して日本に對する物資供給の増強による積極的援助と、一面國內物資の節減により對日期待物資の自給體制を確立、側面的に日本を援助する」との方針がとられた。従つて歳出に於ては、日滿一體の高度國防國家體制の完備、生産力の擴充、開拓政策、勞務對策、國民生活の安定に重點を置き、他方重點以外のものは極度に壓縮し、對日供給について十分の弾力性を附與された。その重點經費の内容については次の七つが擧げられる。(1) 國防諸施設の整備、(2) 生産力擴充については前年度より五〇%増の經費をあて、特に對日供給の積極化の要請に應ずる體制を整へた。そしてその内容は農産物、鐵、石炭、非

鐵金屬等の重點的増産にある。(3) 開拓政策を既定通り遂行し、食糧増産の獲得に努めるため、既定の年次計畫をそのまま進める。(4) 國境開發計畫を一般會計に入れて、地域も廣く政策の滲透を遺憾なからしめた。(5) 勞務對策に重點を置き、約二百萬圓の經費を新規に要求し、勞働者の福祉を圖つた。(6) 生産擴充による生活必需物資以外の價格統制及び配給統制を行ふ等民生安定に資する經費について考慮を拂つた。(7) 人件費の増額は治安維持等時局柄早急を要するもの以外は容認せず、機構整備或は既定定員の能率化により人員不足を補ふやうに圖つた。

斯かる方針に基づく豫算編成を一般會計歳出について見ると、各部何れも増加を示し、總務廳六千萬圓、治安部一千五百萬圓、交通部四千九百萬圓、經濟部三千萬圓、興農部一千萬圓の増加からなつてゐる。特に總務廳に「特別の準備金」を相當に保留することになつたのは、實際情勢の推移により臨機の處置をとり得るやう財政上に高度の弾力性を與へたものであつて、注目に値する。また投資特別會計と照合して見ると、投資特別會計の減少に對して、一般會計の經濟部、興農部、の増加してゐるのは、國家の投資を極力壓縮して、地方重要産業に對する經費を増加したことを示す。九年度歳出豫算の一つの特徴である。これは無論重點主義の徹底を示すものである。なほ豫算面に於ける所管事項は屢々變更されたが、康德八年度から所管事

項が次の如く變更されてゐる。即ち從來の産業部は七年七月一日から興農部と改められ所管事項も變更された。鑛業部門乃至一般工業部面に關する監督行政を經濟部に移管し、經濟部の所管となつてゐた興農合作社等を吸収し、また治安部より馬政關係のものを吸収した。また經濟部にも前記産業部鑛業部門乃至一般工業部面の監督行政を移管した他、産業部から産業獎勵費、特別發明局費、柞蠶纖維検査所費、技術官養成及び訓練費をも移管した。

豫算の増大は特別會計に於てさらに急激である。これは康徳元年度に十三、同十四年度に十六に止まつた特別會計の數が七年度には二十六を數へ今日に至つてゐる。元來特別會計は一般會計からの分離獨立の結果に他ならぬ。従つて單なる所管經費移轉に過ぎぬものが多い。然しその歳出額は康徳五年度以降急激に増加してゐる。而も康徳七年度からは北邊振興、開拓事業及び内國開拓民助成事業等の特別會計が設置された。また軍需品、軍需廠等の軍關係の會計、國有林事業、水力發電事業、理水事業、大東港建設事業等の如き開發關係特別會計の膨脹乃至新設も加つた。さらに專賣作業會計に於ても康徳七年度から小麥粉專賣制が實施された爲め、小麥の購買費及び作業費が新に加つた。斯くて七年度には一舉に三億三千五百八萬圓の歳出を計上してゐる。

この特別會計中最も多額を占めるものは國債金特別會計で、次いで大きいのは投資特別會計である。前者はそれ自體は何等の事業を經營せず、専ら國債發行の事務並びに他會計への資金の供給を行ふ所謂資金會計である。特別會計相互間及び一般會計との資金の出入を行つてゐる。國債整理基金特別會計、鐵路國債特別會計、地方財政調整資金特別會計、政府職員共濟特別會計なども資金會計である。

七年度の國債金特別會計の歳出を見ると五億六百八十八萬圓である。内七千五百萬圓は一般會計へ繰入れられ、残りの四億三千一百八十八萬圓が各特別會計の財源となつてゐる。即ち二億圓が投資特別會計、七千七百萬圓が開拓事業特別會計、六千三百萬圓が北邊振興特別會計、三千二百萬圓が水力電氣事業特別會計に繰入れられてゐる。斯くて康徳六年度の公債發行額は一般、特別兩會計を通じて、五億六百八十八萬圓となつてゐる。八年度に於ては三億八千六百萬圓に、七年度より一億二千一百萬圓を減じてゐる。これは財政健全化を圖らうとする努力の現れである。従つて一般會計への繰入金は六千萬圓、前年度より一千五百萬圓減じた。投資特別會計その他の特別會計への繰入れは三億二千六百萬圓、前年度より一億六百萬圓の減少となつてゐる。さらに九年度に於ては一般會計の増加に對して、特別會計は約一億圓の減少を示してゐる。これは從來特別會計であつた北邊振興會計が一般會計の邊境開發計畫に編入されたこと、及び國都建設會計が新京特別市に移管されたのである。さらに投資會計、國有林事業、專

賣作業等の諸事業費が削減されてゐる。これは重點主義徹底の現れである。

投資特別會計を見ると、この會計は云ふまでもなく滿洲國內の特殊會社、準特殊會社に對する融資に關する資金の運用管理を行ふ特別會計で、康徳元年度に創設された。特に康徳四年の暮滿洲重工業開發會社の設立によつて重要性を加へて來た。八年度には前年度より三千二百萬圓減少してゐるが、これは重點主義による産業開發計畫の壓縮による。さらに九年度に於ても削減されてゐる。なほ北邊振興特別會計は七年度に、新設され、北滿の國防背後地建設を行ふ目的を有つたものである。この會計の歳入は開拓事業特別會計と共にすべて國債で賄はれた。たゞ九年度に北邊振興特別會計が一般會計に編入されたため、この振興特別會計は九年からなくなつてゐる。内國開拓助成事業特別會計は開拓による原住民の移住に關するもの、水力電氣建設事業特別會計は康徳四年度に始められたものである。松花江及び鏡泊湖の水力電氣建設を行ふためのものであり、大東港建設事業特別會計も鴨綠港下流に一大港灣を建設する資産を管理する。

滿洲國の租稅制度が十分確立してゐないことは右の如くであるが、建國以來數回に互つて整理統一が行はれた。時間的に見ると、(1) 建國年度より大同二年迄の蔣政權下稅制の應急的整理期(租稅負擔の調整、徵稅機關の確立) (2) 康徳元年度より同二年度迄の第一次整備期

(地方財政の統一、簡單合理的な租稅體系の樹立) (3) 康徳三年度より四年度迄の第二次整備期(中央・地方を通ずる稅制の有機的調整、これに基く國民負擔の綜合的均衡化)の三つに分けられる。斯かる経過を経て今日の收益稅に重點を置く稅制が出来上つた。然し間接稅中心たる點は否定出来ない。七年度を見ると總稅收入の中、關稅が五三・一%内國稅は稅收入の半分にも達しない。而も内國稅の中でも收益稅はその半分以下で總稅收入の二一・六%、残りが消費稅二三・二%、流通稅二・一%となつてゐる。従つて關稅を流通稅とすれば消費稅と合せて間接稅は總稅收入の八八・四%に達してゐる。かやうな租稅制度であるが、この間接稅と新稅の創設によつて財政の健全化を目指して來てゐることは言ふ迄もない。例へば康徳六年度には法人營業稅、捲菸稅及び酒稅の増徴を行ひ、七年度には遊興飲食稅の創設、法人稅及び捲菸稅の改正増徴を行つてゐる。八年度には事業所得稅、砂糖稅を新設し、他方酒稅の増徴を行つてゐる。さらに八年八、九月に特別賣錢稅、家屋稅、從量稅の改正、通行稅の新設を行ひ、續いて十一月には、資本所得稅、法人所得稅、油肥稅を新設してゐる。そして九年度に於ては内國稅を重視して經常歳入中で内國稅六〇%、關稅二〇%の比率を目標に、内國稅の増徴に努めることになつた。

斯くて前年度に續く稅制改革の一環として、康徳十年度以降の財政收入を増加させ、民間購

買力を吸収し、國民負擔の均衡を圖る目的で、康徳十年（昭和十八年）度一億二千八百萬圓、平年度一億三千三百萬圓の増徴を行ふことになつた。即ち消費税を中心として増徴し、清涼飲料税を創設、酒税及び特別賣錢税（遊興、飲食、宿泊、入場等の料金について）の増徴、國內に於て營業として行ふ取引一般に課せられる交易税の創設、勤勞所得税は他の直接税との負擔の均衡をはかり、徵税の合理化を行ひ、國税の増徴に伴ひ國税の地方分與率及び附加税率の引下げを行ふことをなした。公債は康徳六年の五億七百萬圓以後康徳九年四億三千二百萬圓となつてゐる。北方防備及び食糧基地として財政は膨脹するであらうが消費税が支柱であり、物價政策が重要な役割を占めてゐる。治安の維持と共に重工業から生活必需品の配給に到る資本の獨占的傾向、わけでも封建的な商業資本を農業部面から除いて、産業資本、土地制度を確立することが當面の課題である。滿洲國の有する豊富な資源力による積極的對日寄與と對日物資依存を最少限度に止め所要物資を國內の生産にまつことが、經濟政策の大きな眼目であることは言ふまでもない。

中華民國の財政 從來、支那の財政といふと國民政府の財政たる中央財政だけを云つたのであるが、支那社會の封建的性質からみて中央財政は決して支那全體の財政を表してゐるものではない。地方財政と云つても信據するに足る資料がないけれど、支那の財政をみて氣づかれる

のはその著しい地方割據性である。即ち中央の財政權の地方に及ぶ範圍極めて小さく、各地方團體は夫々獨自の方針によりその財政を行つてゐるので、近年形式的な豫算を中央に送るに至つたとはいへこの豫算が如何に實施せられたか等については一切發表をみない。

支那の中央財政が甚しい困難に面するに至つたのは清朝末年からで、清朝當時は中央の度支部が形式上全國の財政を總攬することになつてゐたけれど實際には地方財政は殆どその自治的處理に委ねられてをり、各省は中央から指定された一定の貢賦を中央に送るを以て足りてゐた。中央政府はこの貢賦で皇帝及び中央諸官衙の支出を賄ふに止まり、而も貢賦の額は殆ど明代のものを踏襲してゐて毎年の支出も大體限られてゐた。支出は當面の急に應ずるを主眼とし緩急に應じ順次支辨し、國庫缺乏すれば重要事業も繰延べる次第で毎年約七、八千萬兩に安定し、時には數百萬兩の剩餘を有した。然し阿片戰爭後は此の消極的な財政の安定を動搖し、外國商品品の侵入、家内工業の崩壞、地方送金の激減、外債の累積により破局に面した。民國革命後は地方の權力益々強大化し、中央と地方との財政的關聯は極端に稀薄化した。國民政府樹立後も右の財政難は去らず、民族資本發展の助長、育成を使命とするため、對外的摩擦の増大國內軍閥及び共產軍の討伐により、支出は膨脹し、一方關稅收入は減少したので公債を募集せざるを得なかつたが、その結果は公債元利の支拂が増大し、債務費の増大を免れるため更に巨額の内

債を發行すると云ふ風であつた。

官制上からは中央に「財政部」があつて全國の財政を總管し、地方各省には「財政廳」をおき、中央の派遣官たる財政廳長が省内一切の財政を管掌する。財政部は行政院の一機關であり、二署（關務署、稅務署）六司（總務司、鹽務司、賦稅司、公債司、國庫司、錢幣司）一處（會計處）に分れる。地方財政官廳としては財政廳と共に財政局があり特別市や縣の財政を取扱ふ。その他地方の中央收入管掌役として、財政特派員、海常關監督、鹽務管理局、官產沙田事務局、鹽稅專員、稅務局等、また中央財政監督官廳としては審計部、主計處等がある。會計年度は毎年七月一日に始まり六月三十日に終る。豫算は六月末日に確定發表されるが決算は杜撰で會計年度終了後二年或は三年して初めて發表される。豫算については一九三二年九月廿四日公布の豫算法がある。豫算表に於て注意すべきは租稅收入中に國有財產收入、國有事業收入、行政收入、國有事業純益、地方政府益金その他の收入を掲げてゐることで、租稅收入を純粹の稅收入に限定すると地租收入を缺くことが目につくが、これは賦（地租）が地方政府に委讓されてゐるためである。次ぎに租稅收入が全收入の八三・八九%を占め、この租稅收入の九六%以上、歳入總額の八〇%以上が關稅、鹽稅、統稅等の間接稅によつて占められ、歳出中の著しいのは軍務費及び債務費で合計七二%弱を占めてゐる。（一九三七年度豫算による）歳出の主要項目は黨務

費（二・七%）國務費（一・七%）軍務費（三九・二%）債務費（三二・四五%）財務費（約七%）教育文化費（四・二九%）補助費（三・一%）蒙藏費（〇・二%）建設費（七%）であるが、歳入の主要項目は關稅であつて、その地位は次第に減退して來て民國廿一年度四八%以後三七%に迄低下した。然し他の諸收入が著しく不正確なので數字面に現れるより現實に大きな地位を占める。國民政府は關稅自主權をもつて以來數次の關稅引上げを行つたが國內に於て外國資本の自由な企業活動をみる場合、保護關稅たるよりは寧ろ財政關稅たるものである。それは輸入稅、輸出稅、轉口稅（沿岸貿易稅）噸稅、救災附加稅、海關附加稅から成るが、その中輸入稅及び同附加稅は數年前から金單位を以て徵收して來た、従つて支那對外爲替低落の場合「元」單位換算の輸入稅は増加する。然し關稅收入の大部分（約三分の二）は優先的に内外債の擔保に提供され殘餘が中央財政の收入となる。歳入中約三・六九%を占める。鹽稅は歳入總額の二二・八%を占め關稅に次ぐ重要財源で、嘗ては事實上地方收入となつてゐたものであるが、民國二年前後大借款の擔保となつて以來、中央收入として重要なものになつた。鹽の販賣は世襲的獨占制度によつてゐるため種々の弊害を醸してゐる。鹽稅が外債擔保となつてゐた關係から一九二八年迄は支那の鹽稅機關は列國にその實權が握られてゐたが、一九二九年自らの手に收めることに成功した。外人企業を含めて國內で製造するか又外國から輸入する綿絲、

燐寸、セメント、喫煙草、紙巻煙草、小麥粉、ウオッカ、サイダー、麥酒、及び洋酒に課せられる國稅を統稅と云ふが、これを課せられた商品は爾後各省への移入に際し何等の稅も課せられないことになつてをり嘗ての釐金制度の撤廢を條件に生れたもので、歲入總額の一七・五%を占める。その他、菸酒稅（煙草酒稅）印花稅（印紙稅）交易所稅（取引所稅）銀行稅（兌換券發行稅）所得稅、遺產稅、礦稅等があるがその比重は小さい。別に官產及び官業收入、と地方政府よりの送金である協款收入とがある。古來支那に於ける國家收入は賦役であつた。賦は田賦で今日の地租に當り、役は力役で後世の人頭稅に當る。その後社會經濟の發達につれ賦が多種類になつた。清朝末以來中央の權力衰へると共に田賦その他の直接稅は地方收入となり、中央には關稅以下間接稅が残され、中央財政は國民經濟から遊離し消費稅を増徴して民衆の租稅負擔を不公平にして膨脹した。地方稅制は名稱の混亂、稅率の不統一、附加稅の苛酷等により著しい。かつ支那の徵稅制度は徵稅官署を設けてゐるにも拘らず實際には官吏或は團體、個人等に一定の稅額を請負はしむる包辦制度が行はれ弊害が多い。斯くて財務費が中央に於て稅收入の九・五%、省に於て九・七%、縣に於て四%を占める。（一九三五—六年）。中央の租稅は間接稅に、地方稅は田賦及び同附加稅にその過半が依存し、後者は結局小作人に轉嫁される故、中央・地方を通じ直接小生産者に負擔が主としてかゝつてゐる。

地方財政 ——中央財政と地方財政との關係で注目すべきは中央財政の地方依存の性質的內容が殆ど間接稅のみに限られ、他の地租、營業稅の如き直接稅による聯關が極めて稀薄なことであり、封建的な支那財政の特徴をなしてゐる。地方財政は省財政、縣財政及び市財政に分ちうるが何れも混亂且つ窮迫してゐる。民國以後軍閥割據により中央・地方が分離したため、豫算も北京政府時代民國二、三、五、八、十四の各年度に發表されたのみ、南京政府樹立後も民國十六、十七、十八、十九の各年度には二、三の各省を除き他は豫算或は收支の統計を缺如し、二十年以降に豫算提出漸く多きを加へたが、會計年度を一、二年經過して提出されたもので全く形式的な數字である。縣市の財政に至つては民國廿四年（一九三五年）以前には上海・青島・南京・北平の四直轄市を除いて殆ど豫算の發表がなかつた。民國廿三年四月第二次財政會議以後督促の結果翌年九月中旬迄に豫算を提出せるもの七百廿二縣、全國總數の三七・一%に過ぎなかつた。勿論國民政府の權力増大と共に地方財政もその全貌を明かにして來たが、各省の經濟狀態の甚しい不均等性のため未だに各省縣市財政狀態は不明である。省の歲入で主なるものは田賦及び營業稅で、他に契稅（土地家屋の賣買賃入に對する登録稅）房稅（家屋稅）船捐（船舶稅）等の稅收と財産收入、營業收入、行政收入等がある。各省とも相當額の中央補助金收入をえてゐるが、中央には斯かる餘裕はない筈である。臨時歲入として田賦收入を掲げてゐる省も

少からず、これは附加税の形式で徴収するものと考へられるが、縣に於て多額に徴収してゐる故農民の負擔は一層大であらう。歳出では政務費に屬すべき行政・司法・公安・財務の四項目が全體の四割前後を占めてゐる。公安費は事實上の軍務であらう故軍務費の重壓と、また省が司法費を負擔するところに中國の封建性が示されてゐる。

關稅——支那の關稅は國境關稅のみならず各省間の内國關稅もあり、その種類も輸出入税の他、移出入税、コムニケーションツクス 抵代税（各種内地税を免除するため海關にて課税するもの）常關稅及び釐金（貨物の内國通過税）等があつた。その中輸出入税を除いて全部内國關稅であり、特に釐金の如きは各地夫々自由であつたので商品の國內流通が阻碍されること甚しかつた。各國は關稅自主權を奪つたけれどその經濟的進出は海口地方に制限され支那土着資本も海岸地方を侵略され奥地に進出する必要を感じたのと關稅政策による幼稚產業保護の必要のために關稅制度の改革が問題となり、それが軌道に乗り出したのは一九二五—六年の北京の支那關稅特別會議以後で、そこで列國は支那の關稅自主權を承認し、一九二九年一月一日を以て支那の國定稅率法を施行することに同意したが、その代り支那は、同じ日までに釐金廢止を實行することになつた。そして幾多の經過を経て一九三一年一月一日に至り移出税以外悉く廢止され同時に關稅自主權の回復となつた。

從來の支那輸出入税は協定稅率に基き奢侈品・必需品一律に従價五分で、國境貿易に對しては減免の特典あり支那の産業資本にとつて大きな制約であつたが、自主權回復後の關稅率は次第に引上げられ、輕工業部門助長のため日本商品に對する高率關稅が實現された。然し關稅は主として關稅率の引上か輸入貿易額増加により財政關稅として機能した。然し原料輸出、工業品輸入により工業化を圖ることが國際經濟上支那に與へられた役割である以上、關稅率の引上げには限度があり、その工業化自體が海外からの輸入なしには不可能である。従つて關稅引上げよりは輸入貿易を圖ることによつて增收を圖らねばならないわけである。事變發生により支那海關收入は累年減少を示してゐる。事變以來北支及び中支の諸海關は日本の接收するところとなり、同時に部分的稅率の改正を行つたが、維新政府の設立と共に輸入稅率に大改正が施された。それは大體一九三〇年十二月公布の支那國定制をメートル制に換算したものであつた。關稅率の引下げは日本商品に有利であるが民族資本が出口を塞がれて内地に發達する傾きがある。

公債——支那の開國は外からの壓迫により強行されたため急速な近代施設化のため民間からの借入金よりは組織的な外國資本の援助を乞はねばならなかつた。斯くて外資借用時代に始まり、日清戰爭、拳匪事件を経て愈々巨額の外債を負ふに至つたが、歐洲大戰の始まると同時に

列國の對支資本輸出は停滯し、國內の民族資本も銀行資本の形態で充實し公債政策は内債へと變つた。然し當時の内債額はさしたるものでなかつた。一九三二年に入つて支那の經濟は恐慌に襲はれたが、政府と銀行資本とのタイアップは公債を媒介として益々緊密にし、財政不安を公債收入によつて賄ふこととなつた。即ち政府の經濟政策その他すべての政治活動は銀行資本の意圖を體してのみ決定せられたのであり、銀行は公債處理によつて益々蓄積を高めた。外債は米國棉麥借款があつたのみで、從來の外債は次第に整理されていつた。内債發行主義は一九三五年迄續いたが支那經濟の破局の進行により關稅收入の不足その他から公債發行は行詰りを來した。一九三六年二月内債の強制借款が斷行されたが、これを契機に公債政策は再び外國借款へ轉換した。政府の低金利政策は銀行の高利貸性と一致しなくなつた。その代り銀行資本には農村金融による年二割の高利が約束されてゐた。

支那の内債は財政部所管のみで一九三七年一月現在廿七億九百五萬元、鐵道部、交通部、建設委員會等の所管にかゝる内債一億七千萬圓、これ等の大部分は銀行の獨占的引受發行によるもので、財政基礎の不確實、政情の不安等は銀行に巨大な利益を約束するがそれだけ政府の手取は少くなる。國民政府成立當初より七ヶ年間の公債發行額は十一億三千萬元、政府が現實に收得せるものはその五七%といはれる。民族資本は産業資本の發達を伴はず銀行資本として公

債を引受けることにより跛行的に貨幣資本を蓄積した。内債の償還も外債と同じく政府重要稅收入により支拂が保證されてゐる。外債は支那の半植民地性を形成する重要要素であるが、これも財政部所管、鐵道部所管があり、貸付國は英・米・日・佛・獨・白・和蘭の諸國に互る。關稅・鹽稅その他を擔保とする。その他鐵道借款がある。(小林幾次郎、支那の財政・稅制・關稅アジア問題講座・第六卷、なほ地方財政については長野敏一、『支那の地方財政』昭和十七年、生活社がある。)

(一) 財政の統一と整理 國府還都後、財政當局は積極的に全國財政の統一整理に力を入れ、關稅、鹽稅、統稅等均しく軌道に乗つて、財政收入は毎月遞増を來してゐる。關稅五二・五九%、鹽稅五・二六%統稅二六・二九%特稅(貨物内地通過稅)四・七三%所得稅、〇・五三%その他一〇・六〇%、六月には湖南、湖北、江西財政整理委員會が設けられ、三省財政は統一されて來た。廣東方面は省政府成立當初は中央に補助を求めたが、稅制整理され基礎確定し建設復興事業にかゝつてゐる。

(二) 豫算制度の確立 中央政治會議にかけて先づ豫算を整理改定の上に、制度を確立した。經常・臨時共收支は事業の整理・發展に伴ひ増加することあるも年度豫算は未だ規定を易へず、三ヶ月、半年毎に假豫算を設け、毎月財政部より概算を詳細列舉して中央政治會議の審

議決定後執行することを定めた。戦前、中央及び地方豫算の審査は往々豫算・決算を同時に提出し數ヶ月、一年二年遅れるものあり、重要財政支出は多く既成事實と化した後に合法的追認を求め風があつたが、現在では人民の負擔増加、國庫の流用には少額のものも必ず審議を経て實行することになつてゐる。なほ國民政府は監察院官吏に督令して官吏の食糧買占を嚴重に處分を命じ、重ねて公務員に對し商業を兼務するを得ざることを申渡したので、官吏の職務執行の公明が期待される。

(三) 事業費の重點主義 過去の財政運用上の缺點の尤なるものは屋上屋を架する機關多く、冗員冗費多く事業費が縮小されたことであつた。新施政方針は行政費を出来るだけ削減し、事業費を可及的大ならしめるに努めてゐる。總豫算は、行政費八・五%、文化教育宣傳社會等事業費六・五%、經濟建設費其他事業費及び豫備費三一・四%、軍務費二八・一%、治安費二五・五%、に配分される。

(四) 苛酷雜稅の廢止 行政院頒布令により苛酷なる雜稅の廢止方を南北各省に通告し、遵法處理せしめて凡そ民衆の負擔輕減となるものに對しては努力を惜まない。重慶側は増稅に次ぐに増稅で、私有資産を調査して沒收し、印紙稅は五割増、煙草、酒稅も五割増、土地產物搬出稅、戰時營業稅、通行稅、平糶救濟(米價騰貴すれば政府は倉廩を開き價を平かにして官

米を賣出して市價を調節す) 運送費附加稅があり、金華縣では戸口毎に食糧を、麗水縣では戸口毎に食鹽を支給してゐる。物價の騰貴が著しい。(『創造』臨時増刊號、「正統國民政府の全貌」因みに「躍進蒙疆の全貌」號に長谷川光太郎「蒙疆政府の財政」あり。)

國民政府の財政は大東亞戰爭以來戦前全稅收入の三、四割を占めてゐた關稅が激減して二割を占めてゐた統稅が之に代り關稅臨時附加稅の徵收、桐油、茶葉、豚毛、鷲毛等に臨時稅をかけて増收を圖つてゐるが關稅は共榮圈内貿易の規定により限度がある。而して大東亞戰勃發以來「同甘共苦、後方保衛」の標語を以て和平地區民衆に呼び掛ける一方、新國民運動を展開、對日協力體制を整備し來つたが、まづ和平地區の治安維持のために、軍隊、保安隊、警察隊の増強が必要で、軍事機構の改革と共に軍事費、警察費に對する財政的基礎を確立しなければならぬ。また五院十部制の國府の行政機構の改革とこれに基づく中央・地方の財政確立が必要になつてくる。「日本側としては財政確立のために關稅、鹽稅、調整料、日本人に對する課稅權の問題につき國府の收入増加に全面協力を進める必要が」あり、「地方財政の獨立についても日本側としては清郷工作地區を擴大し、省政府、縣政府の地方稅(田賦その他雜稅)増收に協力し、中央よりの補給金を受けない自治財政を確立しなければならぬ。」(朝日新聞一八・一・二)と云はれてゐる。財政部長兼儲備銀行總裁である周佛海は一九四三年度につき、公債を發

行せず増税の方針であると述べたが、大東亞戦争への参加により財政は膨脹するであらう。備備券の整備と共に中國の民族資本と我國の資本、技術、經濟力を合作して、大陸の資源開發、産業復興、新舊敵産の處理を效果的に促進せしめ、軍用物資の生産力擴充、民生物資の増産を確保し、大東亞戦下に兵站基地として重任を全からしめることが經濟合作の窮極目標でなければならぬが、支那經濟社會の封建性につき十分の理解を以て日本側收買價格の格安が農民をして高價格の地場工場へ賣却せしめ、自家生産へ走らしめること等のなきやう、又都市經濟と農村經濟との聯絡に十分留意されなければならない。交易、收買、配給の諸過程に新しい工夫が必要である。(文献として、曾我部靜雄、穗積文雄兩氏の「支那經濟史」地理歴史大系・第八卷。柏井象雄、『近代支那財政史』、矢野仁一、『支那の社會と經濟』、『支那問題辭典』中の「關稅」「國債」「財政」の項、等は参照に値する。杏水勇、國府財政の發展、科學主義工業一九四三・七あり。)

植民地財政 東亞共榮圈について述べたが、我々は大鹽龜雄『各國植民史及び植民地の研究』第十三章「日本の植民」の項の如きについて學ぶ必要がある、これに關聯し植民地財政について我國の植民政策學者によつて大體を記すなら、植民地は本國に對し特殊統治地域であるから植民地財政は地方財政とは性質を異にし寧ろ國家財政に似てをり、當該國財政上の諸般の問題を包括し、植民地中央財政、地方財政に分れる。こゝでは植民地財政の特殊性が問題となる。

植民地に對する支出の特徴は征服、買収、鎮定等に關する所謂建國費である。佛蘭西のアルジェリヤ征服は巨額の經費を要したので著名であるが、獨逸領西南アフリカ、東アフリカは殆ど無償で獲得されたが、原住民の叛亂のため多大の軍事費を要した。外國から買収する場合、特許會社から特權を上げる場合、何れも經費を要し、日本の韓國併合の場合も一時金六千四百萬圓の支出があつた。その他境界測量費の如きも建設費である。次に植民地の開發のため土地調査費、土地改良費、鐵道敷設費等産業開發のための創業的支出が必要である。例へば植民地鐵道建設の利益として、關稅收入の増加、土人の生産獎勵による擔稅力の増加、投資獎勵、官有地價格の騰貴、叛亂鎮定、疫病飢饉の防止、教育布教の便宜があげられる。教育衛生等の社會的施設費が植民地に於ては急激に増大する。

植民地收入としては先づ嘗て西班牙、葡萄牙等の植民地に行はれたやうな掠奪があるが現在は餘り行はれず、印度土人王國は英領印度政府に貢納の義務を負つてゐる。次に土地拂下代金もウエイクフィールド法の行はれる場合に財源であるが、現在では土地無償拂下が主として行はれる。但し樺太は森林材木拂下代金を主要な財源としてゐる。資本乏しき植民地に於ては交通通行等の基礎的事業を政府が經營する場合多く官業收入があげられる。植民地官業は公益上及び民間資本缺乏の理由から經營されるので財政的利益も開發と共にでなければ發生しない。

朝鮮の營林廠、臺灣の阿里山製材事業の如く植民地重要物産について開拓者的に政府が事業を營むことが多い。次に專賣収入で、佛領印度支那の阿片、酒精飲料、鹽、英領印度、蘭領瓜哇の阿片、は何れも專賣である。臺灣では阿片については明治廿九年三月製藥所に、食鹽は同卅二年五月鹽務所に、樟腦は同年八月樟腦局で專賣事業を開始、明治三十四年六月專賣局に統一し、さらに卅八年煙草、大正十一年酒も專賣とした。樟腦專賣は外國人からの利權回収と濫伐粗製の弊害を除くこと、阿片專賣は吸飲漸禁を目的の一つとしてゐた。阿片吸飲者はこれにより著減したが、上等品使用、及び價格騰貴により阿片収入はよき財源であると云はれる。但し大正十年以後収入は漸減してゐる。朝鮮では煙草、人蔘、鹽が專賣である。

次に租稅收入であるが、植民地では開發不十分、原住民が課稅に不慣れ等の理由から、直接稅よりは間接稅を、而も關稅、消費稅が主で、稅率も本國より軽く、簡単な課稅標準をとり、土人に對しては慣習により特別な稅が行はれることもある。

土地私有制が確定し土地調査が完了して土地關係が明確にならなければ地租は課せられない。斯くて獨領東阿弗利加では地租は市街地にのみ課せられた。臺灣及び朝鮮では地租は主要財源であるが、臺灣では明治卅一年から七年の土地調査の結果大租權を整理し、小租戶に業主權を與へて之を地租納稅義務者とし、田園甲數の増加、及び稅率の改正により地租は土地調査後激

増した。そして從來地租課稅標準は地價であつたのを土地收益に代へ、大正四年から地租賦課を建物敷地に及ぼした。朝鮮では地稅納付者は小作人が主であつたが、大正二年迄に此の習慣を廢し、土地所有者を納稅義務者とし、大正三年には朝鮮地稅令を制定、同時に稅率を改正して約四割の増徴を行ひ、又從來地稅を課せられなかつた市街地に市街地稅を課するに至り大正七年土地調査完成により地稅令を改正して地價を以て課稅標準とした。

印度では從來土地は凡て國家の所有であるといふ傳統により土地に對する課稅は地代であつて租稅ではないと考へられた。その額は永久的にか或は一時的にか決定される。永久的決定によるものはベンガル、アグラ、マドラス等に見られ、土地收入に對する國家の頒け前は固定的な大きさである。一時的決定によるものは中央諸州ベンジャンプ其他のゼミンダリ制度及び、マドラス、ボムベイ、ビルマ等の農民土地所有制これである。前者は元收稅請負人であつて地主たる地位を認められるに至つたゼミンダリが小作人から徵收する地代の中から、さらに政府が上納を命ずるもの、農民土地所有制の場合は土地所有權を認められた農民がその純收の約半を政府に納める。以上二種のもものは三十年乃至二十年で改訂される。これ等は印度の地主及び農民にとつて負擔重く、土地に對する賦課金の納付不能で土地を沒收された者、負債を負つたもの多く而も印度政府は此の制度の改革を容易に肯じなかつた。印度の土地收入が地代である

なら、それは悉く地主たる政府に徴收され、租税ならば免税點、累進税率等が適用される筈である。ヘンリー・メイン等は一八七五年印度が直轄統治地となつた時、法理上それが租税であることを論じた。英吉利政府が土地私有制度を輸入し乍ら古代の慣習を固執するのは矛盾であると云はれる。土地増價税の成功したのは膠洲灣で、獨逸は土地を悉く官有地に買上げ競賣に附して私人の所有としたが、轉賣のとき約三三%の増價税を課し、賣買の行はれない土地に對しては二十五年毎に土地價格を推測して増加額に對し課税した。急激に發達した市街地の故に此の制度は成功したのであつて、直ちに原始生産植民地には負擔重くこれを適用しえない。次に家屋税であるが、臺灣の家屋税は大正十年以來、朝鮮の戸税及び家屋税は大正八年以來地方税とされた。未開植民地では *Hut Tax* が屢々重要な財源で、これ等は屢々間接的勞働強制手段として人頭税と共に比較的高率を課せられる。未開の植民地では徴收容易な人頭税を課すことが多い。例へば舊獨領東阿弗利加、また我が委任統治にある南洋群島も亦然り。植民地で或る程度經濟發達が進めば所得税をかける。印度では一八八六年所得税を設けたが農業では地稅があるので省いた。朝鮮では大正五年八月以來内地所得税法中人所得税に關する規定に限り實施したが、大正九年朝鮮所得税令が制定され、法人所得税のみが認められ製鐵業鑛山業の法人は免除をうける。臺灣では明治四十三年初めて法人所得税だけを掛け、大正十年から個人所

得税を設ける。關東州（大正九年）、樺太（大正十一年）は法人個人共に課税される。營業許可手数料の如きは別として、營業税は産業保護の理由から植民地では行はれ難く、我が國の關係では樺太に國税として、臺灣、關東州に地方税として存在する。植民地の直接税は原住民に財政的責任を與へ勞働を強制すると言はれるが、未發達のため適當な課税容體を缺き徴收手續き複雑で經費を要し、間接税が選擇される。然るに未知の消費税により原住民は生活の壓迫を受ける。例へば印度の鹽税の如く、屢々その撤廢が主張されたが人頭税なき場合全住民に對する唯一の税として拒絶された。然し食鹽消費減退のため減税を餘儀なくされた。朝鮮では明治四十二年最初の間接税として酒税及び煙草税が設けられたが、相當の苦痛を與へたもの如く、其後も酒税は關税、地税につき有力な財源であつた。臺灣では後に專賣となつたが明治四十年酒造税が設けられた。尙ほ臺灣では内地の砂糖消費税法、織物消費税法、樺太では砂糖消費税法が施行され、朝鮮でも内地と同一税率の砂糖消費税が大正八年新設された。これ等は内地植民地が關税共通區域たる關係から内地製糖業保護の主旨から課せられるものであるが、臺灣で明治三十四年砂糖消費税を新設した當時は右手で消費税を課し左手で補助金を與へて幼稚産業を保護しなければならなかつた。原住民が課税に不慣れの場合關税は徴收容易の理由から消費税にまさると云はれるが、その經濟的開發を貿易に負ふ場合輸入税率は低廉でなければならな

い。輸出税は舊國には存在しないが輸出向特産物を有ち且つ財源乏しき植民地には認められ易い。米國及び日本の植民地、英帝國のドミニオン及び舊植民地の多くは輸出税を存置しないが（臺灣は明治四十三年、朝鮮は大正八年廢止）、他の歐洲諸國の植民地はなほ輸出税の制度を有してゐる。植民地收入として貢納、土地拂下代金、官業收入、專賣收入、各種租稅收入について公債、借入金及び補助金があげられる。即ち植民地では歳入乏しきに拘らず開發その他の基本的支出を要すること急であるため財源として公債が求められる。臺灣事業公債法（明治三十二年）、朝鮮事業公債法（明治四十四年）は何れも同地の生産的事業目的のため制定された。但し朝鮮では大正八年の制度革新後文化施設擴張の急務を生じ其等についても公債支辨をした。我國に於ては大正八年三月事業公債金特別會計法により植民地公債も本國の統一整理する處となつたが、例へば英國の如く植民地自ら公債募集をする場合は本國が之を引受け又は保證する。而して收入が支出を賄ひ得なければ本國は補助金を交付すべく、本國財政の負擔となる。我が植民地中財政的に獨立せるは臺灣で、即ち明治四十二年迄總額三七、四八八、七五九圓の國庫補助金を受ける豫定であつたが、實際は明治三十八年度から補助實額總計三〇、四八八、六九一圓で臺灣財政は獨立したのみならず、明治四十二年度以降大正三年迄は關稅收入の一半を、大正二年度には砂糖消費稅の一半を、同三年度以降は内地で消費する砂糖に對する消費稅の全

部を一般會計に繰入れるに至つた。舊獨逸植民地はトーゴを除き何れも巨額の補助金を要したが、開發と共に植民地歳入を増加し補助の必要が減じた。

植民地の本國に對する財政的價值に關しては、植民地が本國に對し長期に亙り可成りの歳入を與へたと云ふことは極めて稀れなことで、スペイン植民地ではメキシコとキューバ、ポルトガル植民地ではブラジル、英領印度、蘭領瓜哇の如きが本國國庫を富ませ得た。原住民が自己に關係ある政治に發言權を有つに至れば植民地の歳入超過は期待しえず、白人の多數居住する植民地では本國に對する貢納は最初から反對で、今日では植民地から財政上の純益を期待し得ず、たゞ補助金を少からしめて自己の財源から發展せしめようと云ふことが、植民地財政について期待される場所である。

獨逸植民地は租稅政策上外國と同視され重複課稅の件についてのみ内國とみられた。何れの國の植民地も通例各々別の豫算を有つ、但し本國議會の監督權は各國の制度により異なる。獨逸植民地の財政權はもと皇帝の保護權内にあり、その豫算は獨逸帝國豫算に含まれず帝國議會の協賛を不必要としたが、議會の要求により一八八八年から八九年にかけての年度以後は議會に報告されることとなり、一八九二年改正により帝國議會の權限に屬せしめられたが、なほ本國豫算には包括されなかつた。佛蘭西植民地は一八三三年の法律により財政自主權を認められ、

植民地中央行政費及び軍事費を本國の負擔としたが、本國の負擔經費は後に港灣、司法、教育、保健等國家的支出をも含むものとし植民地は之に對し分擔金を納むべきものとされたが、一九〇〇年の法律により一切の行政費及び憲兵費は植民地豫算の負擔とし、軍事費のみ本國の經費に屬することとなつた。英帝國のドミニオンは完全なる財政的自主權を有つ。又その直轄植民地の豫算は植民大臣の下に於て總督及び植民地評議會が決するところであり本國議會には附議されない。日本の各外地豫算は特別會計をなすが、一般會計に對して特別に計上される意味に過ぎず、何れも内地豫算の一部で帝國議會の決するところである。

植民地經費の本國植民地間の分擔については、植民地の行政費、教育保健産業費、警察費、地方的軍事費等植民地限りの經費は植民地の負擔とすべく、本國に於ける植民地行政中央機關の經費、帝國的國防費及び征服・買収・叛亂鎮定費等、建設費は本國の負擔とすると云ふのが一般原則である。佛蘭西、日本は軍事費は本國負擔で、英國も海軍費其の他防備軍事費は本國負擔であるが、英國植民地は之に對して國庫への納付金を負擔し、ドミニオンは自己の海軍を有するものがあるが尙ほその國防不足のため軍艦或は金錢を帝國軍事費に貢與する。印度はその防備費のみならず、帝國的目的のため印度以外に使用の印度軍隊費をも負擔した。獨逸の植民地豫算獨立主義のもとに軍隊費も植民地の負擔とし却つて植民地の發達を妨げた。デルブル

ヒの植民地財政改革意見は植民地の軍隊費、中央行政費等は之を本國負擔とし、生産目的を有する繼續的臨時費は公債借入金によらしめ、文化的施設の一部は漸次植民地地方自治體に負擔せしめ、以て植民地財政の獨立を庶幾するにあつた。

植民地は本國とは別の豫算を有つのみならず、租稅體系、稅率等についても異なるのが常である。然し發達するにつれて、本國財政法規乃至財政制度をそのまゝ延長した同化主義政策がとられることがある。アルヂェリアのアラビア人稅は原住民の舊慣尊重の意味で存置され、阿弗利加の舊獨領植民地でも土人酋長に在來の課稅權を認め、又歐羅巴人と土人によつて租稅制度を異にしてゐた。植民は原住民社會にとつて未知の軍事的・經濟的・社會的各種の要求を伴ひ、本國は植民地の財政自立を期待するため、富の程度を異にする原住民の生活を壓迫する傾向ある新租稅、新稅率を課せられ易い。勿論植民地の發達に伴ひ、租稅の増徴も自づから行はれるが、植民地の生産額乃至貿易額の數字的増加から直ちに原住民の擔稅力の増大を結論することはできない。最も多く利益を受けるものは主として植民者たる資本家でその富は本國に持ち去られる。植民地の經費支出の状態、植民地政府の文化的、産業的施設等一切の經費が植民者の利益となるか原住民の利益となるかは問題である。ジロール (A. Girault) はアルヂェリアに於ける歐羅巴人と土人との負擔につき、租稅は各々約半を負擔する程度であるが、収入の大部分